ISSN 0289-2383

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.57|2004-10

世界の児童と母性

［特集］ 家族の再統合

世界の児童と母性

第57号／2004年10月

CONTENTS

特集◆家族の再統合

ひとこと――瀧口桂子……1
現代社会と家族機能――畠中宗一……2
わが国における子ども虐待に対する認識と対応の歴史――西澤　哲……6
家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けて
　　ー児童虐待防止対策から――相澤　仁……10
家族再統合における司法との関係――小坪淳子……14
子どもが家族から分離されるとはどういうことか――高橋　哲……18
家族分離と再統合のためのアセスメント――加藤曜子……22
児童養護施設における家庭復帰の現状と家族再統合の取り組み
　　――伊達直利……26
児童相談所における家族再統合の取り組みー心理判定員の立場から
　　――井戸　崇……30
乳児院における家族再統合の取り組みー実践例を通してみる
　　――窪田道子……34
思春期児童と家族の再統合――平田美音……38
里親が行う家庭復帰の取り組みー実親との交流を中心にして
　　――西川公明……42
子どもは家族に何を期待するかー子どもの声から――安川　実……46
虐待を被けた子どもと家族の再統合をめぐって
　　ー親の願い、子どもの願い、そして…――菅原哲男……50
再統合後の家族への支援――側垣一也……54
英国およびフランスの家族再統合の現状ー児童福祉制度との関係から
　　――菊池　緑……58
アメリカにおける家族再統合の現状――ヘネシー　澄子……62
編集後記――金井　剛……65

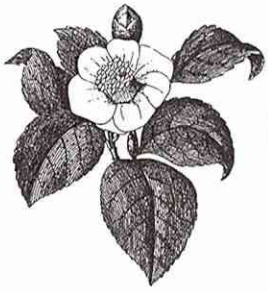

ひとこと

記録破りの猛暑、連続して上陸する大型台風、浅間山の噴火、地震、そして世界中で相次ぐテロ。この夏もまた自然界、人間社会ともに異常な状況が続いている。

とりわけ衝撃的であったのは、「9・11」同時多発テロから3年目をむかえる直前に、ロシア・北オセチア共和国で起きた学校占拠事件である。始業式が行われていた学校に武装集団が侵入し、約1,200人の人質をとって2日以上もたて篭もり、最終的には銃撃戦となった。「犠牲者は500人以上」とも推測され、その半数近くは子どもたちである。

戦闘やテロがますます激化するイラクでも、殺されたり傷つき、苦しんでいる子どもが増えている。新聞発表（朝日8月28日）によるとイラクにおける妊産婦・新生児の死亡率は高く、小児白血病やガンが増えているという。戦火による直接の犠牲だけではない。ちなみに妊産婦の死亡が10万件あたり310件と90年代の約3倍、新生児死亡も周辺国の3倍の1,000件あたり107件に急増しているそうだ。「世界の児童と母性」を視野に企画編集している本誌はこの事実を真剣にとらえ、読者と共に考え、私たち一人ひとりが行動できることは何かを模索していかなければならないと思う。弱い立場のものへの差別と抑圧、そして暴力はいかなる理由があったとしても、恐怖と憎しみ、復讐の連鎖をうむだけである。

本号の特集テーマは「家族の再統合」である。家族は社会の基礎集団であり、人間形成の場、人を信頼し、尊重する心を育てるよりどころである。

ところで、編集委員のおひとりウイリアムス飯久保蔦枝氏がご都合により委員を辞され、本号から新保幸男氏が新たにその任について下さっている。

編集委員長・瀧口桂子

特集

家族の再統合

現代社会と家族機能

大阪市立大学大学院生活科学研究科　教授　畠中宗一（はたなかむねかず）

1．富裕化社会における子ども家族問題

富裕化社会における子ども家族問題は、貧困社会におけるそれと基本的に異なる。貧困社会における子ども家族問題は、富裕化によって解消されるという楽観的な認識さえ存在した。富裕化社会の子ども家族問題は、第一に富裕化が家族機能の外部化を可能にし、その結果、家族機能が脆弱化するということ、第二に富裕化が私事化を育てるということ、この二つの変数の関数として出現してきていることに留意しておきたい。(畠中宗一、2000ａ：23)図１は、富裕化社会における子ども家族問題を従属変数に設定した分析枠組みである。(畠中宗一、2000ｃ：96)

2．自己実現を指向する社会における家族機能の脆弱化と私事化

自己実現を指向する社会において、一方で家族機能が脆弱化し、他方で私事化が促進されることは、どのような状況を意味するか。前者は、富裕化が家族機能を外部化した結果であるが、言い方を換えれば、家族機能が脆弱化した状況で自己実現が指向されるということを意味する。後者は、私事化を前提に自己実現が指向されることを意味する。

ところで、家族機能は通常、①男女の性的欲求を充足させること、②子どもを生み育てること、③家族成員に対して物質的・精神的両面にわたる安定を与えること、などがあげられる。①については、共働きが一般化するなかで、セックスレスや家族空間に居場所を獲得できない状況から家族外で性的欲求を充足させる人々の存在が指摘されている。②については、共働きの場合、子育てそのものが外部化される状況にある。③については、家族がそれらの機能を充足させることができていないことが指摘されている。(畠中宗一編、2002ｂ：10 - 38)

このように、現代家族は、これまで言われてきた家族機能を充足させることができない状況に至っている。

3．山根家族論における家族と社会

山根家族論の特徴は、家族と社会を対峙的に捉えていることである。したがって、家族の社会に対する関係は、適応、過剰適応、不適応の３つからなる。すなわち、

> 家族の社会に対する適応は、家族が社会に対する抵抗体としての機能を果たしつつ社会の変動に対応することを意味する。変化に対応することと抵抗することは矛盾しているが、その弁証法的統合がここでいう適応である。家族の社会に対する過剰適応は、社会の変動に対する家族の無批判の対応を意味する。一方、家族の社会に対する不適応は、家族が社会の変動に対して否定的で適応に失敗することを意味する。(山根常男、1998：52)

家族を、社会は家庭に土足で入り込むことは許されないという意味での「プライヴァシーのとりで」、家族を、親の側から見れば育児であり、子の側から見れば人格発達であると表現できる育児の機関を意味する「人間性のとりで」として認識する山根にとって、家族の「プライヴァシー」や「人間性」が維持できないような状況において、家族が抵抗体としての機能を発揮することが期待される。

果たして、現実の家族は、山根のいう「抵抗体としての機能を果たしつつ社会の変動に対応する」という意味での適応ができているだろうか。さまざまな家族問題の発生は、家族が過剰適応や不適応していることを物語っている。(畠中宗一、2003：26 - 39；畠中宗一編、2004)

4. 子どもの養育を阻むもの

子どもの養育を阻むものとして、①自立に関する誤った認識、②子どもをコントロール可能な存在とみなす、③マニュアル指向、④親役割の実行能力の低下、⑤群れる経験の不足、⑥手間隙をかけることを惜しむ、などが指摘されよう。

(1) 自立に関する誤った認識

戦後社会は、一方で「自立」に肯定的な価値観を付与しつつ、他方で「甘え」や「依存」を否定的に認識してきた。(畠中宗一編、2002 a：4 - 9)「自立」を指向することが誤っているわけではない。子どもが成長・発達していくプロセスにおいては、子どもなりに壁にぶつかりどのように対応したらよいかわからないということが多々起こってくる。このような場合、大人が子どもの悩みに寄り添ってあげたりサポートしてあげることによって、子どもは悩みから脱出することができる。ここでいう子どもの悩みに寄り添ってあげたりサポートしてあげる行為は、子どもの「甘え」や「依存」を受容することに等しい。このような場合、大人が子どもに「自分で考えなさい」というメッセージを出す場合があるが、このようなメッセージをもらった子どもは、何のモデルもない状況で悩み続けることになる。(畠中宗

図1. 富裕化社会における子ども家族問題の分析枠組

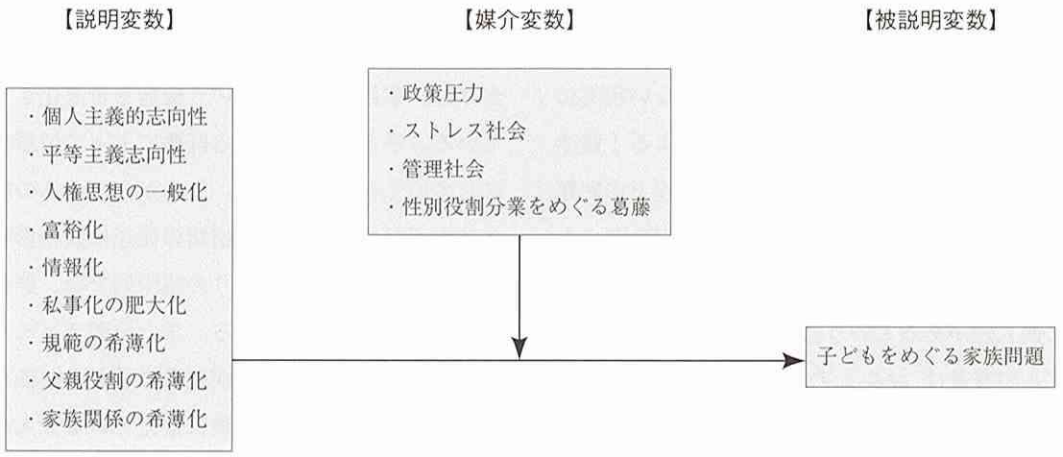

一、2004ｄ）子どもがより高い自立を獲得していくためには、「甘え」や「依存」の機能をきちんと評価しておくべきである。戦後社会は、子どもに「自分で考えなさい」というメッセージを送ることが、子どもの自立を促すと考えてきた節がある。これは、誤った認識ではないか。

（2）子どもをコントロール可能な存在とみなす

子どもが「授かりもの」から「作るもの」として認識されてきていることとも関連するが(柏木恵子、2001：34-36)、大人の子どもに対する愛情のかけ方は、「無条件の愛」というより「条件付きの愛」によって育てられる傾向が見られる。親の設定した枠組みのなかで子どもをコントロールすることが行われることになる。子どもは、親を愛するがゆえに良い子を演じるが、それには臨界範囲が存在する。子どもの臨界範囲を超えると、子どもは簡単に切れてしまう。子どもを「条件つきの愛」によってコントロールするという営みが、子どもの自立を阻害する可能性があることに敏感でありたい。子どもは、一個の主体的人格として認識されることを大人がどのように理解しているかが問われている。

（3）マニュアル指向

加えて育児や子育ての領域でもマニュアル指向が普及している。育児や子育てのマニュアル化は、育児情報を育児雑誌に依存しなければならない現実によって普及していく。もちろん保健所による1歳半健診や3歳児健診で予防的な観点から発達上の問題をチェックするために一定のマニュアルが必要であることは理解する。しかし、乳幼児期の子どもは、発達に個人差があるという認識は常識に属する。マニュアルの普及は、マニュアルが一人歩きするとき、自分の子どもを発達が遅れているか否かで見てしまう。子どもは、大人の働きかけによって、多様な反応を示す主体である。育児ストレスや育児ノイローゼの一因は、マニュアルを過信し子どもの多様性に対する認識の弱さが関連している。

（4）親役割の実行能力の低下

子どもができると親になるが、親になることは、親役割の実行能力までを保証するものではない。かつてフロムは、愛することには、能力が必要であると記述したが（フロム、1959)、同様に親役割の実行能力を高めるためには、学習や研修といったことを必要とする。(畠中宗一、2003：50-51）子どもが育つ環境を整えてやることも親の役割である。昔の親と今の親の置かれている状況は異なる。コミュニティがしっかりしていた時代は、親や家族を背後で支えるシステムが作動していたが、今日はコミュニティの崩壊が言われて久しいわけであるから、育児や子育ての問題は、親や家族の単位で対応せざるを得ない。結果、孤独な育児が実行されることになる。そのことはまた、育児ストレスや育児ノイローゼの温床でもある。

（5）群れる経験の不足

私事化の広がりが子育てに及ぼす影響を考えてみると、第一に、家族団欒による食事から個食が増えていることを指摘できよう。食事をするという行為は、家族が群れるための仕掛けの機能を持っていた。（大谷貴美子、2004：118-129）しかし、個食の広がりは、家族が群れるという機能を希薄化させてきている。子どもは、群れる経験によって情緒を豊かにしていく存在でもある。したがって、この経験の欠落や不足は、子どもの情緒の発達に負の影響を与える。不登校やひきこもりの臨床例では、群れる経験の欠落や不足が見られる。また公園デビューなどにおいて、自分の子どもが他者の子どもに砂をかけてしまった場合など、背後に控えている大人が対応するということが多く、子ども同士あるいは子ども集団で問題を解決するという発想が取れない。大人

の手がすぐ出てしまうということは、大人が子どもをコントロールしているということでもある。

（6）手間暇をかけることを惜しむ

われわれの生活は、生産的であることを重視する余り、効率的な思考を好む。結果、煩わしさを回避したり、手間隙をかけることを惜しんだりする。また子どものニーズに、代替的な手段で対応する。たとえば、子どもは、大人が子どものために時間と身体を使ってくれることを期待しているにもかかわらず、大人はお金やものによって子どものニーズに対応しようとする。大人は自分の仕事に追われているため、子どものために使用する時間と身体を持ち合わせていない。しかし、手間隙をかけなければならないときに、親が子どもにきちんと向き合えないことに、子どもは、自分に対する親の愛情に不安を抱く。子どもは、さまざまな形で大人の愛情を確認しようとして「甘え」る。自立を図ろうとする子どもは、「甘え」を許容できない親からさらなる不安を抱くことになる。子育ては、いっときである。そのとき、子どもときちんと向き合えるかがポイントである。手間隙をかけることに億劫になってはいけない。きちんと対応すれば、子どもの関心は、また別の対象に移っていく。子どもとは、そのような存在である。きちんと対応しないことが、子どもに同じことを何度も要求させることになる。

5．結論

現代社会は、生産性を高めることに主眼をおいて富裕化を実現してきた。しかし、富裕化を実現するために多くのことがらを犠牲にしてきたことも事実である。富裕化社会のなかで生起してきた子ども家族問題は、家族機能の外部化に伴う家族機能の脆弱化および私事化といった2変数の関数である。したがって、このような状況で生起するさまざまな子ども家族問題に対しては、一方で、これまでのしつけや子育てのあり方を反省し、他方で、家族が主体性を発揮できるような枠組みを整備することが必要である。これらの条件がクリアされて、家族の再統合という目的を達成するための可能性が生まれるのではないか。

参考文献
(1)フロム、E（懸田克躬訳1959）『愛するということ』 紀伊国屋書店
(2)畠中宗一（2000ａ）『子ども家族支援の社会学』世界思想社
(3)畠中宗一（2000ｃ）『家族臨床の社会学』世界思想社
(4)畠中宗一編（2002ａ）『自立と甘えの社会学』世界思想社
(5)畠中宗一編（2002ｂ）『母子臨床再考』（「現代のエスプリ」420）至文堂
(6)畠中宗一（2003）『家族支援論：なぜ家族は支援を必要とするのか』世界思想社
(7)畠中宗一編（2004ｃ）『抵抗体としての家族：主体的な家族を志向する人々のために』（「現代のエスプリ」442）至文堂
(8)畠中宗一（2004ｄ）「二極化する親の時代：過保護と放任・虐待」『児童心理』５月号
(9)柏木恵子（2001）『子どもという価値：少子化時代の女性の心理』中央公論新社
(10)大谷貴美子（2004）「食事学からみた家族：幼少期の食の意味」『抵抗体としての家族：主体的な家族を志向する人々のために』（「現代のエスプリ」442）至文堂
(11)山根常男（1998）『家族と社会：社会生態学の理論を目ざして』家政教育社

キーワード：**山根家族論**

山根家族論は、『家族と人格：家族の力動理論を目ざして』『家族と結婚：脱家父長制の理論を目ざして』『家族と社会：社会生態学の理論を目ざして』（いずれも家政教育社）の３部作に代表される。家族の原型を父母子として認識し、子を含むがゆえに育児の機能が重視される。また個人愛から家族愛を媒介して社会愛が育つという認識が取られる。加えて、『家族と社会』で展開された適応の概念は、家族の抵抗機能が意図されている点でユニークである。山根家族論の紹介として、畠中宗一編（2004）『抵抗体としての家族：主体的な家族を志向する人々のために』（「現代のエスプリ」442）至文堂を参照されたい。

特集
家族の再統合

わが国における子ども虐待に対する認識と対応の歴史

大阪大学大学院人間科学研究科
臨床心理学講座助教授　西澤（にしざわ）　哲（さとる）

1．はじめに

子どもの虐待の歴史的な展開を扱った論文や書籍のほとんどは、今日の虐待に対する認識や対応の出発点を1960年代初頭のKempeの研究においており、その意味では、世界的に見た場合、1960年あたりが虐待元年といったことになろう。ではわが国の場合にはどうかというと、おそらく1990年あたりということになるのではないだろうか。1990年には日本で最初の虐待に関する民間ネットワークである児童虐待防止協会が大阪に誕生し、翌1991年、東京に子どもの虐待防止センターが設立され、その後、民間のネットワークは全国的な広がりを見せた。

また、児童相談所の統計で、それまでは「養護相談」等に含まれていたものを虐待に関する相談として別立てで集計し始めたのも1990年のことであった。それ以前の虐待の実態に関しては、1973年から74年にかけて当時の厚生省児童家庭局が児童相談所を対象に行った調査や1987年の厚生科学研究で行われた小児科医を対象にした調査（松井ら、1987）など、散発的な調査に頼るしかない状況であった。

1990年度の「児童相談所における虐待相談の処理件数」は約1,000件であったが、その後、年々急激な増加を示し、2003年度のそれは26,735件にもなっている。こうした数字を見ても、わが国の虐待対応の歴史は1990年を起点としていると見て間違いないであろう。

子どもの虐待に関する主たる研究論文や専門書も、そのほとんどが1990年以降に出版されている。もちろん、重要な研究書の中には、それ以前に出版されたものもある。たとえば、池田の「児童虐待の病理と臨床」は1979年に出版されている。しかし、これはある意味「例外」であり、当時の子どもの福祉や保健・医療にはほとんど影響を与えなかった。池田の重要な業績が再評価されるようになったのはやはり1990年以降のことであった。

そこで本稿では、1990年以降の子ども虐待に関するわが国の動向について、研究論文、専門書、および法律や社会制度の変遷を手がかりに概観することにする。

2．虐待に関する認識

（1）虐待の定義

今日の「子ども虐待」は英語の“child abuse”の訳語であり、本来の意味は「子どもの存在や子どもとの関係を保護者が乱用し、保護者の欲求や要求を解消しようとする行為」であると言える。1990年以降、虐待という言葉はこうした意味で用いられてきたが、長らくその定義は定まらなかった。多くの研究論文や報告は、大阪府児童虐待対策検討会議（1990）の定めた定義に準拠し、虐待を定義していた。

わが国で虐待に関する公式の定義が登場するのは、2000年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）であった。この法律は、従来の習慣的な定義を踏襲し、子どもの虐待を身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の４つに分類している。また、2004年に行われた同法の一部改正で、配偶者間暴力（いわゆるＤＶ）の目撃が心理的虐待に含まれるとされた。今後は、子ども自身が直接的な暴力を経験していなくてもＤＶ家庭で育った場合には虐待にあたると判断され、保護の対象が拡大されることとなった。

（2）虐待に関する認識

このように、1990年以降、法律や制度の面での整備が進められたわけであるが、それは、虐待にかかわる専門家たちの虐待に対する認識が高まったということを必ずしも意味しない。2002年度の厚生労働省報告例によれば、同年度の虐待相談処理件数は23,738件であり、その内訳は、身体的虐待が10,932件（46.1%）、性的虐待が820件（3.5%）、心理的虐待が3,046件（12.8%）、ネグレクトが8,940件（37.7%）となっている。これは、たとえば米国をはじめとした欧米各国とはかなり異なった特徴を示している。欧米では、ネグレクトが全体の50%以上を占め、身体的虐待は20～30%にとどまる。また、性的虐待は全体の10～20%を占めている（西澤ら、2000）。こうした統計データと比較した場合、わが国では、虐待と言えば主として身体的虐待を意味しており、ネグレクトが過小評価される傾向にあると思われる。また、性的虐待は欧米に比べて桁違いに少ない構成比となっており、虐待にかかわる大人たちが性的虐待を適切に認識できていない可能性を示唆している。児童相談所に勤務する精神科医の観点からわが国の虐待問題を概観した開原の論文（1994）でも、性的虐待に関しては米国のデータを示すのみにとどまっており、わが国の状況については言及していない。また、筆者の経験では、児童養護施設等の児童福祉施設には家庭での性的虐待を経験した子どもが多く存在するものの、その大半は施設入所後に性的被害の事実がわかったものであり、児童相談所がその被害を認識していた子どものほうがむしろ少ない。こうした状況は、性的虐待に関する認識の不十分さを表していると言える。

3.虐待に対するソーシャルワーク

子どもが虐待を受けているとの認識を社会が持った場合、原則的には子どもの保護、適切な養育および治療の保障、保護者への治療・支援、そしてそれが可能な場合には家族の再統合に向けた援助などの一連のケアが提供されなければならない。こうしたケアは、ソーシャルワーク的な援助と心理臨床・精神医療の領域の援助に大別されることになるが、結論的に言えばわが国の現状では、子どもを虐待環境である家庭から分離し児童養護施設をはじめとした養育機関に託するといったソーシャルワーク的援助にとどまっている。子どもや親に対する心理療法や精神医療による支援・治療の取り組みは、次項で述べるようにまだその端緒に着いたばかりである。

1990年代に入って子どもの虐待に関する専門書が相次いで出版されているが、90年代前半においてはそのほとんどが虐待環境からの子どもの分離に力点を置いたソーシャルワークに関するものであり（たとえば津崎、1992）、子どもや家族の治療に関する論文や書籍は1990年代の後半から2000年代にかけて散見されるようになった程度である。

子ども虐待に対するわが国の対応がソーシャルワーク的援助にとどまっていることは、法律・制度面からも明らかである。2000年に制定された児童虐待防止法は第4条で国及び地方公共団体の責務等を定めているが、その中心は「児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護」であり、その後のケアについてはほとんど言及されていない。2004年に行われた法改正ではこの第4条が大幅に改正され、国・地方公共団体の責務が分離後の子どものケア、保護者のケア、および家族再統合に向けた取り組みにまで拡大された。こうした法律の改正を見る限り、分離後のケアの必要性に関する意識は2000年以降ようやく高まったということになる。

4.虐待を受けた子ども、虐待にいたった保護者・家族の支援および治療

（1）虐待が子どもに与える心理・行動上の影響の認識と子どもの援助・治療の現状

虐待が及ぼす子どもへの心理的影響に関して、わが国の子どもを対象とした症例の検討や調査結果が報告され始めたのは1990年代後半以降である。奥山（1997）は、虐待を受けた子どもとの臨床経験をもとに、虐待による子どもへの心理的・精神的影響を発達上の問題と心的外傷の問題とにわけ、発達上の問題として「自己抑制力の低下」「体験のisolation」「自己評価の低下」「怒りをかう

行為」「自己の連続性の低下」を、また、心的外傷の問題として「ＰＴＳＤ」と「虐待の再体験」を挙げている。また亀岡（1997）は、入院治療を行った35人の子どもの精神科的特徴を分析し、自傷･他害行為、反社会的行為、学習上の問題、食行動の異常が多く見られたと、従来の欧米の研究とほぼ一致する結果を報告している。

こうした複数の事例を対象とした臨床的研究に対して、2000年以降には量的な調査研究が行われるようになった。西澤ら（2000）は、児童養護施設に入所している子どもたち179人を対象に、ＣＤＣ（Child Dissociation Checklist、Putnam、1985）とＴＳＣＣ（Trauma Symptom Checklist for Children、Briere、1996）を実施し、その結果を施設入所以前に虐待経験のある群とない群で比較している。その結果、虐待を経験して施設に入所している子どもは全体的に解離性の反応が有意に多く、また、虐待経験のある群に、抑うつ症状、不安症状、怒りの症状、およびポストトラウマ症状が有意に多く見出された。

このように、1990年代の後半以降は、虐待を受けた子どもを対象とした質的研究および量的研究が行われるようになり、虐待が子どもに重大な心理的・精神的影響を与えることが明らかになった。

虐待が子どもに重大な心理的影響を与えるとするなら、子どもへの援助は虐待環境からの分離・保護だけでは不十分で、子どもの心理的な援助が必要となることは明らかである。とりわけ、子どもと家族との再統合を考えるなら、虐待に由来する子どもの症状や行動を改善することは、再虐待の発生の予防という見地からも非常に重要な意味を持つ。1999年に厚生労働省は児童養護施設への心理職員の配置を開始したが、これは子どもたちへの心理的援助の必要性の認識と呼応した動きだといえよう。

1990年代半ば以降、心理臨床や精神医療の専門雑誌に虐待を受けた子どもの心理治療に関する報告が見られるようになった（前田、1993；山口、1994；康、1997；水田ら、1998；棚瀬、1998；藤田、1998）。こうした臨床・事例研究では、外傷的体験の想起と表現、虐待体験のプレイにおける再現、虐待者への怒りの表現、ケアや医療をテーマとしたプレイ、セラピストとの身体的接触や退行現象などが心理療法のテーマとして指摘されている。一方で、こうしたテーマの取り扱いについては、子ども主導型の展開に任せる立場から、トラウマからの回復のプロセスとして積極的に介入する立場までさまざまである。今後、心理療法における虐待体験からの回復過程に関する検討が必要であろう。

（２）虐待傾向のある親･家族の心理的特徴の理解と親･家族の支援・治療

親や家族がどのような経過で子どもを虐待するにいたるのかに関して、臨床心理学的および精神医学的な観点からの検討が行われるようになったのも1990年代半ば以降である（鵜飼、2000；棚瀬、1996；岩田、1995）。これらの研究は、1970年代以降の欧米の議論を踏まえ、わが国の親や家族の状況を検討している。

鵜飼（2000）は、虐待の『世代間伝達』と呼ばれる現象を、対象関係論および愛着理論の観点から検討し、虐待を受けたという自分の成育史上の出来事を現在の自分がどのように受け止めているか、つまり、その体験が「自分の過去の歴史の一部」として整理されているか否かが､虐待の発生に関して重要な鍵を握ると論じている。

棚瀬（1996）は、子どもへの虐待を生じる４つの要件を整理している。その４つの要件とは、①母親自身の乳幼児期における被虐待体験あるいは何らかの被剥奪体験、②子どもに対する母親の認知的歪曲、③限界を越えた危機状況の存在、④社会的援助の欠如である。棚瀬は自身が治療に当たった事例の分析によって、これら４つの要件の妥当性に関する検討を行っている。

岩田（1995）は、入院治療を行った子どものうちで精神科医が両親に面接した38例を分析し、親自身の成育歴における問題から虐待の発生および悪化に至る経過を、悪循環を中心とした力動的モデルとして提示している。

このように、1990年代後期以降、わが国においても虐待傾向のある親や家族の心理学的・精神医学的理解はある程度の進展を見せた。また、これらの理解に伴い、親自身の被虐待歴の整理、子どもに対する認知の歪みの修正、虐待の発展における悪循環の阻止など、親・家族の

治療で焦点とすべきテーマが浮上してきた。しかし、こうした親への治療や支援を誰がどのような形で担うのかという制度的問題が棚上げにされていると言える。親や家族のケアは、制度的には児童相談所の役割とされるところだが、現在の児童相談所は子どもへの対応で手一杯といった状況にあり、その役割を担うことは不可能である。また、東京の子どもの虐待防止センターや大阪の児童虐待防止協会等の民間団体が虐待傾向のある親たちのためのグループを提供しているものの、需要にまったく追いつけていない状況である。こうした現状を考えるなら、親や家族の援助に当たる機関の整備が急務であると言えよう。

5．おわりに：家族の再統合を目指して

本稿で見てきたように、虐待は子どもに大きな心理的・精神的ダメージを与えるものであり、子どもに対する心理的な援助や治療が不可欠である。また、虐待にいたる親の多くが精神的な問題を抱えており、子どもと同様、精神的な援助や治療を必要としている。先述のように、今回の児童虐待防止法の改正によって自治体の責務に家族の再統合が含まれることになるが、こうした「家族の再統合」は、子どもや親への十分な援助・治療の上に立つものでなければならず、子どもや親への援助・治療を抜きにして家族の再統合だけが至上命令のごとく先走るといった事態は避けなければならない。

また、親の精神的援助や家族再統合のためのプログラムを提供するためには、「子ども家庭福祉」のパラダイムの大きな転換が必要になる。従来の子ども家庭福祉は、子どもの養育の第一義的責任を保護者および家庭に置き、保護者がその養育力の限界に達するまで社会は介入せず、限界に達して家庭の養育機能が破綻した段階で初めて社会が子どもの養育を引き継ぐという、いわば「バトンタッチ型」のパラダイムを持っていた。このバトンタッチ型パラダイムでは、子どもの養育を社会が引き継いだ後には保護者や家族が再び表舞台に登場することはなく、したがって保護者の援助や治療、あるいは家族の再統合などの発想は生まれないことになる。今回の法改正に盛り込まれた援助の内容は、育児を当初から保護者・家族と社会との共同作業であるととらえる「協働型」の福祉パラダイムの発想である。このように、虐待を生じた家族への援助や家族の再統合を追求することで、その前時代性が指摘されてきたわが国の子ども家庭福祉が大きな前進を遂げることにもなるのだ。

参考文献

(1)池田由子：児童虐待の病理と臨床。金剛出版、1979。
(2)岩田康子：児童虐待。臨床精神医学、24(8)、1053－1059、1995。
(3)開原久代：被虐待児症候群。臨床精神医学（増刊号）、252－257、1994。
(4)亀岡智美：被虐待児の精神医学。臨床精神医学、26(11)、11－17、1997。
(5)康智善：母性剥奪と被虐待により著しい行動障害を示した3歳女児の治療過程：攻撃性と対象世界の変遷。心理臨床学研究、15(2)、159－170、1997。
(6)前田研史：被虐待児と虐待する親の病理と治療。心理臨床学研究、10(3)、40－52、1993。
(7)松井一郎、谷村雅子、小林昇：親子関係の失調に関する社会病理的研究：小児医療の場における被虐待児の実態。昭和62年度厚生省心身障害研究『家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究』、1987。
(8)水田由子、小杉恵、中農浩子、小林美智子、西澤哲：虐待を受けた3歳男児の心理治療例：心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に対する治療。心理臨床学研究、39(2)、198－200、1998。
(9)西澤哲、石井朝子、峯本耕治：性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワーク的援助及び心理的ケアのあり方に関する研究。平成11年度児童環境づくり等総合調査研究、2000。
(10)西澤哲、中島彩、井上登生、宮本信也、庄司順一、奥山眞紀子：被虐待児のトラウマ反応と解離症状に関する研究。平成11年度厚生科学研究『被虐待児の処遇及び対応に関する総合的研究』、2000。
(11)奥山眞紀子：被虐待児の治療とケアー。臨床精神医学、26(1)、1997。
(12)大阪府児童虐待対策検討会議：被虐待児の早期発見と保護のためのマニュアル。1990。
(13)津崎哲郎：子どもの虐待：その実態と援助。朱鷺書房、1992。
(14)棚瀬一代：実母による乳幼児虐待の発生機序について：事例分析による検討。心理臨床学研究、13(4)、427－435、1996。
(15)棚瀬一代：心理的に虐待を受けてきたＡ子との治療的関わり。精神分析研究、42(5)、552－562、1998。
(15)鵜飼奈津子：児童虐待の世代間伝達に関する一考察。臨床心理学研究、18(4)、402－411、2000。
(16)山口義枝：遊びに再現された外傷体験。心理臨床学研究、12(2)、156－165、1994。

キーワード：**虐待の世代間伝達**

子どもの頃に虐待を受けて育った人が親になって子どもを虐待してしまう現象を指す。虐待が社会問題となった当初、虐待はすべてこの世代間伝達の結果であると考えられてきたが、その後の研究は世代間伝達の比率を30～40%程度としている。しかし一方で、深刻な虐待を行う親の大半が虐待を受けて成長していることも明らかとなってきている。世代間伝達が生じるからこそ虐待を受けた子どもに十分な治療やケアが必要になると言える。

特集

家族の再統合

家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けて

―児童虐待防止対策から

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課　児童福祉専門官　相澤（あいざわ）　仁（まさし）

1．はじめに

周知のとおり、合計特殊出生率が1.29になり少子化が進行しているにもかかわらず、児童虐待、少年非行が増加傾向にあり、児童問題が深刻化している。平成15年度の児童相談所における児童虐待相談処理件数は速報値で26,523件となり、依然として増加が続いている。

また、子どもと保護者を分離保護し、子どもが児童福祉施設や里親等に措置された件数は、表1をみるとわかるように、平成9年度（1,198件）から平成13年度（3,006件）まで増加している。平成14年度においては2,870件になっている。

厚生労働省においては、以前より、児童虐待が深刻な状況にあり、社会全体として早急に取り組むべき問題であるという認識に立ち、平成14年12月「児童虐待の防止等に関する専門委員会」、平成15年4月「社会的養護のあり方に関する専門委員会」を社会保障審議会児童部会内に設置し、検討をいただくとともに、児童部会（本体）においても各委員会の報告を踏まえつつ、児童虐待問題について検討を重ねていただいた。それらの報告書を踏まえ、児童虐待等の問題に適切に対応するため、児童相談に関する体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第百五十九回国会に提出した。

さらに議員立法の形で「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」が同国会に提出され、平成16年4月7日可決、成立したのである。

ここでは、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化について、制度的な面からその取り組みについて言及する。

2．家族再統合および家族の養育機能の再生・強化に関する児童部会からの指摘

児童部会においては、「児童虐待の防止等に関する専門委員会」、「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の2つの委員会報告書および児童部会における議論を踏まえ、「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」を取りまとめた。そのなかで、家族再統合や家族の養育機能の再生に対する課題および対策については、次のような指摘がなされた。

児童虐待防止対策の目標は、虐待を受けた子どもが安全で安心できる生活を保障するだけでなく、適切なケアや治療を提供することによって、子どもの心身の健全な発達と自立を促し、さらには保護者への適切な指導・支援を通じた家族再統合や家族の養育機能の再生・強化にある。

そのためには、分離保護も在宅支援の場合も、虐待を受けた子どもだけではなく、虐待を行った保護者に対する治療や指導の充実など「家族」への支援という視点に立ち、十分な実態把握・評価（アセス

メント）を行うことが必要である。そのうえで、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けて、すでにいくつかの機関によって実施されている保護者に対する治療・指導プログラムを充実、発展させ、普及を進めるとともに、家族再統合に向けたプログラム開発についても研究を進めることが必要である。

また、子どもと保護者の分離保護を行った場合であっても、可能な限り家庭的な生活環境を保障するとともに、子どもの個々の状況に応じてきめ細やかなケアを行えるよう、里親制度の充実や施設におけるケア形態の小規模化を進めていく。そして必要に応じ、適切な治療や、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の充実など自立への支援を強化していくことが必要である。

また、子どもの自立や家族再統合、家族の養育機能の再生・強化にあたり、地域において、虐待を受けた子どもとその家族の自立に向けた長期的な支援を行ううえで、見守り役としての市町村の役割が重要である。このため、関係職員の資質の向上や多くの関係機関からなる市町村ネットワークの強化が必要である。

3．厚生労働省としての主な取り組み

厚生労働省としては、児童虐待の現状やこうした指摘を踏まえ、児童福祉法の改正案の提出、児童虐待防止対策関連予算の拡充、保護者指導法の開発に関する研究などの対策を講じ、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を図っている。

（1）改正児童福祉法案

改正法案における家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に関連する主な事項の概要について紹介する。

1つは、地方公共団体に保護を必要とする子どもの状況の把握や情報交換を行うための協議会を設置できることとするとともに、協議会参加者の守秘義務、支援内容を一元的に把握する機関の選定等、その運営に関し必要な規定を整備する規定を設けた。これにより、保護を必要とする子どもについての情報を幅広に入手できるようになるとともに、要支援の家庭へ適切な保護や支援が行われるようになると考えている。

2つ目は、児童福祉施設および児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置づける規定を設

表1．児童相談所の児童虐待相談における児童福祉施設入所措置・里親等委託件数

種　類	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
施設入所措置	1,166	97.3	1,391	97.5	2,081	97.7	2,527	96.5	2,857	95.0	2,698	94.0
児童養護施設	925	77.2	1,100	77.1	1,585	74.4	1,909	72.9	2,053	68.3	1,936	67.5
乳児院	160	13.4	192	13.5	317	14.9	348	13.3	491	16.3	454	15.8
児童自立支援施設	21	1.8	23	1.6	50	2.3	70	2.7	80	2.7	88	3.1
情緒障害児短期治療施設	28	2.3	37	2.6	56	2.6	84	3.2	97	3.2	88	3.1
その他の施設	32	2.7	39	2.7	73	3.4	116	4.4	136	4.5	132	4.6
里親等委託	32	2.7	35	2.5	48	2.3	91	3.5	149	5.0	172	6.0
合　計	1,198	100.0	1,426	100.0	2,129	100.0	2,618	100.0	3,006	100.0	2,870	100.0

けた。これにより、家族再統合後の見守りや支援などのアフターケアの充実が図られると考えている。

3つ目は、保護を必要とする子どもに関する司法関与の見直しを行い、家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置について有期限化する規定を設けた。期限を設けることで、保護者が将来の見通しを持つことができるなど、保護者に対する支援を効果的に行いやすくなるのではないかと考えている。

4つ目としては、子どもの保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みを導入する規定を設けた。具体的には、まず施設入所措置の審判過程において、家庭裁判所は都道府県に対し、①審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告や意見、②事例によっては、審判過程において一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見を求めることができること。また、施設入所措置の承認の審判を行う際、家庭裁判所が、必要に応じ、児童相談所に対し保護者指導措置を採るべき旨を勧告する制度を導入することとなっている。これにより、指導に従わないといった保護者に対しても一定の効果が期待できるのではないかと考えている。

（2）16年度児童虐待防止対策関連予算

また、予算面においても、平成16年度においては、前年度と比較しておおむね3.5倍の予算措置を講じたところである。

家族の再統合等に関連する事業としては、

①育児支援家庭訪問事業の創設

出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

②子育て支援総合推進モデル事業（都道府県事業）の創設

地域の医療、法律等専門機関の協力を得て、児童相談所が相談機能の強化を図る等地域の養育力を高める先駆的取り組みへ補助を行う。

③施設の小規模化の推進

・地域小規模児童養護施設の拡充

被虐待児等を家庭的な環境の中で養育するため、地域小規模児童養護施設を拡充する。

・児童養護施設の小規模グループケアの推進

施設内において他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもを対象に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置する。

「地域小規模児童養護施設」とあわせ全児童養護施設に少なくとも1単位の小規模ケアを実施。

④家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置

児童養護施設等の入所児童の早期家庭復帰等を図るため、施設入所前から退所まで、さらには退所後のアフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の全施設へ配置する。

⑤自立援助ホームの拡充

自立援助ホームのか所数の増を図るとともに、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなど自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、関係機関との調整等対外関係調整について一層の体制を整備するため、対外関係調整事業を創設する。

といったものになっている。これらの事業の実施により、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化が図られると考えている。

（3）保護者指導法の開発等に関する研究

保護者指導の取り組みは、一部の児童相談所にお

いて独自に開発したプログラムに基づいて行われているものであり、虐待に至る背景は複雑であることから、汎用性の高いプログラムの開発にはさらなる取り組みが必要である。厚生労働省としては、厚生労働科学研究において「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」を実施してきたところであり、その研究成果や先駆的な取り組みの成果を踏まえつつ、こうした保護者指導に関するプログラムの確立とその普及に向けて努めているところである。

4. 改正児童虐待防止法にみる家族再統合等に対する強化

今回の改正では、国と地方公共団体の責務として、これまでの早期発見および児童の保護に加え、「予防」「自立支援」「保護者に対する親子再統合の促進への配慮」「児童が良好な家庭的環境で生活するために配慮をした適切な指導・支援」「児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導および支援のあり方など必要な事項についての調査研究および検証」などが盛り込まれたのである。

この改正によっても、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化が図られることになる。

5. 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けての課題

児童相談所など関係機関では、これまでに得られている科学的根拠や臨床の知を結集して創意工夫しながら、保護を必要とする子どもや要支援の家庭に対するいくつかの有効な方法やプログラム等が開発され、それを用いた取り組みが行われ一定の成果をあげている。また、研究においても、家族再統合のためのプログラムの開発やガイドラインなどの作成を行ってきた。しかし、家族再統合のための方法などについては確立されているといった段階ではなく、これからさらに充実・発展を図っていくことが必要である。

今回の児童虐待防止法の改正や児童福祉法の改正案においては、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に結びつく規定が盛り込まれた。しかし、治療・改善意欲のない保護者、被虐待体験をもつ保護者、精神的な問題をもつ保護者などに対する支援は一筋縄ではいかないことが多い。そのためには、一人ひとりの子どもやその保護者・家族に対する的確なアセスメントと精度の高い支援・治療プログラムの開発が求められている。

また、子どもやその保護者・家族のニーズに応じた適切な支援・治療を効果的に実施するためには、幅広い関係機関の連携による長期にわたる取り組みが必要であり、柔軟で機動力のあるネットワークのもとに、各機関が果たすべき役割を責任をもって遂行することが求められている。

現在、次世代育成支援対策の取り組みとして、法改正や地域行動計画の策定などが進められているが、そうしたなかにあっても児童虐待防止対策を明確に位置づけ、推進していこうと考えているが、今後は、さらに家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けて、前述した課題の解決にも努めていきたい。

キーワード：**家族再統合（家族の養育機能の再生）**

子どもがその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて子どもを保護者から一時的に引き離すことがあるが、そうした場合であってもその子どもおよび保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる（「家族（親子）の再統合」）のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましい。しかしながら、深刻な虐待事例のなかには子どもが再び保護者と生活をともにすることが、子どもの福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合まで家族（親子）の再統合を促進するものではない。

特集
家族の再統合

家族再統合における司法との関係

松ヶ丘法律事務所　弁護士　小坪淳子（こあくつじゅんこ）

1．はじめに

（1）子どもは、本来、親の元で愛情を受けて健やかに成長する権利を有している。たとえ、虐待等により親元から分離・保護されたとしても、いずれよい形で親の元に帰っていけるよう、児童相談所（以下「児相」という）をはじめとする子にかかわる関係機関の取り組みが求められている。再統合が不可能なケースは別として、親子分離は再統合に向けての出発点であり、分離後の取り組みこそが本題であると言ってもよい。

（2）ところで、現行法下では、司法（本稿では主に家庭裁判所（以下「家裁」という）を指す）が児童虐待問題にかかわる場面は限定されている。

親子分離が必要な場合において、一時保護（児童福祉法33条1項）は児童相談所長の権限であり、家裁の関与はない。また、施設入所措置がとられた後に再統合に向けて家裁が関与する手続もない。司法が関与するのは、施設入所に親が反対している場合に児童福祉法28条の施設入所承認の審判（以下「28条審判」という）が申し立てられた場合くらいなものである（本稿では、離婚や親権変更等両親間の問題や親権喪失等については触れないこととする）。

しかし、分離場面で関与する家裁も、分離後の再統合を重要な課題ととらえ、以下のとおり、28条審判の手続のなかで再統合を見据えた取り組みがされている例も見られる。

2．28条審判において

（1）28条審判とは「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」において、児童の親権を行う者等が、里親委託や施設入所の措置をとることに反対の意思を表示しているときに、家裁の承認を求める審判事件である。

申立があると、家裁は、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という）が子どもや親と面接したり、関係機関に照会する等して調査を進め、施設入所等を承認すべきかどうかを判断する。したがって、家裁の調査の直接の目的は、虐待や著しい監護不適切・福祉侵害があり親子分離をして施設に入所させる必要があるのかどうかを見極める点にあるが、さらに、調査官が親と面接する際に、子どもの現状を認識させたり、親の監護状況の問題点の指摘をする等、親子関係改善のために必要なアドバイスを行ったり、援助する機関の紹介を行うこともあるとのことである（惣脇美奈子「児童虐待と家庭裁判所」判例タイムズ1100－162）。

（2）また、審判書の「理由」中にその後の親子関係修復に向けての親あるいは児相等関係機関に向けられたコメントが示されている例も多数見られる。「理由」中のコメントに法的拘束力はないが、親が裁判所からのメッセージとして受けとめ、児相等関係機関から親への働きかけのきっかけとなることが期待される。

（理由中に示された親に向けての勧告の例）

①子が、今後施設における処遇を通して成長し、事態を理解するとともに、自ら親との面接を希望するまでは、その福祉のため、親との面接は禁止すべきである。親は、今後、子を自ら養育することを希望するのであれば、自分自身の問題点に目を向け、子の人格を尊重することができるよう適切なカウンセリングを受けるなどの努力をすべきである。（名古屋高裁平成11年１月14日）

②親は児相による継続的助言や指導を受けつつ、適正な養育知識及び良質な養育環境整備に関する知識を積極的に獲得するよう努力する必要がある。そのためには、親と児相とは本件によって生じた不信対立関係を解消することに努め、子の健全育成を目指して互いに緊密な連携を図ることが、結局子の健全発達につながるものと考える。（横浜家裁平成12年５月11日）

③子をなるべく早く家庭に復帰させるためには、親やこれを援助する親族は、親の精神症状に関する認識や理解を深め、治療に努めるとともに、児相とよく連絡を取り合い、二度と同じような事故が起こらないよう家庭の監護体制を整えることが重要である。（東京高裁平成12年９月19日）

④親子双方の心のケアをすることが必要であり、そのためには親が積極的に児相に協力と援助を求め、子との関係改善を図っていく必要がある。親は児相に不満を述べるだけでなく、その協力援助を得るべく、児相の専門的意見によく耳を傾け、子を自分のものと私物化しがちな心を戒め、児相の行う双方の心のケアについての処方を尊重してこれに従うなど親側における一層の自制と子の福祉増進にかなう健全な愛情をはぐくむことが望まれる。（東京高裁平成13年５月31日）

なお、このほか、児相等関係機関宛に再統合の取り組みを促す内容の勧告が示される例もみられる。

（３）次に、28条の申立をしたが虐待事実の立証が困難な事案において、審理に要する時間を利用して家裁の勧告を受けて親子関係の再統合に向けた試みがされた事例を紹介する。

【ケース概要】

乳児が重傷を負い、一時保護（乳児院に委託）された。親による虐待が強く疑われたが、親は虐待を否定して負傷の原因は分からないと言い、児相に対して感情的に対立した。児相は28条審判を申し立てたが、負傷のほかに虐待を疑わせる事情は見られず、負傷原因の立証も困難な事例であり、審理に相当の期間を要することが見込まれた。

【家裁の勧告】

家裁は、審判の結論がどうであれ、乳児期に親子分離が長期化することによる弊害が懸念されるとして、児相及び親に対し、乳児院で定期的に親子面会をさせるよう勧告した。

また、児相に対しては、親子面会を進めるなかで、親と児相との関係修復を試みるよう示唆された。親に対しては、虐待かどうかの判断はともあれ乳児に重傷を負わせた以上不適切な養育があったことは否めないのであるから、育児環境を整える努力をするよう示唆された。

【親子面会の経緯】

本件は、審判手続中に再統合を目指しての親子面会を進めるよう乳児院にお願いしたものであり、乳児院には多大なご苦労をおかけしたことと思う。

乳児院からは、本件では、通常児相が果たすべき役割（親への援助・指導や、施設と親の調整など）を児相が果たすことはできないと思われるので、代わりに役割を果たせる第三者が面会に立ち会うよう要望が出され、家裁が選任した参与員３名（いずれも元調査官）が交代で立ち会った。

親は、乳児院の組んだプログラムに従い、定期的な面接を開始した。すでに一時保護から約６か月が経過していた。当初３か月間は母親のみ週２回乳児院に通って半日の育児を行い、やがて、父母面接、

父親のみの面接、1日の育児、家庭への外泊、と進められた。

このように乳児院で面会を繰り返すなかで、親は、乳児院の担当保育士に信頼を寄せるようになった。他方、面会に立会っている児相職員に対しては心を開かず、児相との関係の修復は進まなかった。途中、乳児院より、親への援助・指導がされないまま面会を続けてきたので親子関係が思うように深まらないとの意見が出された。

最終段階では、親が保健所に援助を求め、担当保健師が乳児院での面会に立ち会って育児指導を行い、自宅への外泊時には家庭訪問を実施して育児指導を行なった。親は担当保健師にも信頼を寄せ、指導を受け入れるようになった。

【育児環境の調整】

親は、当初から裁判所の指導に従うと誓約しており、育児環境を整えるよう示唆されたことを受けて、

①負傷後続けてきた医療機関への定期的な受診を続けること

②保健所の保健師の家庭訪問や育児指導を受け入れること

③地域の育児サークルや保育園の園庭開放に参加するなど開かれた育児を心がけること

④審判の結果、子が帰宅した場合には、当面週1回乳児院に通い保育士の助言を受けること

⑤自己の養育下において子に重傷を負わせたことの責任を感じ、今後は二度と危険のないよう開かれた育児を心がける、との誓約

等を表明した。

【審判の結論】

本件は、申立から審判までに約11か月もの長期間を要し、結論は「却下」であった。却下となった理由は、虐待の事実の立証の困難さもさることながら、最終時点においては、親子面接の積み重ねにより母子関係がある程度ついてきていること、親は地域の援助機関等と連携をとりながら子の養育監護に当たっていく姿勢を示していることから、親元で子を監護させることが「著しく子の福祉を害する」とはいえないと判断されたものであった。

【検討】

以上のとおり、乳児期の長期の親子分離は可能な限り避けるべきとの考えから、施設入所を承認する場合であってもその後できる限り早期に再統合が図れるよう、審判手続中から、裁判所が勧告して親子面会を重ねさせた事例であった。

28条審判を経たケースでは、強制的な親子分離や審判手続のなかで、親の児相に対する強い対立感情が生じる場合が多く、施設入所後に親と向き合い再統合への取り組みを始めることが困難な場合も多いであろうから、28条審判手続中であっても、将来の再統合に向けて、中立の立場の家裁が調整機能を発揮して親への働きかけを行うことも検討されるべきではないだろうか。

もっとも、家裁がどのような調整をすべきなのかについては、さらに研究が必要かと思う。本件でも、虐待の事実や家族の問題点がわからない段階での面会は無意味ではないか、関係機関の役割分担（特に親への指導や援助）はどうあるべきか、親の選んだ援助機関との関係だけで、家庭復帰後の子の安全を本当に見守れるのか、等々、さまざまな疑問が出された。

福祉領域にとって司法領域は理解することがむずかしいと同様、司法領域は福祉領域での考え方やケースワークの進め方を知らない。司法が親子分離のごく限定された場面での手続的関与しか予定されていない現行法のもとでは無理もないのであるが、本件のような実践例について、司法の観点・福祉の観点から検証し、今後に生かすことができればと思う。

3. 法改正の動きについて

先般、児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐

待防止法」という）が一部改正され、国及び地方公共団体の責務として、予防、早期発見のほか、虐待を受けた児童のケアや虐待を行った保護者の指導のあり方についても調査研究を行うこととされた（同法4条4項）。虐待の早期発見・保護が相応の成果を上げるようになってきたことからしても、これからはますます次の課題である「再統合に向けた取り組み」が重要となるであろう。

また、児童福祉法の一部を改正する法律案も国会に提出されたが、継続審議として閉会した。この法案（厚生労働省の案）においては、再統合に向けての司法関与につき、次のような内容が含まれている。

（1）期限付き承認

28条審判について、現行法には入所の期間についての制限はないが、改正法案では、「措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。」とされている。

これまでは、一度承認を得て入所措置をとると司法の関与する機会はなく、児相や施設の取り組みに委ねられていたが、法改正がされるとすれば、更新の承認を得る審判においてはこれまで2年間にどのような取り組みをしてきたのか等が判断材料とされることになる。また、最初の28条審判においても、当面の親子分離の必要性の判断のみでは足りず、分離後の課題や目標を見据えた調査・判断が求められることになると考えられる。

（2）親への指導について

再統合のむずかしさとして、親に対するケアの困難さが指摘されている。

現行法下では、児童福祉司指導の措置（児童福祉法27条1項2号）を採ることができ、その場合親は指導を受ける義務のあること（虐待防止法11条1項）、親が指導を受けないときは知事が親に対し指導を受けるよう勧告できること（同条2項）が定められているが、さらに、改正法案では、児相の行う親指導についての家裁の関与を導入することが盛り込まれている。厚生労働省の改正案では、「家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる」とされている。

司法が関与することにより親の姿勢の変化を促し、再統合に向けた取り組みが少しでも進めやすくなることが期待される。

4. おわりに

虐待問題への取り組みが進み、早期発見・保護ばかりではなく、長期的視点に立ってその後の再統合への取り組みが課題となっている。司法の関与する場面もますます多くなることが予想され、今後は、これまで以上に、司法と福祉の現場レベルでの相互理解が重要となるであろう。

キーワード：**家庭裁判所調査官**

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学、法律学等を専攻した者から採用され、家庭裁判所という司法領域において、その専門性を発揮して、家事事件や少年事件の調査や人間関係の調整などの役割を担っている。児童虐待や少年非行等、司法と他領域（福祉、心理、教育等）とが複雑に交錯する場面が増加するなか、今後ますます家庭裁判所調査官の果たす役割は重要となるものと思われる。

特集

家族の再統合

子どもが家族から分離されるとはどういうことか

芦屋生活心理学研究所　所長　高橋（たかはし）　哲（さとし）

1．はじめに

何らかの事情によって子どもが家族から分離されなければならないとしたら、そのことは子どもにとってどのような意味を持つのであろうか？それを考えるためには、一般的に子どもにとって家族とはどのような意味を持つのかということから考えていかなければならない。子どもは基本的に家族の中で発達していくが、子どもが家族から与えられるものの中で最も本質的なものは、精神分析学が明らかにしているように、母親から与えられる基本的安定感と父親から与えられる社会性（内的な倫理感覚）の二つであると考えることができる。

2．基本的安定感の獲得

出産後すぐの乳児の心の中では、さまざまの気分が断片となって漂っている。これは出産以前から連続している状態である。この断片化された気分の集合は、やがて母親との授乳を媒介としたやり取りの中で、快と不快すなわち良い状態と悪い状態という二つのまとまりを持った部分に分割されていく（図1）。図1の右側、点線で描かれた楕円が乳児の心である。その中身は漠然とした良い状態と悪い状態に分割されており、乳児の心はこの良い状態と悪い状態を交互に繰り返していると考えられる。良い状態とは、母親からミルクを与えられ、おなかがいっぱいとなり安心してすやすや眠っている状態である。悪い状態とはその反対に、おなかがすいたり、排泄物で汚れたりした状態で、このときの乳児の心の中は空腹感や不快感で満たされている。このような状態になると乳児は、泣くことで母親に空腹感や不快感を知らせ、それに対して母親は、乳児にミルクを与えたり排泄物を取り去ったりすることで悪い状態を良い状態に変えてやる。

図1の左側の楕円は、乳児から見た（乳児の内的対象としての）母親である。乳児の心の中が悪い状態のとき、それに気づかない母親は悪い対象である。それに気づき空腹感や不快感を取り去ってくれたら、母親は良い対象となる。このように対象としての母親も、良い母親と悪い母親に分割されている。

このような状態は、生後1年くらい続くことになるが、母親は完璧ではないにしても、大体において乳児の空腹や不快のサインに反応することができ

図1．乳児の母子関係Ⅰ

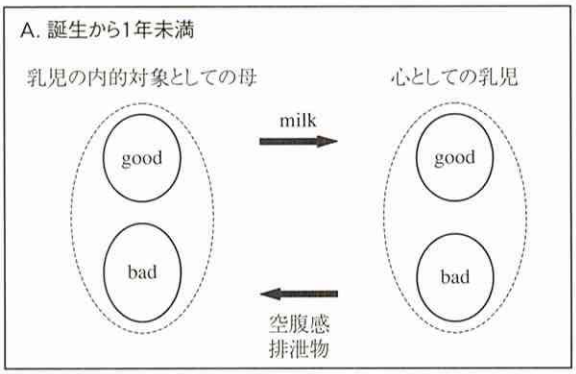

る。母親が、乳児の中にある悪いものをおおむね良いものに変えることができたならば、乳児の心の中には良いもの（安心感）が増大していくことになる。そして、生後１～２年くらいの間にだんだんと良い状態が大きくなり、悪い状態を包み込むようなかたちに変化していく（図２）。これは、良い状態の中に悪い状態を同時に抱えておくことができる、すなわち不安や欲望の解消の時間的延期ができる、簡単に言うと我慢する能力が育ってくるということである。我慢する能力が育ってくると、乳児の内的対象としての母親も大きく変化する。母親が適切なケアをしてくれるまで悪いものを維持しておくという能力は、何よりも母親が安心や満足を与えてくれる対象であるという大きな信頼感に支えられている。何らかの事情で延期されることがあっても、いずれ必ずケアが受けられるのだと思えることは、母親が、不安や不満に満たされた悪い部分を持ちつつも（今ケアをしてくれないということ）、全体としてよい母親なのだという対象認識に裏付けられている。人が他者に対して基本的な信頼感を持てるという能力は、実はここにその基礎を持っている。そしてこの欲望を延期する能力（我慢する能力）と、対象に対する基本的信頼感のセットが、私たちの人としての基本的安定感なのである。

この能力は、しかしながらいったん獲得されたらそれで安定して維持できるというものではない。家族の中において、母親と子どもの関係として、母親が悪いものを吸収しよいものを返してやるという構造が安定して続いていく限りにおいて、子どものこの能力は安定して維持されていく。子どもは生活し、成長していく過程で、さまざまのストレスを環境から受けることになる。それは不安であり、不満であり、欲望であるようなものだ。その悪いものを子どもはやがて、身振りや表情、行動を含む広い意味での言語として表出するようになる。その悪いものは母親に対して投げかけられる。母親は乳児の排泄物や空腹感を現実のものとして吸収したように、表出された悪いものを言語として吸収する。そして乳児にミルクを与え乳児の心を満足感と安心感で満たしたように、良い言葉を表出し子どもに安心感を与える。（図３）この関係は、子どもの中に内在化された母親によって、子どもが自足的に基本的安定感を維持できるまで、すなわち子どもがアイデンティティを獲得し社会的に自立するまでは、家族の中でずっと持続されなければならない。

母親との二者関係の中での基本的安定感の獲得、これが子どもの発達にとって家族の持つ第一の機能である。次に父と母と子という三者の関係の中で達成される第二の機能をみていかなければならない。

図２．乳児の母子関係Ⅱ

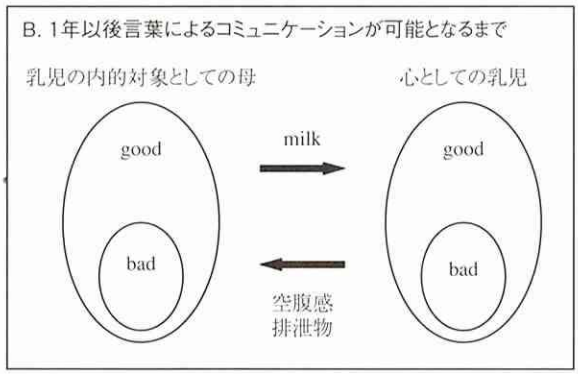

図３．内的対象関係の発展

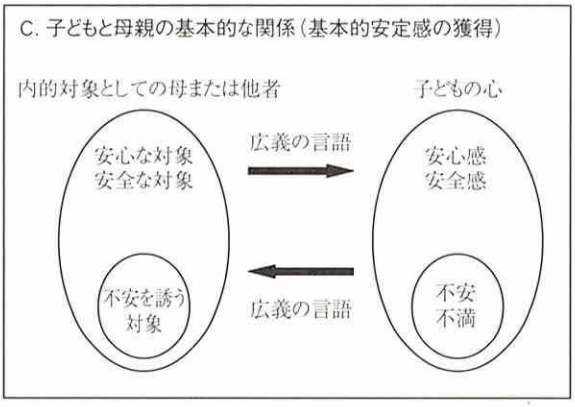

3．社会性（倫理感覚）の獲得

子どもの発達の中での父親の登場を見てみよう。

生まれて間がない乳児は、母との一体感の中で生きている。そのときには乳児にとっての父親は、まったく意味を持たず単なる異物でしかない（図4のA）。しかしながら生後数週間もすると、すなわち病院や産院からもどってきて、家族の中で母親が授乳＝育児という行為を始めると、父親は夫として母親のその作業を心理的にサポートしなければならない（図4のB）。これは大変重要な役割であって、これがなければ母親は安定した授乳を行うことができず、すなわち、先に述べたおおむね悪いものを良いものに変えるという作業が安定して継続できなくなり、子どもが我慢ということを獲得する段階になかなか到達しないことになる。

言葉を獲得し、母親のケアも適切で、基本的安定感をおおむね獲得できた段階になると、子どもは母親との一体化した親密な関係から外部に関心を向けていかなければならない。ここではじめて父親というものがその最大の役割を発揮することになる。父親の最大の役割は、抵抗する子どもに対して、指示や禁止を貫徹することによって、この親密な一体感を一度切断することにある（図5のC）。この切断は子どもにとってどういう意味を持つのか。この切断を受け入れるということは、関係における第三者を認めるということに他ならない。つまり自分が独占していたはずの母親が、もう一方では父という第三者とも親密な関係を持っているということを認めることができたとき、子どもは、関係における第三者を受け入れるという能力（社会性、気遣い、倫理感覚）を獲得することができる（図5のD）。

図4．父親の登場Ⅰ

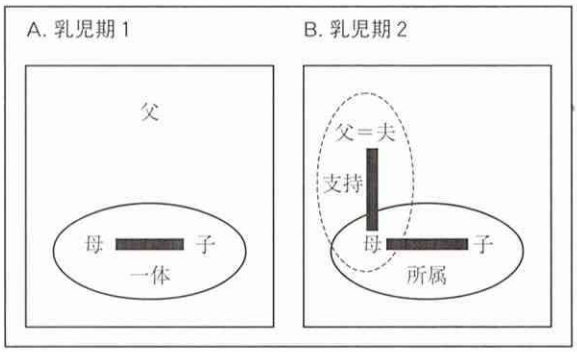

図5．父親の登場Ⅱ

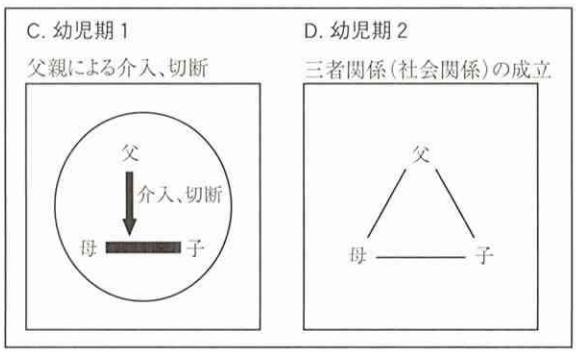

母親から獲得した基本的安定感と父親から獲得した社会性は、子どもの心に内在化され、それらを持つことで子どもは安定して社会と向き合うことができる（図6）。ただし思春期以前には、まだ内在化された母、父と、家族内の現実の母、父との区別はついていない。思春期以降、社会的自立が達成されると、現実の母、父がいなくても安定して社会関係が結べるようになる（図7）。

4．子どもの家族からの分離

以上のような基本的な家族の機能を前提にして、子どもの家族からの分離を考えてみよう。考えなければならないことは二つある。

ひとつは、子どもの家族からの分離が不可避的であるとして、子どもの発達上のどの段階で分離が行われるかということである。母や父が内在化され、現実の母、父がいなくても社会と向き合えるようになる思春期（図7）以降の分離は、子どもの心に悲しみを与えるとしても、心そのものの構造を破壊するまでには至らない。しかし発達早期、とりわけ基

図6．母、父の内在化＝社会性の獲得

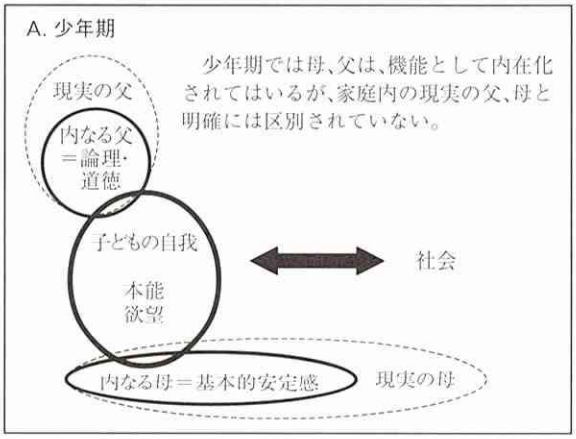

図7．母、父の内在化＝アイデンティティの確立

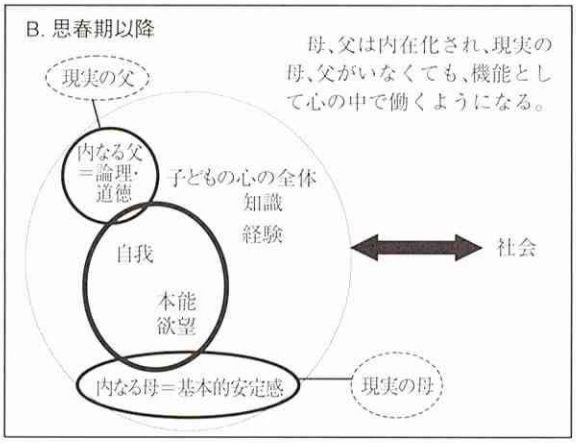

本的安定感がまだ成立していない乳児期（図1）での分離は子どもの心に構造的なダメージを与えるし、基本的安定感は成立しているが、社会性が未発達の幼児期（図2）での分離も、それを父の代理物で補っていくのは困難な作業である。母や父がある程度まで内在化されている少年期（図6）での分離は、生活環境の中で適切に母、父の代理物を補えば、子どもの心へのダメージは修復していくことができる。

このような観点から考えると、死別などそれが不可避の場合を除いて、子どもへの保護や親権剥奪などの人為的な分離は、とりわけ発達早期にはできるだけ行わないほうがよいという結論が導かれる。

しかしながらもうひとつ考えなければならないことがある。例えば虐待環境を考えてみよう。親から子どもに対して、安心感が与えられず継続的に不安や迫害が与え続けられている場合、とりわけそれが発達早期の基本的安定感を獲得する時期に母親から行われているとすると、子どもの心は修復不可能なまでにダメージを受ける。この場合は、たとえ親の代理物による補完が困難であっても、できるだけ早くその環境から分離しなければならない。そして、安定した環境の中で、代理物によってそれがある程度達成され内在化されるまでは、もとの環境に長期で返すことは行うべきではない。

結論的にいうと、発達とともに子どもの内的対象関係が大きく変化する発達早期には、できるだけ親から分離されないほうが良い。だが自然な内的対象関係の成立を大きく阻害する要因がそこに働いている場合は、できるだけ早く分離しなければならないし、いくら親が望んでも安易にその環境に返してはいけないということになる。いずれにせよ、子どもの家族からの分離を考えていくときには、それによって子どもの内的対象関係がどのように変化し、どのようにダメージを受けるのかという観点を欠かすことはできないだろう。

キーワード：**内的対象関係**

心の中にある対象。私たちはある対象とかかわるとき、現実の対象と現実的なかかわりをするとともに、心の中にその対象を作り出し、心の中でその対象とかかわるということを行う。「そんなことをすればあの人は怒るよ」と言うとき、内的対象としてのあの人が怒ると言っているのであって、本当にその人が怒るかどうかは、その人が登場しないと分からない。その内的対象と自分との関係を内的対象関係という。精神分析学の用語。

特集

家族の再統合

家族分離と再統合のためのアセスメント

流通科学大学サービス産業学部　教授　加藤曜子（かとうようこ）

1．現在の家庭再統合のこころみ

児童福祉法改正案において、家族再統合の試みが提案され、施設入所の児童への計画的な援助の必要性が求められている。

子どものこころのケアについては、心理士が全国に配置され、各児童養護施設で心理療法が取り組まれている。一方、虐待をした親へはカウンセリング事業が実施されている。平成15年に全国の児童相談所を対象に調査をしたところ、虐待親へのカウンセリング支援事業は88か所（全国182か所中回答151か所）で実施の回答があり、その一つ大阪市の例では「児童虐待に関する親・子の心理治療事業の実施要綱」に基づき、精神科医が親を担当しワーカーと連携をとりながら、親子再統合がされていた。治療プログラムがあっても、ケースマネージメント力がないために不十分であると報告している地域もあった[1]。東京都児童相談センター治療部は全国にさきがけて家族再統合のための先駆的な事業を展開していた[2]。平成16年度には、日本福祉大学の井上氏らが児童相談所、施設との合同チームでオーストラリアの試みを発展させていこうとする事業の試行を始めている[3]。

これらの再統合の目的は、保護者が子どもと再び一緒に暮らしたいと願う心を育てることであり、また親の不安な気持ちを受け止め現実の生活を安定させながら、親の養育力や技術を養い、親としての自信をつけていくことである。子どもについては、虐待によって引き起こされている問題行動や不適応、さらに認知のゆがみをどのように施設入所中に治療や指導によって回復できるのか、さらにすぐに改善されなくても、親がそれをどのように受け入れていくのかが課題となる。

そういった家族再統合プログラムについて、具体的にどのリスクを軽減させ、援助し、さらにどう評価していくのかというアセスメントが重要となる。

アセスメントを論じる前に、カリフォルニア州フレスノ郡審議会の弁護士作成の家族再統合の規定が設けられているので紹介したい。(大切なのは子どもの最善の利益を優先することで、ソーシャルワーカーの調査も含んで考慮されるべきだという断り書きがついている。)[4] 1から15は再統合不適としている。

1．保護者が行方不明である。
2．親が重度の精神障害を受けている。(ただし再統合サービス利用ができないと放棄するか、サービスが整っていても親が1年半以内の時間制限のなかで子どもを十分に養育できない、という場合のみ)この場合は精神科医の意見がいる。
3．本児および兄弟が親による身体的虐待・性的虐待を繰り返し受けている。そして虐待事例として分離され、その後親に戻るが、再び虐待を受けた。
4．他児を虐待で死なせている。親子関係をみること。親の更正が可能かどうか。再統合ができなけれ

ば、子の永続的な生活保障は誰が適切かを考える。

5．裁判所が分離の必要な虐待を受けた事実を発見した。（くりかえされる再統合の失敗は子どもの愛着形成にとって致命的になるおそれがある。よって前の失敗は何だったのか、親の薬物による虐待の事実、暴力歴、サービスによっても変化しない親の態度などを考慮すべきである。）

6．深刻な性的虐待や深刻な身体的虐待があった。

7．親が3．5．6の理由で他の兄弟や異母兄弟の再統合を拒否されている。

8．子どもを14歳以下でわいせつ、みだらな行為や、性的虐待により妊娠させた。

9．子どもが以下の理由で裁判所の管轄に入っている。親が子どもを遺棄、意図的に養育放棄（生後3日以内）した。

10．裁判所が他の兄弟の家族再統合の終結を命令した。再統合の失敗。親が正当な努力をしなかった。

11．他の兄弟の親権を永久に剥奪された。また再統合の努力をしなかった問題がある。

12．親が重罪を犯している。

13．親に虐待歴や慢性的薬物乱用歴がある。A、Bどちらかの場合。そしてA．過去3年間この問題のための処遇を拒否した。B．少なくとも2回はプログラムを受けられたのにもかかわらず、薬物、アルコール治療命令に従わなかった。

14．保護者が保護者代理人に家族維持や家族再統合、子どもの養育権の放棄を代理署名させている。

15．保護者が子どもを措置先から1回以上意図的に誘拐し、本児、兄弟の行方を隠した。そして子どもを措置先に返すことを拒否した。またソーシャルワーカーに養育権をもどすことを拒否した。

16．親が刑務所に入っているか施設収容されている。この場合には、裁判所は適切なサービス命令を出す必要がある。（以下省略）加藤素訳

これらのガイドラインは、わが国でも参考になろう。

2．アセスメントについて

分離から再統合までの一連の手続きのなかで重要なことは、アセスメントを通じて、子どもの安全を保障するため親も含めた援助計画をどのようにたてていくのかという点にある。筆者らは児童相談所の協力をえて分離の際のアセスメントの道具となるリスクアセスメントを開発した。筆者らは、リスクに関連ある25項目を枠組みとし、分離保護と関連した項目は、「虐待が継続している」「親の虐待自覚がない」「子どもの心身状態が悪い」「親のアルコール・薬物」「傷の程度が重い」「養育能力・意欲が低い」「社会的サポートがない」「子を守る人がいない」であることを報告した[5]。

該当した項目は、その後治療や援助を前提とした子どもの状態に応じた援助計画に関係する。つまり単純にいえば、該当した項目が軽減され、安全面・プラス面を高めれば引き取りが可能になるめやすが

図1．ケースの流れのモデル図

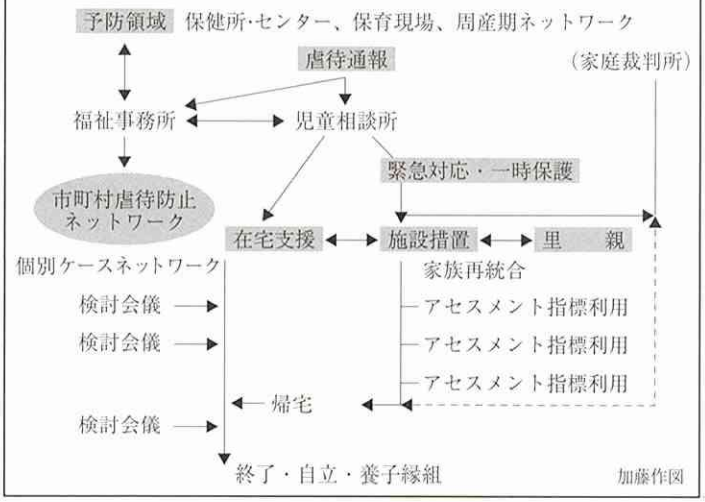

たつということになる。そのためにも何がリスクなのかを見極める力、どう軽減していくのか、安全面・プラスの力をどうつけていくのかの方法が求められる。分離時の事情は、その後家族の変動や事情により変化する可能性が高い。よって、子どもの安全の確認のため、外出、外泊、引き取りの都度、虐待再発を防ぐためリスクを把握しておくことが必要となる。

3. アセスメントプロセスの実際

アセスメントのプロセスはケースの流れのモデル

表1. 家族支援の尺度とアセスメントの指標

横浜市（5段階評価尺度）	愛知県（4段階評価尺度）
子どもの状況 1．子どもの健康・発育の状況 2．親に対する恐怖心の程度 3．対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能 4．虐待に対する認知の程度 親の精神的状況 5．虐待の事実を認める 6．子どもの立場に立った見方や感じ方ができる 7．子どもへの衝動のコントロールができる 8．親が精神的に安定 9．養育の放棄、放任の程度 親・家族の社会的状況 10. 生活基盤が安定している 11. 公的機関との相談関係がとれている 12. 夫婦や家族に対して地域・社会のモニター・支援機能が存在 13. 適切な地域サービスを利用、受け入れる態度 親子関係の状況 14. 親子が安心して暮らせる 15. 親子が互いに肯定的に評価しあう 16. 子どもの物理的、心理的居場所がある 17. 親子の非言語的なかかわり	親の精神的状況 1．虐待行為への治療意欲 2．子どもへの攻撃的衝動性のコントロール 3．親自身の精神的な安定度 4．親の養育機能 家庭社会的状況 5．経済的・物理的生活基盤 6．公的機関との相談関係 7．地域や社会モニターの存在 家庭・親子関係 8．親子関係 9．家庭内の人間関係 子ども状態 10. 子ども状態、健康・発育状況 11. 対人関係・情緒の安定性
大阪保護アセスメント指標（はい・ややはい・いいえ・不明を選択）※各項目に“はい”に該当する例をあげている。	**大阪再統合指標・施設用（はい・ややはい・どちらともいえない、ややいいえ、いいえ、不明を選択）**
虐待　虐待の程度 虐待の継続している 虐待歴がある 性的虐待がある 子ども　身体状態あり 精神状態あり 日常世話欠 問題行動あり 子どもの気持ち（親に対する） 養育者　精神状態あり 性格問題あり アルコール・薬物あり 被虐待歴あり 子への感情に問題あり 養育　虐待自覚がない 養育意欲に乏しい 養育知識に欠ける 家族環境　社会サポートなし 夫婦問題があり 経済問題あり 生活問題あり 関係機関　協力なし 援助効果なし 子を守る人がいない	虐待　止んでいる 子ども　家庭復帰の思いがある 保護者への思いがある 生活態度行動の改善がある 虐待再発時助けを求められる 親　子どもへの思いがある 子どもの現状理解がある 虐待を認めている 家庭復帰の努力がある 保護者の自覚がある 育児知識、技術がある 保護者の抱える問題（薬物・暴力など）がない 家族地域環境　家庭内における人間関係がある 親族・地域サポート体制がある 経済的問題がない 生活環境に問題がない 援助機関との関係に問題がない

図の中でみると図1のように児童相談所から始まってケースの終了までである。

筆者らは大阪リスクアセスメントを基本にして施設側が利用できる指標である大阪再統合指標・施設用を作成し、問題点の再認識、援助の方向を意味づけられるのではないかと調査研究をしている。

横浜市児童相談所で開発された「家庭支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル」では家庭評価として家庭をどう支援するかに焦点をあてたチェックリストが開発されている。5段階評価尺度で家族再統合が測られる。[6]

また、愛知県についても横浜市同様「家族支援のためのチェックリスト」として保護者の状態の評価と評価表を開発した。4段階の評価尺度で点数化し、児童福祉司、心理判定員、子どもを処遇する施設職員、指導を担当する職員2名以上のチームで評価し、指導方針をたてる[7]。家庭支援のためのチェックリストは、他地域でも採用しているところもあり、今後の実践効果が待たれる。

4. 指標利用の実際と課題

筆者らは児童養護施設の協力をえて指標を利用し、「外出」、「外泊」、「引き取り」、「引き取り困難（自立）」にカテゴライズし各ケースにつけられた該当項目につき、調査分析をした[8]。「引き取り困難（自立）」については、引き取りができない背景に親、家庭事情が圧倒的に多いことがわかった。「外泊」、「引き取り」を比較すると、外泊のほうがリスクとなる該当項目が多かった。「引き取り」は「外泊」や「引き取り困難」に比べるとリスク項目の該当率は低いが、「虐待自覚がない」「子どもの状態を親が十分認識していない」は調査対象の5割に該当し、引き取り後も、親子に葛藤関係が生じるであろうことが示唆された。家族再統合は、家庭引き取りで終了するのではなく、その後もフォローアップが重要である点が再認識された。調査を通じて判った点は、児童相談所のみならず、施設側がアセスメント指標を活用し援助計画に役立てる技量をつけていく点であった。もっとも施設側はまだ長年の「勘」と経験でケースをみている傾向が強く、アセスメントの認識は育っていない。児童相談所と協議する場合に施設側のアセスメントの視点を活かすことが課題であろう。

「親子のアタッチメント」が成立していなかった幼児が施設から家に引き取られ、6か月後に母から虐待を受け死亡した事件が起きている。こういった引き取り中の虐待再発を防止するためにも、引き取り時の的確なアセスメント、その後の定期的な再アセスメントができる支援体制づくりが地域内でサポートネットワークとして構築されていくことが同時に求められる。これらとりあげた指標については試行の段階であり、今後も現場で有効活用できるためさらなる検討・改善が必要である。

注

(1)大阪市中央児童相談所：紀要：津崎哲郎所長退職記念号：児童虐待事例研究、2004年

(2)平成15年度厚生労働科学研究「家庭支援の一環としてのペアレンティングプログラム作成」、報告（主任研究者　加藤）

(3)井上直美・井上薫「安全な養育に向けて家族と作るペアレンティング・プログラム」平成15年度厚生労働科学研究　上記所収

(4)カリフォルニア州フレスノにおける家庭裁判所ソーシャルワーカーより入手（2001年作成）

(5)加藤曜子「児童虐待リスクアセスメント」中央法規、2001年

(6)平成14年度厚生労働科学研究「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（主任研究者　庄司順一）

(7)愛知県「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル」

(8)加藤・藤本勝彦「児童養護施設におけるアセスメント指標研究報告書」、2003.5.

加藤曜子「児童養護施設における虐待再発予防のための安全な帰宅について－外出と引き取り事例からみる家庭支援の課題」(2004) 流通科学大学論集vol.16.no.3.pp.133-145.

キーワード：**アセスメント**

児童領域に限らず、ソーシャルワークの基本用語である。問題把握と計画を意味し、サービス提供をつなぐ一連のプロセスを意味する。アセスメントが援助の方針を決定していくかなめの役割をしている。児童虐待防止の分野ではアセスメントの枠組みとして子どもの安全のためのリスクアセスメント指標がある。リスクアセスメント指標も初回のみならず支援プロセスの中で定期的に使われるものとして認知されてきている。

特集
家族の再統合

児童養護施設における家庭復帰の現状と家族再統合の取り組み

旭児童ホーム　施設長　伊達直利（だてなおとし）

1．子どもの保護と家族再統合

これまでも「保護しただけでは、問題の解決にならない」、「保護は、ケアのはじまりに過ぎない」と指摘されてきた。しかし、児童相談所は子どもを保護しなければならず、その保護された子どもを児童養護施設は受け入れなければならない。水が低きに流れるように、すべてが子どもの保護に収斂していくこの流れは、児童養護施設の「満杯状態」につながっている。

「満杯状態」だけであればまだ良いが、児童養護施設は「混乱状態」でもある。児童養護施設の役割は、児童相談所から送られてくるケースのニーズによって決まってくる。そうなると児童養護施設は、どのような子どもが入ってきても対応可能なものでなければならなくなるが、そうしたオールマイティーな受け皿は存在しない。ここに児童養護施設の「混乱状態」の根がある、といえるだろう。

さて、子どもの保護は家族分離でもある。そこでこの「負」の意味合いを打ち消すために、家族再統合ということが叫ばれることになるが、私は、この状況を少しいぶかしく思っている。家族再統合は、親の失調、親子関係の不全、子どものつまずきや外傷から、その回復や発達に向かっていく複雑な過程であって、そうしたことがよく見えてこないからである。

またどれだけ家族再統合に努力しても、それが叶わないというケースが存在するということである。親の死別や失踪といった極端な場合を除いても、こうした事例は必ず出てくることになるので、児童養護施設から、このための家庭代替という役割を外すことはできない。家族再統合を掲げるだけでは、こうしたケースに対応できないことになるだろう。

そして家族再統合が、児童養護施設の「回転率」を早くするために叫ばれているのではないか、という懸念もある。子ども虐待問題の増加に連動して児童養護施設が「満杯状態」となり、保護しなければならない子どもの受け皿が不足してきた。家庭においたまま万一のことがあれば、すぐに責任追及につながりかねないご時世である。このため、保護に支障がでてくる状態の改善は、急務となってくるからである。しかしこれでは、ますます子どもの保護に収斂していくだけで、ケアから遠のいていくことになるだろう。

2．当施設からの家庭復帰

過去19年の間に、私たちの施設から退所していった子どもたちの数は89名であった。現在の当施設の定員は40名となっているが、もともとは30名からはじまり、平成10年に36名、そして平成13年に現在の規模となっているので、その数はあまり多くない。

表1は、この89名を、家庭に引き取られることになった「家庭復帰ケース」、施設から社会的自立をし

ていくことになった「家庭代替ケース」、そして入所時点で子どもの年齢が14歳を超えていた「自立支援ケース」に類別して、この三つのケース群の割合と平均在所期間を調べてみたものである。

まず、三つのケース類別を考えることになった経緯を説明しておきたい。児童養護施設にできることは、ケア単位のつくり方を工夫しながら、入所してきた子どものニーズの違いに応えようとする努力となる。そこで私たちの施設では、家庭代替と家庭復帰の二つの役割を果すことができるような、ケア体制づくりをめざすことに心がけた。

家庭復帰に求められるのは、在所期間をできるだけ短くすることと、年齢の低いうちに家庭へ戻すことである。長引くと元の家庭になじみ難くなり、また年齢が高くなると親子の関係がとりにくくなる、と考えられるからである。したがって中学に上がるまでに、ほとんどが復帰することになる。

これに対して、家庭代替は家庭的な環境をベースに、養育者との十分な依存関係や信頼関係の形成が必要となる。また現在の18歳までのインケアでは不十分で、できれば大学等への進学や、しばらくそこから通勤できるようにすることも考えなければならない。こうしたことから、私たちは入所してくる子どもについて「家庭復帰ケース」と「家庭代替ケース」の違いを重視してきた。

ところが平成に入る頃から、新たな課題が出てくることになったのである。それが14歳を超えて入所してくる「自立支援ケース」であった。不思議なことに、こうした子どもを受け入れると、児童相談所は次から次に同じようなケースを依頼してくることになるようである。このケース群には、措置変更や、過去に措置経験のある子どもが多く含まれており、たとえはじめて家庭から来た場合でも、困難な問題を抱えていることが少なくない。現在では入所してくる子どもの四人に一人以上が、この「自立支援ケース」という状態になってしまった。

それまでの「家庭代替ケース」と「家庭復帰ケース」の違いに加えて、さらにこの「自立支援ケース」をマークすることが必要になってきたのである。

さてこの表から、いくつかのことについて報告できるのではないだろうか。まず一つは「家庭復帰ケース」が43.8%という数字になるので、意外と多くの子どもが家庭復帰になっている、という印象を与えることになるかもしれない。だが、どのような子どもが入所してくるかは施設側が選べないので、たまたま家庭復帰に結びつけやすかったケースが多かったとも考えられるだろう。この率の高さにあまり意味がある訳ではない。むしろ、その平均在所期間が1年10か月となっているところに、これまで私たちが取り組んできた努力の跡があるのではないかと思っているのである。

このケース群では、時期を逸すると家庭復帰できなくなるので、すべての条件が整ってから、ということにはならない。その分、引取り後の家庭支援が重要になってくるが、残念ながら今までに5ケースが再不調となって、当施設への再入所となっている。またここ数年、被虐待児の増加によって家庭復帰の取り組みが困難となってきており、この数字も下降傾向にあるということを、合わせてここで報告しておきたい。

表1.当施設の退所ケース

ケース類別	割合	平均在所期間
全退所児童	89名	3年11月
①家庭復帰ケース	43.8%	1年10月
②家庭代替ケース	25.8%	9年2月
③自立支援ケース	30.3%	2年11月

表２．当施設の高校中退率

項　目	割合
全体の高校中退率	11.7%
①家庭代替ケース	3.8%
②自立支援ケース	17.6%

次が「家庭代替ケース」である。この割合は25.8%と少ないが、その平均在所期間が９年２か月になっているという点に特徴がある。この数字は「家庭復帰ケース」と比べて、５倍である。しかも当施設には、あまり年齢の低い子どもが入って来ないので、この数字は「家庭代替ケース」が平均的に必要とするケア期間よりも、短くなっているはずである。「家庭代替ケース」は、「家庭復帰ケース」の５倍以上も施設で生活することになるので、その長いスパンに対応できるような家庭的環境の必要性が高いと思う。このことから、当施設は多くの分園（ファミリーグループホーム）をもつ体制になっていった。

「自立支援ケース」では、対応に苦慮することが多い。14歳以前の子どもであれば、家庭復帰と家庭代替の違いは大きいが、このケースではまず安定が求められることになる。それまでのつまずきのくり返しから抜け出していくことが、大きな課題となるだろう。

高校中退率は必ずしも子どもの安定度をあらわすものではないが、「家庭代替ケース」ではこれが3.8%に止まっているのに対して、この「自立支援ケース」では17.6%となっている。よく関係者の間では「高齢児の処遇がむずかしい」といわれるが、すべての高齢児がそうなのではなく、この「自立支援ケース」の処遇がむずかしい、ということではないだろうか。

３．Ｔ男ケースと家族再統合

Ｔ男の母親が急逝した。数日無断欠勤が続いたので、職場の人たちが家を訪ねると、中から返事がない。不審に思って警察官に連絡をとり、家に入ると、Ｔ男の母親はすでに亡くなっていた。警察から私たちのところに連絡が入り、すぐにＴ男とその兄へ訃報を知らせることになった。

すでに兄は結婚してマンション住まい、Ｔ男は東京にある大学に通っている。二人が警察の遺体安置所で身元確認をするために、ホームに着いたのは深夜であった。普段は飄々としているＴ男であったが、この時は周りの目も気にせず、しゃくりあげて泣いたのである。「まさか、こんなに泣けるものだとは思わなかった」と本人がいうほど、通夜の日も、そして出棺の日も、泣き通しの状態であった。

はじめてこの兄弟にめぐり合ってから、すでに17年が経過している。これはまだ私たち家族が、一つの分園で子どもたちと一緒に暮らしはじめてから、間もない時期であった。兄弟の実父は病死、母子家庭であった。はじめは兄一人の入所であったが、いずれ弟のＴ男も入所が必要になると児童相談所から聞かされていた。

私が児童相談所のケースワーカーと、はじめてその家庭へ訪問した時である。市営住宅の庭先で無邪気に遊んでいた５歳のＴ男を見て、私は、できれば入所を避けたいという気持ちを強く持った。その愛らしい表情が失われることを心配したのである。

そこでケースワーカーと一緒に、近くに住んでいた兄弟の叔父のところに伺い、そこでＴ男を育ててくれないか、と打診した。叔父夫婦は、こちらの申し出には理解を示したが、生活に余裕がないこと、Ｔ男とあまり歳の離れていない実子がいることなどから、無理だという結論になった。それでも、この兄弟の行き来には協力できること、兄弟が大きくなって大学へすすむのであれば、資金援助は考えたいと約束してくれた。

兄の入所から３か月ほどたって、Ｔ男が私たちの

ホームにやってきた。親子関係を保全するために、毎週末ごとに、二人で母親の元に帰省させることにした。母親は精神疾患を疑われる状態で、家の中はいつもごみの山になり、家事と育児は困難であった。子どもの食事を忘れ、自分だけが食べてしまうこともあったが、親子の絆は感じることができた。

ホームにきたT男は、愛らしさを失うこともなく、大きな問題もなかった。私が記憶している限り、本人を叱らなければならなかったことはほとんどない。年が経つにつれて、週末帰省は少しづつ曖昧なものになっていった。母親が不在であったり、家が遠いので、こちらの送り迎えが困難であったということもある。そこで母親のほうに、ホームのすぐ近くにある市営住宅に転居してもらうことにした。私は、随分後になって知ることになるが、本人は週末帰省から戻るときに、いつもホームの玄関先で涙をぬぐってから入っていたのを、何人かの職員が目撃していたのである。十代の中頃にならなければ、自分の家族と離れて生活することに納得できる子どもはいない、と思う。家庭復帰ができなければ、この納得し難い気持ちを引きずっていくことになる。

T男は、小学、中学と順調に成長していった。成績も悪くはなかった。高校進学の話がでてくる頃である。T男が「今までは母の家で住みたいと思ってきたが、帰省しても楽しいこともない。家に帰らないで、ここに居てもいいだろうか。」というのである。その話があってから、あまり家に行かなくなった。かといって、母親を拒絶している訳ではなく、たまに本人が家にいったり、母親からも連絡があったりの関係であった。

一方、兄は高校を卒業した後に、母親のところから専門学校へ通うことになった。この時には、叔父が約束通り学費を援助してくれたのである。そして専門学校を卒業して就職した。数年前に結婚しているが、その式には私たち夫婦も呼ばれて出席した。

T男は高校にすすんだ後、大学への進学を選択した。その資金は、ある財団の就学助成金と、母親が就学資金を借り入れ、本人が卒業後に返済していくことで、何とか目途が立った。推薦を受ける成績が取れていたので、T男は少し油断をしたのか第一希望に失敗したが、第二希望の大学に合格して、今年で4年目をむかえている。

さて、母親の死に「こんなに泣けると思わなかった」というT男の言葉は、一緒に暮らしてきた私たちにとって、二重の意味で感慨深いものがあった。一つは、高校受験の頃に「家に帰らないで、ホームに居てもいいか」といった時期から、きっとT男は心の中で、母親との関係に一つの区切りを付けていたのだろう。それが「泣ける」ことになって、自分でも少し意外であった、ということかも知れない。そうしたT男の心の中にあった親子の絆は、私たちにとってもうれしいものであった。もう一つは、T男のこの言葉が、私たちに向けて発せられたことである。それを、T男と私たちとの結び付きと捉えたいが、少し自惚れになってしまうだろうか。

前掲の『当施設の退所ケース』の中で、このT男のケースは「家庭代替ケース」にカウントしている。ことさら家族再統合を叫ばなくても、このように「家庭代替ケース」の取り組みは、家族の関係と分かち難くすすんでいく過程なのである。

キーワード：**児童養護施設の「回転率」**

児童虐待問題に直面して、児童養護施設の役割は、児童相談所の一時保護所の"代用"なのか、それとも"子どもが大人になっていくためのケアの場"なのか、改めて問い直されなければならない状況となっている。前者であれば「回転率」がもっと早くなってもよいが、家庭復帰できないケースのために新たなケアの場が必要である。後者であれば、一時保護所の拡充が求められることになるだろう。

特集
家族の再統合

児童相談所における家族再統合の取り組み－心理判定員の立場から

横浜市南部児童相談所　心理判定員　井戸（いど）　崇（たかし）

1．家族再統合について

本来、家族再統合とは、家族から分離した子どもの家庭復帰のみを意味するのではなく、「親子が親子であり続けられる関係・形態の再構築」であり「親子が安全かつ安心できる状態で互いを受け容れられるようになること」を目的としている。「種々の援助を提供して、分離している子どもと家族との関係を再構築していく過程で、最適とされた統合形態」がその家族にとっての再統合の形であると考える。今回は筆者が児童相談所（以下児相）においてかかわった再統合ケースについて、主に幼児から小学低学年年齢のケースを念頭に、心理判定員の立場から考察してみたい。

2．再統合までの流れとその後のフォローアップについて

再統合のためのプログラム遂行は、心理判定員にとっては、従来の業務である子どもの心理判定、および家族、本人へのフィードバック、通所による心理治療、グループワークといったものとは若干異質な、新しい作業である。試行錯誤しながら努力しているところであるが、なにしろ、人員も時間も手間もかかる作業であり、充分な論議はできぬまま見きり発進しているのが実状である。ここでは、実際に再統合に向けて何をどのように行っているか、筆者のこれまで主に行ってきた、プレイルームでの親子行動観察、および親へのフィードバックを中心にした再統合プログラムの試みについて述べて今後の論議の一助としたい。

①プログラムのはじまり

施設入所中のケースについては、その全体的なケースマネジメントを児童福祉司（以下ワーカー）が担っていることが多い。家族からの虐待により児童養護施設、一時保護所へ子どもを入所させ家庭から分離したケースについて、処遇会議での決定もしくは担当ワーカーの判断により、家庭復帰の可能性ありと認められた際に、再統合のための通所プログラム実施への協力依頼が判定員にされる形が多い。ときに周囲には困難と思われていても、近い将来家庭に返したほうが望ましいケースであるというワーカーの見立てと、熱意が出発点になる。もちろん、それ以前に子どもや家族から再統合の意向が示されていることが前提である。またプログラム遂行は子ども、家族双方の再統合への意識を高めていく作業であるとともに、所内や関係機関で再統合を危惧する声があるときに、成果を得ていく過程で関係者の合意を形成していくための作業にもなりうる。ここで参考に事例を挙げる（なお、プライバシー保持のため趣旨を損なわぬ程度に改変している）。

［参考事例］実母からの身体的・心理的虐待で約1年半児童養護施設入所中の事例。実母が精神的にも環境的にも以前より安定し、当初からあった引き取り希望が現実的となり、翌年度長子の保育園入所と家庭復帰後の児相への定期的通所が可能であれば引

き取り可能とワーカーも判断し、プログラムを開始した。母子世帯であるうえに兄弟が多く（4人）、母の乱暴で冷めて見える養育態度に疑問が持たれ、児童養護施設側は引き取りに難色を示した。施設の担当職員が子どもに同行して児相に来所し、プレイルームでの母子面会と行動観察を重ね、節目ごとに「家族支援のためのチェックリスト」（表1、以下チェックリスト）作成を施設の担当職員含めて行うなかで、施設側の意識に変化が見られ、最終的には家庭引き取りへ向けて協力と同意が得られた。

②プログラム進行についての検討

プログラム開始が決まると、早い時期に子どもの心理再判定を行い、子どもの現在の心理面での評価を行う。さらに判定結果のフィードバックなどを通じて心理判定員も親にかかわるなかで、家族の現状についての心理・社会的診断を行う。そしてチェックリストをかかわる職員で協議しながら記入していく。ときにワーカー、判定員、児童精神科医（以下医師）だけでなく、一時保護所職員や入所施設職員も加わって、チェックリスト作成を行っていく。その

家族支援のためのチェックリスト　横浜市児童相談所
（ケースNO　　—　　）　◎重要項目

児童氏名　　・　年　月　日生　・　評価回数　回目	
記入年月日　年　月　日　・　評価者サイン（複数）	

「子どもの状況」

◎① 親に対する恐怖心が軽減していること（親と安定して向かい合えること）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

② 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

③ 虐待（親子関係不調）に対する認知に改善が見られること（自己評価・親評価の修正）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

「親・家族の状況」

◎④「虐待（親子関係不調）の事実」を認めていること
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

◎⑤ 援助を求めていること（孤立していないこと）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

⑥ 子どもへの怒りのコントロールができること（虐待に至らないこと）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

⑦ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

⑧ 親が精神的に安定していること
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

⑨ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

◎⑩ 子どもの物理・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

◎⑪ 生活基盤が安定していること（経済面、住居等）
？・ 0 1 2 3 4 5　具体的に：

結果から、家庭復帰にあたって問題となりうる部分に留意しながら、通所プログラムの詳細（日程や間隔、同行者、プレイルームでの職員の同席の有無など）や面会、外泊のプログラムなどを検討していく。

③通所プログラムの実際

ワーカーもしくは判定員から、親子に対し通所プログラムの説明を行い、同意を得る。その際、特に親に対し、虐待の問題があって分離入所に至ったこと、このプログラムが、今後家庭引き取りを考えたときに親子が安心して暮らしていけることに役立てるためのものであること、評価も兼ねていて最適と思える統合形態を考えていく手だてでもあること（すなわち、親が希望する形や時期での家庭引き取り以外の結論も有り得ること）の趣旨を伝える。

ワンサイドミラー越しにプレイルームでの親子の行動観察を行う。このときワーカー、医師、判定員、入所施設職員などできるだけ関係者全員で観察を行い、そこで気づいたことはどんな些細なことでもフリーに言葉にしていくことを目標にする。そこで情報の共有化を図るとともに、他の職員の見方への共感を得たり、親子の持つ「強さ」など、新たな気づきを持てることにもつながっていく。

時間はケースに合わせて、通常10～20分程度から始め、引き取り間際にはできるだけ生活場面に近い形で観察をするために、40～50分にすることもある。また、最も母親のストレスが生じやすいと思われる食事場面を設定（おやつを買ってきてもらい、プレイルームで食べる）したり、「プレイルームで過ごす時間のなかで、こういうことをしてください」と課題を出し、恣意的に時間や内容を操作することにより、家庭復帰後の状況をスタッフも家族もイメージすることを目指すこともある。

④フィードバック

プレイルームで親子が過ごした後、続けて親へのフィードバックを行う。この際、親子分離して行う場合と、親子ともにプレイルームで過ごしながらフ

ィードバックを行う場合がある。このとき、家族の面接を医師とワーカーが、子どものみになったときの行動観察を心理判定員が行うなど、形態や役割分担はさまざまである。このときの最大の目的は親への助言と、観察された子どもへの対応のなかで評価できるものやそれ以前から比べての良い変化など、肯定的な部分を伝えることにより、親の望ましい対応を強化し、子どもへの対応の自信を回復させ、家庭復帰後のビジョンを徐々に描けるようにしていくことである。さらにフィードバックの場は、後述のように統合後の継続相談への下地づくりも兼ねているし、親の生活状況や現状での不安などの情報収集もその場で可能となる。

⑤再判定の実施

プログラムの終了が近づくと子どもの再判定を行い、心理検査と面接や行動観察を通じて、前回判定時からの子どもの変化を見ながら、家庭復帰に向けて安全性を増した点、危惧される点を各々検討していく。このタイミングで再度チェックリスト作成を行い、職員間で家庭引き取りに向けて最終的な検討を行い、その結果を処遇会議に諮る。

⑥リソース（資源）の検討

参考事例では翌年度からの保育園利用が家庭復帰には必須条件であり、最終的に利用できることを確認後家庭復帰に至ったが、入園日から逆算して引き取り日を検討するなど、細部の決定も必要となり、社会資源の検討については入所施設職員を含めた職員間の密な連携を要する。また、その後の地域での見守りが可能な、学校、福祉保健センター、民生委員、親族などとの連携のほか、特に家庭復帰直後は家族が元の施設と連絡を取りやすいように配慮する必要がある。通所の間に児相職員とも気軽に相談できる関係が構築されていると理想的である。また、前述のような社会資源のほか、親子各々の私的なリソース（例えば、子どもが元の施設の○○くんと連絡が取れると元気になれるなど）まで把握できていると、より望ましい。

⑦再統合後の児相のフォローアップについて

以下のような形が考えられる

・プログラムを基本的には継続して、親子関係の状態を観察、親に助言していく
・再判定、子または親の心理治療、来所面接(医師、ワーカー)、訪問といった個別的かかわり
・虐待（養育不安）の親グループ利用（児相、福祉保健センター、医療機関、民間）

引き取り直後は、いずれの方法でも頻度を密に行っていくことが基本である。安定が確認できれば、頻度を下げ、形態を変えることを検討していく。

3．再統合に向けて必要な準備とは

①再統合プログラムの実施に関して

まず構造上の問題として、次のようなものが準備されることが望ましい。

・ワンサイドミラーを備えたプレイルーム
・プレイルームをスタッフ全員で観察可能な部屋
・カメラ、モニター、マイクなどが使用可能で親子の声や様子を判別できること
・ビデオテープに録画でき、後日カンファレンスへの使用も可能であること

また、関係者すべてが揃う時間が頻回に必要となるため、先々までの日程調整も必要になる。時間とスタッフの確保が重要となる。さらに、担当者、関係者のみでなく、担当者以外の職員を含めたカンファレンスで適宜ケース検討できると、より客観性を増すことができる。

②チェックリストの使用について

試行的に使用している「家族支援のためのチェックリスト」であるが、まだ統計的な検定などは行われておらず、その点は今後の課題となり、項目の選定などに改善の余地がある。しかし、多職種間でそれぞれのかかわりを通じた事例への見方について情報交換しあい、共有化できるツールとすることがで

き、またその時々の状態をスケーリングすることにより、対象者の変化をある程度客観化視覚化して考えることができる利点は大きい。今後さらに使用事例を重ねることによって適切な活用の仕方を検討していけるとよいだろう。

③治療的グループの活用について

筆者の所属していた横浜市中央児童相談所には3つの虐待に関する親の治療グループがあり、それぞれ成果を挙げている。再統合ケースの利用はまだ少数であるが、孤立感の軽減などの面で自助的なグループの治療力は大きく、また児相内部で親に密にかかわれることから、今後家族再統合に際しても重要性を増すだろう。また横浜市では今年度より、各区福祉保健センターでＭＣＧ（マザー＆チャイルドグループ）が保健師の主導で行われているため、今後公的な資源として活用されていくだろう。

④ケースとの関係性について

ブリーフセラピーにおける、援助者とクライエントとの関係性について、ビジター関係（「連れてこられただけ、自分には問題ない」的な考え方をしている）、コンプレイナント関係（問題について不平を述べるが、自分のせいではないと考えている）、カスタマー関係（問題に関し援助者とクライエントの間で一致し、クライエントは解決のため進んで行動する）の3つがあるが、再統合プログラムについてはこのうちビジター関係、あるいはそれにより近い状態であった関係をコンプレイナントまたはカスタマー関係に変えていく過程といった見方ができると思われる。プログラムを開始するまでによりカスタマーに近い関係が作れていると、プログラムを進めていくうえで職員、家族双方にとってより楽であろう。再統合ケースへのかかわりについては、こうしたブリーフセラピーや、危険性よりもすでにある安全性やそれを増していくことに重きを置くサインズ・オブ・セイフティーアプローチの考え方が今後有用になると思われ、職員間でそのような視点が共有できるようになるとより良いと思われる。

4. 心理判定員の役割とは

前述したように子どもの心理判定、行動観察、心理治療、親への判定結果のフィードバック、カウンセリングなど従来からの役割のほか、親子の心理状態を中心に、再統合計画の進行の妥当性を検証する役割も担っている。さらにワーカーよりも少しケースから距離を持てる立場を生かして、より客観的な視点を職員間に提示でき、コンサルテーションが可能な立場にもある。ケース対応においても児相内で、例えば枠組み提示役のワーカーに対して、心理判定員は受容する役をとる、あるいはその逆など、役割分担が可能となる。それに伴い、家族の側で相談する内容によって、ワーカーを選んだり判定員を選んだりといった選択肢ができたり、もっと実際的には家族にとってワーカーが不在のときに話のできる人がほかにもいる、という事態も作り得る。多職種でかかわることと、かかわる職員の手が増えることが、家族の選択肢を増やすこと、かかわりを持つ人や機会を増やすことにつながり、自己決定が困難であったり孤立感を持っていたりする人に対してささやかではあるが有効な接点を作り得る。また、そのような関係を構築すること自体が、実は再統合後の家族の支援において最も重要なことでもあると考える。

参考文献

(1)家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル；横浜市児童相談所、2001

(2)家族再統合のための援助事業シンポジウム資料；東京都児童相談センター、2004

(3)家族再生のための地域支援マニュアル；愛知県児童相談センター子ども相談ｗｅｂページ

(4)「治療不能」事例の心理療法；Ｂ・Ｌ・ダンカン他、2001

(5)安全のサインを求めて；Ａ・ターネル他、2004

キーワード：家族支援のためのチェックリスト

平成13年3月に横浜市の児童相談所にて作成されている。また、神奈川県、東京都など他都市でもこれを下敷きにしたものが用いられている。内容は、1. 児童の状態、2. 親・家族の状態、3. 親子関係の状態、の3つの側面から、14項目のケース評価のためのチェックポイントが列挙してあり、かかわる職員がチームで評価を検討しあうことで、ケース理解と対応の共有化を図る。

特集

家族の再統合

乳児院における家族再統合の取り組み

―実践例を通してみる

ドルカスベビーホーム　家庭支援専門相談員　窪田道子（くぼたみちこ）

1．はじめに

虐待ケースを受けるとまず児童表を読む。平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されて以来、児童表の最後には必ず『…家族の再統合をめざす』あるいは『…家族関係の再構築をめざす』という言葉が記されるようになった。はじめのうちは正直なところ、この「家族の再統合」という言葉に戸惑いを持ったことを覚えている。

乳幼児の虐待の特殊性は、一に身体の脆弱さ未熟さから、ときに生命の危険に至らしめるものであり、命をとりとめることがあっても重篤な障害を残すことが多いこと、二つ目に乳幼児期以降の虐待よりもより悪い精神発達障害を起こす恐れがあること、と言われている。実際、私たちは虐待の結果、肢体不自由、視覚障害、知的発育遅滞、精神発達障害などさまざまな障害を背負った子どもたちと出会った経験を持っている。己がなした結果の障害を持つわが子にこうした親たちが将来正面から向き合って養育していくことができるのかは、はなはだ疑問であった。また、障害がないまでも子どもたちが心に受けた傷はあまりにも深い。

乳児院に勤める者は誰でも、赤ちゃんが言葉を使わなくても自分の心を表現する力を持ち、毎日の経験を経験として積み重ね大人との関係性を確実に学習していることを知っている。全幅の信頼を寄せていた親によって『大人は必ずしも信頼すべき存在ではない』ことを体験してしまった経験がどう修復されるのか、記憶されない時期だから大丈夫と思っているのか、大人があまりにも赤ちゃんを理解しないがゆえに赤ちゃんであるからこそ、心の修復は困難だと考えていた。

2．事例を通してみる家庭引取り

虐待事例が必ずしも家庭に戻れないわけではない。ドルカスベビーホームのここ数年の事例を見ると、虐待を主訴に措置された子どものおよそ2割が家庭に引き取られている。こうした事例の一つひとつを振り返って、家族は何を改善したのか、施設はどう働きかけたのか、あるいは児童相談所はどういう役割を担ったのか等々を考えるとこれからの事例に向き合うヒントを見出すことができる。

〔事例〕O．R．　入所時、満1歳

家族構成　父、母、兄、本児

（1）入所までの経過

生後10か月のとき、発熱で受診。この折、母親からまだ座位ができないと訴えがあり、整形外科を併診。この結果両大腿骨の骨折、左上腕部および左膝など複数の骨折が発見され医療は児童相談所および警察に虐待を通告した。骨折部位はすでに仮骨が形成されはじめているので1－2か月前のできごとであったろうという見解であった。児童相談所は本児の入院期間中、兄を一時保護して母親の面会を可能

にし、退院後の本児についてはこのまま家庭に戻すことは不可能なので乳児院措置を決定した。両親は虐待を否定し、可能性として１歳年上の兄が活発であり本児の足などひっぱる行為があったこと、母親は本児の発育が遅れていることが気になり赤ちゃん体操をしていたことなどを話した。しかし自力歩行が不可能かもしれないと医療に言われたことは両親にとっては衝撃だったようで、本児のために治療（リハビリ）を安定的に継続していくためには施設入所をして援助を受けたほうがよいと判断して措置入所に同意した。

（２）家族について

父親は営業マン。愛想がよいが母親によると短気。母親は主婦で朴訥な印象。両親は入所当初から毎日曜日には面会を実施した。本児はより父親になついており、面会中は父親が本児を独占していて母親はさびしそうな表情であった。夫婦の関係は、お互いにそこそこの不満はあるようだがそのことを決定的な不満とはしていない。本児を引き取り親子４人の生活を再開することを目的としていた。兄は本児と１歳３か月違いの２歳３か月。表情がよく両親にかわいがられていることがわかる。言葉がほとんどなく動きは活発。精神発達と行動面のバランスが取れておらず、発達に課題があると感じられた。兄は面会中施設内を自由にかけまわり、ときに他の入所児童とのトラブルも起こす。そんなとき両親はほとんど何も対処しない。父は兄の相手をしているとき、手にあまると母を呼びに来る。母方祖母、他県に祖父と居住するがこの家庭になにかあると泊まり込みで援助にくる。母親は安心して甘えている。

（３）施設の両親理解

両親が子どもたちに愛情を持っていることは初めから理解できた。にこやかでいかにも営業マン口調の父親とは最後まで本心での付き合いはできなかったと感じるが、母親は自分の気持ちをすなおに話し、かくしごとができない。面会中の兄の行動への対処やこれまでの育児の話しを聞くなかで母親の理解力や養育能力には問題があると察することができた。夫に『もしかしたらお前がやったのではないか』という言葉を向けられ困惑しながらも、面会、リハビリへの同行と、約束どおり通う母親に共感をも抱いた。本児が骨折の痛みを訴える泣きをどうして理解できなかったのだろうか等さまざまな疑問はあったが、骨折についてなぜ起きたかを本当にこの夫婦は理解してないのではないか。夫婦間の細かい諍いや多動気味で発達に問題があると思える一つ違いの兄の存在、その二人の養育をしていくには少し養育能力にかける母親、こうしたなかで意識的ではないが不適切な養育があったのではないかと思えた。今後は母親の養育力をつけていくことと地域でこの家族の育児を支える態勢づくりが課題と考えた。

（４）施設入所後の経過

入所時に、毎週末の面会と、これから始まるリハビリに母親の同行を求めた。親子関係の継続と母親が本児の治療経過を理解することや育ちを見守っていくためには、母親が施設での養育に参加していくことが必要と考えた。母親のリハビリ同行を確実に実施するため、児童相談所は当日兄を一時保護所で預かることにした。

本児は入院→乳児院と短い間に生活の変化を体験しており、人とかかわることを非常に嫌った。徐々に心を開いていったが、両親が面会にきたときに見せる笑顔を私たちに見せ、施設での生活にすっかりなじむまでには１か月の時間を要した。リハビリは入所１か月後より開始されたが、ＰＴ（理学療法士、以下ＰＴ）に対しても激しく泣いて拒否。訓練というよりは、日常の身体の動きをＰＴに伝え、ＰＴからは『こうした身体の動きを引き出してほしい』と

毎回説明を受けて、それを日常生活のなかで保育者たちが本児に働きかけていくという形であった。しかし本児が施設の生活や保育者たちと慣れ親しんでいく過程で、満1歳で座位不可という姿から、1歳1か月で這い這い、1歳2か月座位可能、1歳3か月つかまり立ち、1歳7か月初歩、1歳8か月歩行安定、と、「自力歩行は不可能かもしれない」と言われていたことを忘れさせる成長をしていった。精神発達面でも1歳1か月の心理判定＝7－8か月、1歳6か月での判定＝1歳2－3か月と次第にキャッチアップしていった。

担当保育者は毎週のリハビリに母親と本児との時間を共有した。母親は夫への不満や二人の子どもの育児の大変さ等を話した。ときに、どうかすると本児が母親より担当保育者を選んでしまうことへの戸惑いも素直に伝えた。そんなとき担当者は「Rちゃんには大好きな人がいっぱいいていいですね。もう少し大きくなれば絶対お母さんが一番のときがくるから大丈夫」と励まし、寄り添い続けた。

（5）引き取りに向けて

入所6か月後（本児1歳6か月）、必ず父母が一緒であることを条件に一泊の外泊を実施した。その後の年末年始は母方の実家で過ごす形で4泊の実施。2回の外泊が問題なく実施された後、児童相談所は満2歳での引き取りを視野に、引き取りまでのプログラムを両親に提示した。①今後も外出・外泊を実施して本児への理解を深めて関係を築いていくこと、②本児引き取り後は兄妹ともに保育所を利用すること（兄の保育所利用はその発達を見守るためにも必要であった）、③さらに引き取りの前後は母方の祖母に来てもらい保育所通所に子どもたちが慣れて家族の生活が安定するまで同居してもらうこと、とした。

虐待事例が引き取り可能と判断されるのは、①原因が明確にされ親自身が養育の不適切さを認識しており、②家族の問題が改善されていること、③親のもとが子どもにとって安全であることが認識できていること、と言われる。その点でいえばこの事例は原因も特定されず、この1年間で母親の養育能力が顕著に高まったわけでない、非常に甘い判断と批判を受けるかもしれない。しかし子どもが親をかけがえのない存在として求める感情が高まっていて、親も公的な支援を求める姿勢を持つこと、いざというときには母方実家の祖母がしばらく同居して家族の危急を支えるキーパーソンとして存在すること、今こそが引き取りの時期と考えた。

しかし、両親は本児が歩けるようになったことや引き取りの見通しができたことで問題の解決としているきらいがあった。児童相談所は引き取り直前に父母と面接をし、『事の発生から入院→施設入所→入所後の本児の発育と父母のかかわりについて』、父母との応答形式で振り返りの作業をし、今後もこの家族は児童相談所の指導のもとにあることを伝えた。こうして本児満2歳、入所1年後に引き取りとなった。

（6）考察

引き取りが可能となったいくつかの事例をみると、どのケースにも共通して言えるのは施設と家族との間に信頼関係が築かれていたことに気づく。信頼関係が成立する一つの要件は保護者自身が自分の子育てに困難さを感じていて援助を求めようとする気持ちを持つことであるが、一方で保護者を受け入れる施設側がどういうスタンスで向き合うのかが大きな課題と言える。入所の始めの段階では保護者は自分たちがどうみられているかが当然気になる。面会の様子にも面接の会話にもぎこちなさがある。自分の子どもに遠慮しながら接する親もいるし、自分がいかに辛かったかを訴える親もいる。こうした保

護者に施設は虐待の事実から目をそらすことはしないが、虐待をした親としてみるのではなく「子どもにとってかけがえのない親」という視点をもって接していくことが大切ではないかと考える。子どもにとって大事な親として受け入れられ、これから一緒に育てていこうという施設の姿勢を感じとることで保護者は心をひらいていくのではないだろうか。援助者を求めようとする家族の姿勢と、子どもにとってかけがえのない存在としての親を受けとめる施設側の姿勢が信頼関係を成立させていくと思う。

このケースに関して、担当は、通常の養育では起こりえないことが起きてしまった原因は必ず親にあると理解しながらも、一貫して本児にとって大切な存在の両親として対応した。あるとき、父親は一向に引き取りの見通しがつかないことで児童相談所への不満を話したが、そんなとき「実際ありえないことが起きてしまったのですから、原因がわからないまま家に帰ってもまた起こりえるのではないですか、きちんとわかってからのほうがいいですね」という厳しい言葉を向けることもし、一方では本児の成長や運動機能の発達が改善していくことを両親とともに喜んで、親に寄り添い続けていた。こうした施設側の姿勢が親の信頼を得、その後の治療や親子関係の改善にと目的を共にすることができ、引き取りに向かわせることができたと考える。

3. おわりに

冒頭に「家族再統合」という言葉に戸惑いを抱いたと書いた。しかし、人にとって家族は自身のアイデンティティーであり、失ってはいけないものであるとも認識している。自己の親についてイメージを持てないでいる子どもたちが、将来に「自己」をも見失ってしまうケースも見ている。虐待を受けた子どもであれ、子ども自身が長い時間をかけて親を理解し踏み越えていくしかない。現実を現実として受け入れる作業をしてこそ生きていく力が生み出せるのだと思う。「家族再統合」という言葉は「一つ屋根に住む」ということだけをゴールとしているのではなく、子どもが親を認識するためにお互いがよい関係でいられる距離を見つけることだと考えている。

虐待が起きた家庭が再統合に向かうには介入から刻々と変化していく家族の状況や親子関係の形成やその変化に応じて、間断のない支援が必要とされ、取り組む機関も膨大なエネルギーが必要とされる。このエネルギーを枯渇しないようにしなければというのが、これまで乳児院で問題をかかえた親子と取り組んできての率直な感想である。虐待を受けた子ども自身は、これから生きていくためにもっとはるかに大きなエネルギーを費やして生きていかねばならない。

キーワード：**乳幼児の虐待の特殊性**

1. 身体の未熟さからときに生命の危険に至らしめるものであり、生命をとりとめたとしても重篤な障害を残すことがある。2. その後に起きる虐待よりも、より悪い精神発達障害を起こす恐れがある。

その後に発見される虐待の多くも恐らくは乳幼児期から継続してなされていたであろうことを考えると、この時期の発見と対応は極めて重要な意味を持つ。

特集

家族の再統合

思春期児童と家族の再統合

名古屋市くすのき学園　園長　平田美音（ひらたみね）

1．はじめに

日々被虐待児とともに過ごしている現場の感覚からすれば、児童虐待の対応の最終ゴールを「家族の再統合」とすることには不登校の治療目標を再登校にするような違和感がある。児童虐待が大きな社会問題として取りあげられるようになってから発見、保護、治療と対応策の範囲は少しずつ広がってきた。「虐待を受けている子どもを早期に発見して保護し、治療して家族のもとに帰す」ということが現時点における一連の対応策になっている。しかし帰す先の家族の実態がどうなっているかをきちんと考えてみなくてはならない。当事者の誰もが「家族」という幻想に振り回されてしまう危険性がある。

小学校5年生の男の子が児童相談所にお金の持ち出しなどの問題行動の相談で連れて来られた。母親はこの子を疎ましく思っており、結局施設に入ることになった。冷却期間を置いても母子関係は改善しなかった。「この子は父親に似ているから嫌です。」と母親は言った。夫婦関係はすでに破綻しており、子どもが施設に入った後両親は別居した。

子どもを施設に預かった後で家族の問題が露呈し、家族が離散してしまうことはそれほど珍しいことではない。複雑な家族背景を配慮せずに子どもを保護した結果、戻るべき家庭がなくなったとしたら、そのことを子どもはどのように受け止めるのだろうか。

再統合が一緒に暮らすことを意味するのであれば、家族の再統合はすべての虐待事例で最終目標にできるわけではない。いったんは家族の下に戻ったが、改めて施設を選んだ子どももいる。一緒に暮らすことは選ばなかったけれども親子の情愛を取り戻した父子もある。その家族ができることの中でその子どもが自分の存在を肯定して生きていくのに何が一番良いことなのかを子どもと一緒に考え、子どもが選ぶ手助けをしていくことが私たちの施設の役割だと考えている。

2．症例

（1）あきことけいこ（ともに仮名）

あきこは小学校4年生の夏休み頃から家出を繰り返していた。何度目かの家出で警察に保護された際にあきこは「お父さんに叱られる。叩かれるから帰りたくない。」と自宅に帰るのを拒否した。このとき初めて、父親からの叱責から逃れるために家出が繰り返されていたことが判明した。当時父親は失業中で家におり、すぐに返事をしなかったなど些細なことであきこを怒鳴りつけていた。叱るのがエスカレートして手が出たり、食事を与えなかったりすることもあった。母親は家事とパートの仕事で精一杯で、あきこをかばいきれていなかった。あきこの帰宅を拒否する気持ちが強かったので施設に入ることになったが、本人の心理治療と並行して親子関係の

調整が必要であろうということで、情緒障害児短期治療施設である当学園に入所することが決まった。

最初親子関係は途絶えたままで、あきこの心理治療を中心に行われた。あきこは何をするにも自信がなく、周りの子どもたちの動きに過敏に反応していた。自分の希望を言うのもためらいがちで、自分の意見を言うことは滅多になかった。自己評価を高め、周りにきちんと自分の考えを伝えて援助を受けられるようになることが、あきこの課題だった。父親は学園からの電話や手紙による働きかけに応じようとしなかった。あきこも最初のうちは家族と連絡をとろうとはしなかったが、夏休みや冬休みの長期休暇に他の子どもたちが外泊する様子を見ていて、少しずつ家族に対する態度が軟化してきた。ちょうどそのころ母親からの外泊の申し出があり、あきこは躊躇しながらも自宅に出かけていった。それをきっかけに外泊が何回か行われ、中学生になったときは毎週末外泊するようになった。あきこは外泊した際には掃除や洗濯など家事の一部を分担し、母親を手助けした。そのことを母親は「ありがとう、助かるわ。」と評価してくれた。存在が評価されるにつれて、あきこは家の中に自分の居場所があると感じるようになり、自分の言動にも少しは自信が持てるようになった。そのようなあきこに対して父親も一方的に非難することはできなくなっていた。中学３年生の１年間は毎日自宅から学園に通う形をとった。家庭の経済的事情もあり、昼間定時制の公立高校に進学した。

このあきこの家族の再統合にはいくつかの好条件が重なっている。一番大きいのは家族機能がそれほど低下していなかったことである。虐待が行われた当時父親は失業中で経済的に困窮しており、精神的な余裕を無くしていた。しかし経済的な安定が得られると両親はゆっくりとではあるが余裕を取り戻し、家族として機能する方向へ動き始めた。また虐待が起こるまでは普通の子育てが行われていたと推測される。家出、帰宅拒否という形で外に助けを求めることもできたのだから、周囲の人に対する信頼感も損なわれていなかったのだろう。あきこは自己評価を著しく下げてはいたが人格的な歪みはほとんどなかった。家族もあきこ自身も大きな問題を抱えていなかったお陰で、少し時間はかかったが家族は再統合することができた。

学園はあきこの気持ちを中心に動いていた。両親とも忙しく、定期的な面接を行うことはむずかしかった。電話や手紙、ときには家庭訪問を行うことであきこと家庭を細々でもつなぐことを心がけた。最初の外泊のときには不安なあきこの気持ちをじっくり聞いて受け止めながら、ことばの裏に隠されている家族への期待を指摘したり、家族のあきこに対する気持ちを代弁したりしながら、あきこの決断を促した。学園内ではあきこの自己評価を高めるために心理、生活指導、学校教育それぞれの場面で連携していろいろなことを教え、良い評価を与えるように心がけた。それらを支えとしながらあきこは自分の力で家庭の中にもう一度居場所をつくり、家族もそういうあきこを改めて受けいれたのだと思われる。

同じような経緯で学園に来た子どもでも異なった結果になっている場合もある。けいこの家は母一人子一人の母子家庭で、母親はけいこに過大な期待を抱いていた。それはときに激しい叱責に繋がった。けいこは母親に反発し、家出をして児童相談所に保護された。母親は最初家に戻ってくれるようけいこに懇願したが、けいこがそれに応えないとなるとあっさりと施設入所に同意し、自宅にあったけいこの身の回りのものすべてを施設に送りつけた。当初は「あの子が勝手に出て行ったのだから。」と拒否的だった母親も、手紙などの学園からの働きかけに少し

ずつ応えてくれるようになり、母親から学園職員に相談の電話が入るようになっていった。けいこもほしいものがあると電話で直接母親にねだるようになった。母親もかなり譲歩する形でけいこの希望を叶えてくれた。しかし学園を出て行くときに、けいこは自宅を選ばなかった。

この二人の大きな違いは家庭の中の居場所の有無だと思われる。家庭の中の居場所はその子どもの家庭の中での存在価値、あるいは家族の中での生産的役割と言い換えることができるかもしれない。あきこの家には歳の離れた妹がおり、その子はあきこになついていた。自分を頼りにしてくれる妹の存在は、あきこにとって自分自身の存在意義を確認する大きな手がかりとなったはずである。また妹の面倒を見ることを含め、家の中のいろいろなことを手伝うことで母親から「あきこがいると助かる。」という感謝のことばを受け取ることができた。そのような家族のつながりがあって、あきこは家庭に戻っていけたのである。それに比べると、けいこの家庭は母子家庭ということもあって居場所を見つけにくかったと思われる。けいこの母親は一生懸命けいこを育てていたが、けいこがいくつになっても「自分が面倒見てあげないといけない子ども」という意識が強かった。けいこの家庭の中での役割は「庇護されるべきもの」であり、家族の構成員として自分がいなければならないという実感はもてなかっただろう。学園の職員は母親が伝えきれない気持ちを「お母さん、こんな風に思っているのじゃないかな。」とけいこと話し合ったりしたが、けいこの気持ちを家庭に向けることはできなかった。無理強いすることでけいこが反発し、余計に気持ちが母親から離れてしまう恐れもあった。将来の進路なども含めていろいろ話し合った末に最終的な決断はけいこに任せた。けいこは自宅には戻らなかったが、今でもよく母親と電話で連絡を取り合っているという。

（2）しんや（仮名）

しんやは幼い頃から多動で母親は周囲から責められることが多かった。小学校に入り、落ち着きがないうえにお店から食べ物を取って来るようになった。しかし母親は責められるだけだと思ってどこにも相談することはなかった。叱責は徐々にエスカレートし、児童相談所に近所から虐待通報が寄せられたこともあった。母子関係の悪化を見かねて学校の担任も児童相談所に相談し、しんやは一時保護された。小学6年生になっていた。一時保護所の生活でしんやの対人関係の不安定さが問題として指摘された。その治療のためということで、母親に了解を得て当学園に入ることになった。母親は自分ではなく、しんや自身に問題があると言われて少しほっとした様子だった。

学園の職員は当初家庭に戻すことを考え、しんやの状況を理解してもらうために、児童相談所の協力も得ながら両親との話し合いを重ねようとした。両親のそれぞれの実家にも連絡を取ろうとしたが、祖父母はしんやの起こすいろいろな問題行動を嫌い、児童相談所のかかわりを拒否した。一方しんやは理想化した両親像を語り、「早く家に帰らなきゃ。」と良い子を演じ続けた。中学生になるとしんやも身長が急激に伸び始めた。体が大きくなると、周りの子どもたちに腕力で引けを取らなくなった。それまでは同年齢の子どもに比べて小柄だったせいか一歩引いたような態度でかかわりを持っていたが、少しずつ自己主張するようになっていた。周りとのトラブルが増える一方で、今まで「どうせ俺馬鹿だからわからん。」と全く意欲を見せなかった学習に積極的に取り組むようになった。学園の職員はしんやが出してきた意見や希望は積極的に取り上げるようにして、自己主張をできるだけするように促した。学習につ

いても学習指導員を依頼して、1対1の状況で周囲に気兼ねなく彼のできるレベルから学習に取り組めるようにした。家族にはしんやの成長の様子を定期的に伝えていたが、外泊を勧めると「また近所に迷惑をかけるから」となかなか許してもらえなかった。両親はしんやの変化を認めようとはしていなかった。そのうちしんやの語る家族像が変化し始めた。いろいろなことを上手にやる父親と自分をかわいがってくれる母親というパターン化された表現が消え、しばらくはどうして外泊させてくれないのだろう、と話していたがいつの間にか両親の話題は出なくなった。ようやくお正月に外泊できたときも様子を聞くと、家でずっとゲームをしていたことしか語られなかった。外泊の数か月後になってやっと「父さんも母さんも俺を高校にやるお金なんてないって。自分たちはパチンコやってるくせに。」とはっきり両親に対する不満を口にすることができた。家庭に戻れない状況を受け入れるために親との距離を取ろうとした時期のしんやの気持ちは揺れていた。一時的にトラブルも増えたが、職員はしんやと話し合うことで彼がいろいろ考え、将来に向けて決断するのを援助していった。しんやは高校進学を目指し、家庭以外の場所として別の施設に移ることを選んだ。母親は「高校には行ったほうがいいと思うけど、家からはやれないし、施設から行かせてもらえるなら結構なことだと思います。」と淡々と語った。しんやは「バイトをしてお金を貯めて、高校を卒業したらアパートで一人暮らしをするんだ。」と言っている。両親との関係は十分改善されたとは言えないが、お盆とお正月にはきちんと自宅に外泊しているそうである。

3. おわりに

北朝鮮拉致被害者の方が「家族の再結合」ということばを使っていた。離れていた家族が一緒に暮らせるようになればまた元のように一部の隙もない家族として生きていくのだ、と改めて思わせることばだった。それに比べて「再統合」ということばにはただ一緒にいるだけでは不十分で、その場にいる人にさらなる努力を要求しているような気がする。むしろ一緒にいるという形態よりも、自分たちは家族だと強く意識することが必要とされているのかもしれない。それを家族としての機能が低下している家族に要求する不合理がある。

子どもが低年齢であれば親も自分が面倒見るしかないと思いやすい。子どもも親元に戻るか施設しか選択の余地がない。しかし思春期になると自立の道、親との距離を取って生きていく選択も出てくる。距離を取ることによって親子関係が破綻せずに辛うじてつながった状態を維持できることもある。しかし親と距離を取ることは決して楽な選択ではない。親に適切な養育を受けた子どもでも親から離れていくときは大変である。まして十分な愛情をかけられず、なお愛情を求めている子どもたちにそれを諦めさせるのである。周りの人間が支えても支えきれないほどの大きな課題となる。それでも何人もの子どもたちがその道を選ぶのが現状である。

今後は治療においてきちんとアセスメントしたうえで治療目標を設定するのと同じように、子どもを家庭から離す際に将来の見通しを立て、それを含めて対応を考えていく必要があると思われる。

キーワード：**学習指導員**

当学園には虐待などの結果学校場面で不適応行動を示していた子どもが多い。この子どもたちは知的な問題が無いにもかかわらず、学習の遅れが著しい。こういう子どもたちに個々の能力に応じた指導を行うために、当学園の外部の人に委嘱して学習指導を行っている。個別で行われるため学校場面のように実力を他の子どもに知られることがなく、苦手なことにも取り組みやすい。将来の社会的自立促進のためにも学力向上は重要な課題である。

特集

家族の再統合

里親が行う家庭復帰の取り組み

―実親との交流を中心にして

川崎市里親　西川公明（にしかわきみあき）

1．里親以前

児童養護施設を訪問していたことがある。子どもたちが卒園しても、その後数年間の交流が続きさまざまな相談を受けた。相談内容は、まだ見ぬ実親への想いやルーツのこと、実親家庭に帰りたくても帰れない不和の続く家族のこと、進学や就職のこと等々、少年の私にはとても回答を出せる内容ではなく、ただじっと耳を傾けるだけであった。

その後、セツルメントに学習ボラとして住み込んでいたことがある。

そのセツルメントは活動地域の一隅にあり、2階建てのコンクリート作りの建物であった。周囲は廃車となったバスを利用した住居や寄せ集めの材木等で囲った箱のような住居が並んでいた。隣接して娼婦街もあり、若い娼婦たちも時々セツルメントの娯楽室に遊びにきていた。

親が3日も1週間も戻ってこないで、食事のための金銭を持っていない子がいたり、親の折檻によって熱湯を浴びせられ、ひどいケロイドを背中一面に担いでいる子がいた。

深夜1時になっても親の家に灯かりがともらず、外にたたずむ2歳児もいた。この子は、売店に客がくると駆け寄り「あれー！これー！」とパンを指差して客におねだりをするのである。売店主は「癖になるからやめときな！」というのであるが、時々憐れに思う客から買ってもらっていた。

そのうちにここの子どもたちの親とも懇意になり、一杯呑屋の止まり木でのお付き合いをするようになった。文字を学習する機会を得られなかった人がいた。食い扶持減らしのために10歳のころから海を渡って丁稚奉公にきた人がいた。少年期に縁者の家に預けられたが、実家からの仕送りが途絶えて居づらくなり、その家を飛び出したという人もいた。

この児童福祉施設やセツルメントでの体験は、その後に里親になってからの考え方に大きな影響を与えた。「子どもの問題は親の問題でもあり、適切な親の支援をすることが子どもたちの福祉に結びつく」とする考え方の基になっていった。

2．強い薬の副作用

まだオシメが取れていない幼児の実母が措置入院となったケースがあった。救急車のサイレンの音がすると、おびえて激しく泣き叫び、ときには目を吊り上げてひきつけに似た症状をも呈した。実父との連絡はつなげてあったので、そのことを相談すると「実母が発作を起こして暴れだしたり、救急車によって強引に連れ去られるシーンを思い出すのであろう」とのことであった。そんなときは力強くギュッと抱きしめて、やさしく声掛けをするのであるが、何とも憐れさを誘った。

この幼児はときどき発熱などで病院にいくことがあった。そんなときには母子健康手帳の記載事項や

既往症の件など、実親からの情報が必要になることがたびたびある。実親交流があることは委託児童の養育にとってやりやすい面を持っている。

1年ほどして実母は退院した。実母の退院祝いと本児の家庭復帰を祝って、ささやかなパーティーを開いた。母親は服薬の強い副作用なのであろう、終始ボーッとしていて会話が成立しなかった。子どもは父親の膝にいくことはあっても、母親の胸にいくことはなかった。保育所の通所ができるようになったとの報告があり、一抹の不安を抱えながらも、その後の児童福祉司の訪問指導に委ねることとした。

3. クソ1升なめて初めて母親になる

実母が生後半年の乳児を置いて出奔したケースを引き受けた。実父は残された乳飲み子を抱えて仕事にいけず、24時間体制の育児に疲れきっていた。このとき私は、母子家庭なら当たり前のケースであり、男って弱いものだなーとしみじみと思った。

仕事が休みの日には必ず顔を出すように実父と約束を交わしたが、当初は月に1度が精一杯の状況であった。しかしそれもだんだんと遠のき始めていった。

里母である私の伴侶は「子どものこんなかわいいときに親が顔を見なくなったら、親子のつながりが切れてしまう」といい、また「親は3歳までのかわいさを子どもからもらって、このたくわえで後の子育ての苦労をあがなうものである」ともいった。この実父の面会回数を増やす方法はないものかと知恵を絞った。

しかし、気持ちがすさみきってしまった実父は、仕事に身が入らなくなり、酒とケンカの日々を過ごしていた。あるとき約束の日に現れなかった。電話連絡もつかない。自宅を訪れると、電気のメーターは回っていたが新聞がたっぷりとたまっていた。カンが働くとはこういうことであろうと思った。というのは、知り合いに頼んで留置場にいないか調べてもらった。すぐに返事がきた。近くの警察にいた。ただのケンカで入ったのだから1～2泊程度で帰れるのであるが、警察官相手に反抗するなどの事情で留置が伸びているとのことであった。迎えにいくむねを知り合いに伝え、一緒に帰ってきた。

後に実母の出奔理由を実父自らが話してくれた。荒れた生活の原因を知れば無理のないことであろうと思った。

そこで私たち里父母は「初めて寝返りが打てるようになったよ」とか「よろよろだけど立って1歩踏み出せるようになったよ」など子どもの成長過程をこまめに電話を入れ、実父にその姿を見てもらいにきてもらうことにした。また、家族の誕生日のたびに招待をした。当時私たち里父母と当該児を含めて5人いたので、これに実父を含めて6回はきてもらう口実ができた。町内の祭りには、その準備に男手が必要である。何回か手伝ってもらった。家族旅行のときにも一緒にいってもらった。仕事の紹介をして人間関係のつなぎに利用したこともあった。

うそも方便ということわざがある。子どもが発熱したときは絶好のチャンスと思った。熱が37度5分程度でも電話を入れた。「昼間医者に診てもらったが、夜になってから熱が39度近くになった。今から解熱剤をつかうのだが、本人は『パパ！パパ！』とうわごとをいっている。そばにいるだけでいいから添い寝をしてやって欲しい」といって呼び出した。実父が飛んでくると、小細工をして高めにした体温計を見せた。添い寝を始めてしばらくしてから、実父の前で体温をあらためて計る。37度程度になっている。これを見せて「やっぱり、パパがきてくれたから安心して熱が下がったんだよ」と私はいった。

子どもを介しての交流が進むに連れ、里父の実家

や里母の実家に一緒に泊まりにいくこともあった。車で500キロほど走るので、そのようなときはドライバーの交代要員として手を貸してもらった。

先輩から「クソ1升なめて初めて母親になる」と教わった。父性も似たようなものだと思う。子どものために苦労をして、それがかわいさにそして愛情の増幅につながっていくのであろう。

そんな交流が3年ほど続き、実父の生活が落ちつきをみせてきた。ころあいを見計らって再婚の話を出してみた。「覆水盆に返らず」のことわざがある。復縁が困難なら新しい家庭を作ればいいと説得した。お見合いの結果、縁があって子どもと共に新しい所帯を持つことになった。

4. 折れたテーブル

夜の10時過ぎに訪問してくる実親がいた。この時間なら何とか対応できるのであるが、この実親は時々朝の4時ごろに訪問してくる。一応扉を開けて一言だけ「眠い！」といって扉を閉めるのであるが、一度付き合ったことがあった。しかし、この時間からのお付き合いはやはり私の体が持たない。彼は一生懸命に自分の特技を私に伝授しようといろいろと話してくれるが、話は面白いけれども当分私の役に立たないものである。というのは、この実親は殺人事件で実刑6年を務めた経験を持っている。また、その後にも数件の傷害罪で起訴されている。しかし毎回留置場の中での激しい自傷行為の末病棟送りとなり、結果として精神状態の何とかで病院生活のみで過酷な刑務所生活を免れるという特技の持ち主であった。

夜の11時ごろに電話のベルが鳴った。受話器の向こうから「20円しかない。どこそこの駅前にいるが、何とか助けて欲しい」とのことであった。車で迎えにいくには遠すぎる距離である。かといって電車利用では私が帰ってこられなくなる時間帯である。私は「すぐに駅の事務所にいってわけを話して、駅員から当家に電話を入れさせなさい」と告げた。まもなく駅員から電話が入った。私は「下車時に支払う切符を出してやって欲しい」と告げた。

待ち合わせの近所の駅に車で出向いた。電車から降りてきた彼に理由は聞かず「無茶するんじゃないよ。これで簡易宿泊所で一泊しなさい」といって最低限の現金の入った封筒を渡した。というのは、冬の寒空にうずくまって過ごす辛さを私も経験していたので、いたしかたがなかった。

よく委託児童の実親から受けた迷惑行為を児童相談所に処理させる里親がいる。しかし実親との交流は自己責任のうえで行うべきものであろう。協力依頼をすることはあっても、他所に責任転化をするべきものではないと思っている。

「実親に振り回されているのではないか」といわれることがある。かわいい子どもたちの顔を見ていると、将来、親子水入らずの生活ができるようになることのほうがハッピーだと思う。ゆえに実親に引取りのわずかな望みと期待が持てれば、その家庭再建のためのお手伝いをさせてもらうという、里親側の主体性の有無如何に掛かっているのではないかと思っている。

話は戻るが、この実親と私は1度事件を起こしている。深夜の2時ごろであった。ややこしい話になってきてお互いの声が大きくなった。そしてテーブルが二つに折れた。部屋中にガラスコップや酒のビンが割れて散乱した。以後この実親は家族の者たちからは嫌われ者になり出入りを禁止された。これを機縁にこの実親とは数年間の交流が続いたが、委託児童の自立時には、行方が分からなくなっていた。

5. 里親制度の社会的な認識

仕事の休みのたびにまじめに子どもに逢いにきていた実父がいた。子どもの祖母は決して体調が良くなかったが、無理をしてでもちょくちょく孫たちの顔を見にきてくれていた。祖母はいった。「私たちは

里親に頼むと聞いたとき、これでもう二度と孫の顔を見れなくなると思った。そして里親委託に猛烈に反対した。施設にしなさいと息子に何度もいった。息子はボソっと『そんなに気になるなら自分で見にいってみたら！』といった。最初はこうして孫たちと会えるなんて、まったく思ってもいなかった」とのことである。

制度に対する社会的な認識と言うのは、里親委託イコール養子縁組と誤解されている面がある。児童相談所にもそのような認識の職員がいる。社会的な認識を変えていくだけの啓発活動を展開するか、あるいは新しいネーミングの基に仕組みも変えたものにしていくことが求められる。私は後者を主張したい。

6. 実親対応で気のついたこと

里母にいわせると、里親の前に現れる実親というのは、自分で子育てができないことで自分を責めている場合が多い。その不甲斐なさがあるがゆえに、必要以上に自己正当化のために攻撃的になったり、卑屈になったりする場合があるとのことである。この気持ちを理解することが大切であるという。そして里親も個人的には子育てによってパワーをもらっているのであり、経済的には公費の支給があるのだから子どもを仲立ちとした五分五分のお付き合いをさせてもらうことがポイントであるという。

子どもを理解することは、大人を理解することに通じている。とかく体の大きさや年齢に惑わされて、過剰期待するところに誤解が生じる。また「将来このようにします」ということばは実親の希望であって、約束と思いこんでしまうところに行き違いが生じる。

具体的には、里親家庭の養育に協力しているのだという意識を実親に持ってもらうことである。買物を頼んだり、他の子どもを含めて子守りを頼んで出かけたり、里親家庭の都合の悪いときには、実家庭宿泊を頼んだりしている。

実親がきているときは、その子のケアはすべてを実親に任せて、里親は手だしをしないことにしている。子どもの成長を一緒に喜びあうことも共通感情を持つことにつながる。また、機会を見つけては共に食卓を囲むこと。また、カラオケにいったり酒席を持つこともかなり多い。

7. 里母の功績

私の無茶の尻拭いは大概里母の役目である。実親支援における彼女の功績は大きい。しかし必ずしも周囲から理解されているわけではない。里親になりたてのころ、二葉学園の故村岡末広園長からは「あまりにも危険すぎる、児童相談所との十分な連携と指導のもとに行うこと」と厳しい指導を受けた。また先輩里親に子どもの家庭復帰に向けて相談にいったら「子どもを早く帰したいということは、子どもに愛情が注げないということだ。里親を辞めたらどうか」との誤解も受けた。

よく私を支え、そして私を上回る行動をとる里母が一体何を考えてここまでやれるのか、私には今以って理解の及ばないところである。

キーワード：**実親対応**

平成十四年十月一日施行、省令「里親が行う養育に関する最低基準」に以下の記載がある。
○同省令第二十条
専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。
○局長通知「里親制度の運営について」の記載
第5　里親が行う児童の養育について
6　里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
※実親への対応、指導が専門里親に課せられているとの誤解が蔓延している。飽くまで児童相談所が中心となって実施し、これに協力するのが里親の立場である。

特集

家族の再統合

子どもは家族に何を期待するか

―子どもの声から

聖霊愛児園　園長　安川（やすかわ）　実（みのる）

1.はじめに

今から30年以上も前、研修でアメリカに渡って間もない私の目に、「同性生活者に人権を！」と書いたプラカードをかかげた300人程のデモ行進の姿が飛び込んできた（そして本年6月、マサチューセッツ州の最高裁によって同性婚が認められた）。あのカルチャーショック以来、「家族とは何か」は私にとって大きな関心事になったのだが、「家族論」を展開するのは本旨ではない。しかし私たちの心の内にある「家族」のイメージは今も変わらず、親と子ども、場合によっては祖父母も加わった社会生活の最小単位なのではなかろうか。それは一部の研究者から幻想であると批判されている「サザエさん一家」の温かい家族像にも近いのではなかろうか。

したがって「家族の再統合」という言葉からは、愛すべき家族から切り離されて児童養護施設での生活を余儀なくされている子どもたちが、再びその懐に抱かれて幸せに暮らすというイメージが浮かんでくるのだが、実際はどうなのであろうか。人生に一人ひとりの物語があるように、どの子どもにも独自の「家族像」があろう。それらを括ることに抵抗を感じつつ、拙稿では便宜上以下のグループに分類して子どもたちの「家族の再統合」について考えてみた。

なお、拙論に登場する子どもたちのプライバシーの関係で、名前と内容を「脚色」した。

2.「家庭復帰」を拒否する子ども

高校生になって当園に仲間入りした智子の措置理由は母親からの虐待であった。私を含めた職員との衝突をくりかえしながら2年余の歳月の中で彼女なりの落ち着きを見せるようになった。しかし彼女の母親に対する憎悪は私たちの立ち入る余地がないほどすさまじく、自分の内から母親の存在をどうしたら消せるかといった思いを聞かされることがいちどならずあった。「問題」行動のくりかえしで高校を中退せざるをえなくなった折に母親が来園したときも姿を隠し、後になって「あの人に一生束縛されるんだろうか…」と胸の内を語っていた。家にいるときは智子の心の叫びに耳を傾けることなく彼女を責め続けてきたと思われる母親の姿勢は変わらず、そのときも「あの子は最後はダメになる」と言い放って去って行った。

在学していた高校を中退した智子はその後定時制高校に転入し、進学を希望しつつ来春の卒業を控えている。ひょっこり園長室に現れて、アルバイトの話から職員評定までしていくのだが、母親のことは一切口に出さず「私は私で生きて行く」というスタンスは変わらない。智子にとっての「家族の再統合」は遠い世界の話に思える。

同じように「家庭復帰」を望まない高校生のあゆみの場合は問題が錯綜している。離婚した父子家庭の子どもとして、窃盗や転職をくりかえす父親とそ

の父親を溺愛してきた祖母の間に入っての苦労のうえに、これまた父親の言動に悩む思春期の妹への気遣いが加わり、彼女の肩には年齢不相応の重荷がのしかかっている。親権者の父親は逆に、あゆみの支えなくしては生きていけない状況にある。

小学生時代から演劇の修行を積んできたあゆみは「役者」を夢見ており、今も所属劇団の公演前になると放課後深夜まで練習を欠かさないのだが、家族の悩みで体調を崩したことが一度ならずある。あるときは彼女をして「お父さんかおばあちゃんが死なない限り、ウチの問題は解決しない」とさえ言わしめた。トップクラスの成績で来春卒業予定の彼女は、就職して所属劇団での役者修行に打ち込み、家族とは「距離をおいてやっていく」という極めて明確な意思を持っている。

とは言え、意識の上では親への拒否感で共通している二人だが、本当は一緒に暮らしたいという気持ちが潜在しているようにも思える。智子の例で言えば、「問題」行動をくりかえしていた時期に「私にはお母さんのような怖い見張り役が必要なのかも…」ということばが耳に残っているし、あゆみの場合はもっと意識化されたやりとりが多い。「お父さんはどうしようもないけど、本当は寂しいんだよね」ということばに象徴されるように、大好きな妹との3人の生活が再開されるという希望が心のどこかに潜んでいるのではないか。

親がトシをとり、子どもが年齢を重ねる過程で、互いの内に流れる血が互いを結びつける日が来ることを願ってやまない。「血縁と養育とは、基盤を共有し継時性をもつと考えられる」[1]を信じたい。

3. 対照的な二人の子ども

親が拘留されている子どもたちがいる。その一人、三姉妹の長女の文恵の母親は「薬物」で3年の刑に服している。二人の妹たちは親の帰りを心待ちしているのだが、本人は親が出所してきても、その先も「一人で生活していく」と主張する。入所当時から母親に拒否的だった文恵は、「しばらく会えなくなるので子どもたちの最近の写真が欲しい」という獄中の母親からの依頼を受けて撮影の機会を作ったときも、「何で私の写真が要るのか」と初めのうち撮らそうとしなかった。母親の末娘への溺愛と、押し付けられてきた家事への不満が、母親不信への根を植え付けてしまったように見える。今も「妹たちと私は違う、私は私でやっていく」と言って憚らない文恵が、将来の「家族の再統合」に向けて歩み出せるか否か、私たちの親と本人へのかかわりの質と量が問われているのかもしれない。

中学生の由紀の母親も「薬物」で服役中である。「またやってしまいました。恥ずかしい。由紀をよろしくお願いします。」という刑務所からの手紙をこれまで何回受け取ったことだろう。由紀が幼い頃は事実を隠していたが、度重なる服役と由紀の年齢を考えて最近はありのままに伝えている。「いい加減にしないと子どもに愛想をつかされるよ」という私のオドシに素直に頷きつつ失敗を繰り返す母親、相手男性も変わる母親を、由紀は不思議な度量で受け容れている。職員の誰もが認めている母親の由紀への思いの強さがそのまま伝わっているのだろうか。「将来は絶対にお母さんと暮らせる」と信じて、年齢の離れた異父弟に会いに帰省している。今日も部活動に汗を流しながら母親と継父たちとの暖かい家庭を夢見ている由紀には酷かもしれないが、彼女のガラスのような夢（と、私には思える）が壊れてもそれに耐える力をつけておくこと、それが今の私たちの課題である。

4.「28条措置」の子ども

ある年、時を経ずして二人の「28条措置」の子どもが私たちの仲間入りしたのだが、「再統合」に向けての歩みは対照的であった。

統合失調症と診断されていた母親の虐待から逃れて当園に来た中学生の和史は、自己決定の機会を奪われていたのか他人の言動に流されやすかった。しかし母親と母親に言いなりの父親との生活の継続は自分をダメにしてしまうという判断はしっかりできて、自らの居場所を求めて児童相談所に駆け込んできたと言う。児童相談所のワーカーは子どもを連れ戻すことに執心していた母親との長い忍耐強いやりとりの後、家庭裁判所の決定を受けて「28条措置」で和史を当園に紹介した。もちろん、彼の新しい居場所は母親の知るところではなかったが、彼女の和史探しの執念は凄まじく、2週間ほど経ったある日、私たちは彼女に会う羽目になってしまった。会ってみて、しっかりした枠さえつければコミュニケーションがとれると判断した私たちに想定外の流れが生じた。児童相談所の仲介を条件に初めは私たちと、ついで和史との面会も始まった。和史が当園に来てやがて1年の月日が流れ、「ぼくはもうお母さんに会っても大丈夫だ」という和史のことばを聞いてからのことであった。

紆余曲折の後、和史は今、彼を愛してやまない母と父との生活を再開している。親子にとって辛い分離体験とその後の歳月の流れは、和史の「家族の再統合」にとって大きな意味をもった。ところで、統合失調症という母親の診断名も和史の成長の前で影が薄くなったのであろうか…。

同じ「28条措置」でも対照的な歩みを強いられている雅彦は、父からの虐待が主訴で私たちの仲間入りをした。彼の場合も児童相談所は、親子を強制分離したうえで再統合するという一人二役を演じなければならなかった。その結果、「虐待防止法」改正の大きな課題として指摘されてきたとおりの状況が現出してしまった。「子どもを奪われ、子どもに捨てられた」父親は、児童相談所だけでなく私たちの面会も拒否し続けている。一方、当初「いつか殺してやる」と父親への怒りを言葉にしてぶつけていた小学生の雅彦は、歳月と共に「会ってもいい」と言うようになった。特に母親や兄たちに会いたい気持ちが強く出始め、その旨を伝える本人と私たちの手紙に写真を添えて2度にわたって送ったのだが返事はなかった。また、雅彦の成長ぶりを何とか知らせようとして家庭訪問も繰り返したが門前払い同然であった。

中学生になった雅彦は部活動に励んで明るく毎日を送っているが、彼の心の深層はいかばかりであろうか。「虐待防止法」の法的不備と私たちの力不足のため、現段階では「再統合」の見通しは立っていない。現在進行中の里親とつながる方向でしか彼の将来への糸口はつかめないのであろうか。無理にコトを運ぶ愚は犯さないとしても、焦燥感は否定できない。

5.外国籍の親をもつ子ども

当園には外国籍の母親を持つ子どもが7人生活している。日本人男性と結婚した彼女らは、一組の例外を除いて男性側の「都合」で家庭崩壊させられている。彼女らの出身国が、韓国・中国・フィリピンなど先の戦争でわが国が多大の迷惑をかけた国々だけに二重の責任を感じる。と同時に、子どもたちとの生活を取り戻したいという「家族の再統合」への熱意に、それが現実的であるか否かは別にして、頭の下がる思いもしている。

つい最近「家庭復帰」した中学生姉妹の母親の国籍はフィリピンであった。仲間意識の強い彼女らは、

本国へ送金しつつ互いに助け合って異国での生活を続けているのだが、その生活は楽でない。経済的理由の他に、姉の度重なる「問題」行動など数々の難問をクリアー（とまではいかないのだが）しての家庭引き取りは「何としても一緒に生活したい」という母子の強い思いの結果であった。課題山積のこの「家族の再統合」は、私たちの懸念をよそに今のところ順調に進んでいる。

このフィリピン女性の場合と同じように日本人男性に裏切られて二人の幼児を手放すことになってしまった中国人女性も、仕事の休みには必ず面会と外泊を続けて親子の絆を深めている。性格も顔つきも全く異なる二人だが、母親を待つ気持ちの強さでは一致している。離婚届へのサインは本国への帰還を意味し、それは同時に最愛の子どもを失うことになることを知っている彼女は、決してサインすることなく日本に留まる決意をしている。その強い心根が二人にしっかり通じているのだが、「再統合」には長い年月が必要であろう。この母子を支える過程で日本人としての私たちが学ぶことは少なくないと思われる。

他の事例は省略するが、以上のように外国籍の親をもつ子どもたちは、その在りようは異なっていても、例外なく家族との絆をよりどころに生きている。そして「早く一緒に暮らしたい」と願っている。

この願いは、言うまでもなく他の多くの子どもたちにも共通している。「子どもは家族に何を期待するか」という本稿のテーマに対する「子どもの声」は結局この一点に集約されよう。

6. おわりに

現段階で親を否定している子どもも将来は肯定に転じる可能性を秘めている。本人と親の成熟が、生物学的基礎（血縁）を目覚めさせる可能性があると信じたい。また前述したとおり、大多数の子どもたちの声は「早く家に帰りたい」で一致しよう。

しかし一方で、例えば、この世に生を受けて間もなく捨てられた子ども、血縁関係の中で誕生する運命を背負わされてしまった子ども…。彼らにとって「家族の再統合」とは何なのだろうか。厳しい社会に出て今も健気に生きている彼らに想いを馳せるとき、「真実告知」とか「家族の再統合」などという言葉が空しく響く。「臨床的には、たとえ現実の家族は復元や大きな変容は叶わずとも、子どもの心の内での父母・家族の捉え方、イメージのありかたの変容が行動の改善や精神的治癒の要因になりうるのである」[2]としても、そのイメージすら描けず人生を送っている子どもたちがいることを忘れないでいたい。

つまるところ、彼・彼女らの背負っている重荷をどれだけ共有できるか、換言すれば彼・彼女ら一人ひとりの物語の傍らに私たちがどれだけ居続けられるのか…そこが問われているような気がする。そしてそれは、拙稿でとりあげた子どもたちすべてに通底する私たちへの終わりなき宿題であろう。

最後に、唐突に思えるかもしれないが、再び戦争という決定的な「家族破壊」に突き進んでいるわが国への現状認識の乏しさに触れたい。特に、弱い立場に立たされている子どもや家族にかかわることを生業としている私たちには、このような時代状況に向き合う姿勢が問われているのではないか。

参考文献
(1)村瀬嘉代子「子どもと家族への援助」金剛出版
(2)村瀬嘉代子「統合的心理療法の考え方」金剛出版

キーワード：**28条措置**

児童福祉法第28条を適用した入所措置であり、独立した言葉として使用されているわけではない。児童虐待防止法の12条は、この条項に基づく児童福祉施設入所の場合の面会や通信の制限に関して規定している。しかしこの制限の任を専ら児童相談所にあたらせてきた問題（例えば、分離とフォローの両方）が指摘され、虐待防止法改正の課題の一つになっている。

特集

家族の再統合

虐待を被けた子どもと家族の再統合をめぐって

―親の願い、子どもの願い、そして…

光と子どもの家　施設長　菅原哲男（すがわらてつお）

1．はじめに：親たちの希望や願いと現実

児童養護施設光の子どもの家における家族関係への取り組みについての概要は、本誌第29号拙文「親子の風景」をご参照いただきたい。

児童養護施設光の子どもの家は今年20回目の夏を迎えた。この間、５ケースの実父が、きょうだいなどを含めて子ども７名を、８ケースの実母が、きょうだい含めて15名を引き取った。

入所時の実父母の90％強が離婚しているが、例外なく別れた相手を非難し子どもとの接触を拒絶していた。しかし、父親と母親を同時に欲し、尊敬したいという子どもの願いは決して贅沢なものではないことなどを説得、調整し、実父母が再婚し直して引き取ったもの４ケース、子ども５名が含まれる。

また、実父・母が子どもの引き取り後再婚などをして親族や他の児童養護施設あるいは里親に委託したものが４ケース７名である。例外的に親が引き取り希望しなかったが、子どもの意志で高校受験後実母に引き取られた者１名がいる。

親子分離や施設入所に不承知な親が、過去４年度間に実父母４ケース子ども６名いるが、服役、係争中の実父母など２ケースの子ども３名の親との面会は実現していない。

一般に、家族の再統合とは、家族が住む「家」に児童養護施設などの社会的養育施設から子どもが引き取られて家族と共に暮らすことと考える。

しかし、このところ小学高学年から中学生に、自分の生活を立て直したいと訴えて児童養護施設にやってくる子どもが増え始めている。光の子どもの家に2000年度から2003年度までの入所者26名中、小学４年生以上が11名いるが、そのすべてがそうなのである。年齢が二桁になると自らの生き方を考えることが可能になり、自立に向かい自我を表現し始めると考えられる。したがって、家庭引き取りによる家族再統合の可能性は、経験的に入所後２年以内、子どもの年齢一桁が一区切りであるといえる。

年齢が二桁になると、子どもが自立を果たした後、親たち家族と通常のかかわりを可能にすることも再統合の一つの形と考えなければならない。

また、同じように2000年度からの４年度中の入所者26名中９名の子どもたちの入所に実父母が立ち会っていない。このようにそれ以前とはかなり明確に入所の風景そのものが違ってきている。それは、その入所理由のほとんどが虐待であることから自明でもある。子どもの入所に親たちが立ち会わなかったり、虐待を否認して、家裁から最高裁に至る法的な対応によって親子を分離した者、かなりの長期間放置された野生児のような子どもたちを受け入れてきているという事情もある。

表１．再統合希望と実態

	１年以内		３年以内		３年以上		その他	計
	希望	実現	希望	実現	希望	実現		希望：実現
実　父	7	1	8	3	4	1		19：5
子ども	13	1	10	4	6	2		29：7
実　母	8	3	10	4	8	1	1	26：9
子ども	12	3	12	6	2	5	1	26：15

13ケース　22名

非常に困難ではあるが、子どもたちへの適切な受容や受け止めによって、子どもたちが親たちを対象化し客観的批判的にとらえ、現実を訓練と受け止め、めざましく成長するケースが増えてきている。

変化や成長の乏しくなった年齢の親たちが幼いままに変化せず、音を立てて成長し続ける子どもたちとのギャップの拡大のなかで、家族の再統合の幅や内容などをどう規定していくのかに苦慮し続けているのが光の子どもの家の現状である。

2.事例1：自己決定の原理より家族との信頼関係

外で飲酒してきた実父が、寝入ってしまった実母に怒り、実母が沿い寝していた1歳半の子どもを床にたたきつけた。それに怒り狂った実母が実父を刺殺したことで、前山智（仮名）は入所してきた。

智を抱っこした担当保育士と拘置所に面会を重ねて母子関係の継続を図った。高等裁判所までもつれた裁判期間は、幼児の親子関係の継続には都合のよいものだった。十数か月間ほとんど毎週欠かさず子どもを連れて制限の少ない拘置所に面会を続けた。

実母の服役した刑務所に、智の写真や絵らしくなっていく作品などを携えて、担当保育士と通い続けて母子の情緒的関係の発展を図った。

九州の山間地の実母の実家では祖母と実母の兄夫婦が農業を営んでいた。そこへ智と担当保育士を伴って訪ねた。智の年上のいとこが3人いてすぐに智と遊び、よい関係になっていった。ただ、祖母は、「人殺しをした娘にこの家の敷居をまたがせるわけにはいかない」とかたくなに、実母との関係を拒絶していた。しかし、毎年、お正月とお盆に、担当保育士とともに車で駆けつけて、智を1～2泊させる私たちの取り組みのなかで、祖母は孫が可愛くなり、兄家族も私たちの訪問を心待ちにするようになった。

そのようになると、私たちが服役中の実母を訪ねたことを実母が祖母に手紙で伝え、祖母が孫を抱いて寝たことを実母に伝えるという、プラスのスパイラルが形成されていったのである。

一般に、服役中の親たちは正しくあることの意味を身体で感受し続けているものと思われる。だから、私たちとの関係形成が最もよく成り立つのが服役中の親たちとなのである。服役中の親などを訪ねてくれる者が極端に少ないか、私たち以外にいない場合がほとんどなのである。だから、いっそう関係が深まり、互いに良好になるのである。その場合、児童相談所と家族関係とのかかわりのベクトルや質量の違いが好機を逸する場合があることを留意すべきである。

それは、児童相談所は虐待などの発生現場である家族病理の進行過程にかかわり、親子分離から家庭崩壊に行き着く過程をたどらなければならないからである。児童養護施設の家族関係へのかかわりは分離され崩壊した後の凍てつくような心象風景などと隣る人となるための回復過程のシステムなのである。また、児童相談所のかかわりは、かかわる者の部署の移動を前提に行われる。それは、誰と替わっても可能なかかわりでなければならない。それに対して民間の児童養護施設の子どもやその家族とのかかわりは「かけがえのない」家族関係に替わるという側面を否定しては成り立たない。かけがえのないものに代わるという矛盾を担って子どもや家族関係にかかわり続けるというベクトルや質量の違いを明確にしてかかわりを展開しなければならないのである。

智の実母は、量刑の4分の1を残して実母の友人が身元引受人になって仮出所した。その実母の友人とも訪問や来訪を可能にして関係を深めてその出所を待ったのである。出所した実母は、すぐに智を引き取りたいと懇願した。しかし、実母の社会や乳幼児期の智との数年にわたる乖離をどう埋め合わせるのかが大きな問題であり、実家や実父の親族との関係の修復などをここにいる間に済ませ、それから親子関係の再生と発展に集中できるよう促したのだっ

た。このような場面では、自己決定の原理よりは、かかわる者との信頼関係に基づく説得力が不可欠なのである。出所した翌年の夏、智と担当保育士と実母を連れて実父の墓参を済ませ、その足で実母の実家を訪ねて、祖母や兄夫婦家族などと引き合わせて無事に家族関係の修復とこれからの見通しを持つことができたのであった。

それから数年間、九州の特産品が時々に届き、つい最近の光の子どもの家の子どもたちの行事に、祖母と実母と中学生になった智が来て一日楽しんだ。

智の場合、実母が引き取ったのが小学1年生の2学期だった。虐待や崩壊した家族の再統合は、施設在籍期間2年以内、子どもの年齢の一桁と、取り組みの継続的強化がその成否を決定することを強調しておきたい。

3.事例2:子どもの成長とそれに追いつけない家族

谷町平良（仮名）は小学6年生の12月、約3か月間児童相談所一時保護の後に、定員を1割も超えていた光の子どもの家に、熱い心の児童福祉司の力によってほぼ強引に入所してきたのだった。

平良が4歳の時実母が家出、兄と実父とともに残された形で、実父母は離婚した。2年後実父が再婚して、異母きょうだいが二人生まれた。その間、平良は親たちの「約束事が守れない。嘘をつく。万引き。」などを主訴に、児童相談所の通所指導を受けていた。しかし、実父・継母の拒否感が、体罰、締め出し、食事を抜くなどエスカレートしていく過程で、親子分離、施設入所が必要となったものである。

入所してきた平良は、最初は不信と不安に身を固めて手探りのように生活を始めたが、2学期の終わりの数日学校に行き、クリスマスとお正月などがあって、程なく生活グループにとけ込むことができた。中学に入学する頃には、ここから高校に行って将来は弁護士になって困っている人たちを助けてあげたい、などと「夢」を語れるようになっていた。実父は1か月に1度から2か月に3度ぐらいのペースで来訪し、平良との関係の継続を試みていた。約半年もたった頃、実父は、平良の施設入所を後悔し、できるだけ早く引き取りたいと児童相談所に願い出ていた。しかし、引き取って平良とその兄と異母きょうだい、継母との具体的な生活の計画などについて継母と相談さえできないでいた。

継母は、平良やその兄の顔を見ることも苦痛だと言っていたのである。平良が家にいた頃は、継母に取り入るために兄とさまざまなことどもについて、告げ口を競っていた。平良がいなくなりそれもできなくなった兄は当然のように、生活のバランスを失った。登校すると言っては盛り場をうろつき、帰宅も不規則にだんだん遅くなってきていた。高校受験の学年の兄は、学校から児童相談所に通告・相談されていた。そんな時でも、実父は、児童相談所に兄を連れてくるように指示されても、「相談所に連れて行くと兄も取られてしまう」と言って、実父あるいは継母だけで出かけるようになった。

そんなある時、実父が平良に面会に来た。すると、平良は激しく実父を拒絶した。「何を今頃親ぶってくるんだよ！俺の母さんをどうしてあいつのようにしてくれなかったんだ。来るなよ、ここは俺のいる場所なんだから」と言って、職員のなだめにも応じず、用意した実父との夕食にとうとう出てこなかった。平良中学1年の秋だった。実父は、すごすご帰り、それから2か月ほど連絡を絶った。

私たちは継母と面識もなく、実父を通し、平良については光の子どもの家が責任を持つことを伝え、新しくつくった家庭における家族関係をよいものにするために力を合わせ、壊さないよう配慮して協力していた。しかし、平良の成長と実父の引き取り要請のギャップの克服などのために、継母の協力を得て、実父として平良への最低限のかかわりを願い、児童相談所に継母と面接の機会を作るよう要請した。継母は週1回面接指導を児童相談所で受けていたの

で、私たちは児童相談所で初めて継母と面接した。

実父との3番目の子どもを妊娠していた継母は、終始涙を流し、しかし私たちには気丈に装っていた。ケンカの絶えない家の様子や、平良の兄について互いにさわらないようにしていることなどを1時間余りにわたって話し合った。生まれてくるいのちをできるだけよい状態で生むことができるように助言をした。継母は、自分と実父との間の子どもたちだけで精一杯で、前妻の子どもたちについては、情緒的にはマイナスであることをかなり明白に表現した。

それからほどなく実父が平良に面会に来た。

実父との面談の1時間ほどは、実父の家庭は混乱していること、児童相談所で継母と私たちが面談した夜も激しい言い争いになったなど実父は伝えた。

前妻の子どもを後添えが心から愛することの至難さを言葉を尽くして伝えたが、実父は子どもたちと継母、自分と妻と、絶対うまくは行かないと断言しながら、それでも平良を引き取らなければ実父としての役割を果たせないと繰り返し言い立てた。光の子どもの家で平良が自分を拒否するほどに成長し落ち着いていることに嫉妬を感じるとまで表明した。

それを受け入れて、焦らず、長い生涯を見据え、彼の自立に備えて蓄えをするなど、実父として尊敬されるような努力こそすべきであることを伝えた。また、一緒に暮らさなくても週末帰省などの実施のために調整することなどを約束し継続している。

この場合、小学6年生の平良は、施設入所を望まなかったが、家から出たいという意志をかなり強く持っていた。生活のなかで、想像していた施設のイメージが消失すると同時に、居心地のよい居場所であり、信頼してもよい大人たちがいることを確認し、そのような条件のなかで、育ち盛りの平良の心身は著しく成長を続けていったのである。

一方、実父は実母との間に2児をもうけながら離婚をし、相当な決意のうえでした再婚と、その妻との間に子どもをなして形成を試みた家族生活のなかにある無理を見ることができなくなっていったものである。そして、実母の子どもを自分の子どもと同じように扱えと継母に迫ることがこの家庭の諍いの原因であり続けていた。そのような日常の連続が、ついに前妻の子どもである平良やその兄に不適切な対応を生み出し、平良の場合は実父と継母による明白な虐待となって児童相談所が家庭から分離して光の子どもの家に入所となったものである。その結果実父は自らのアイデンティティを見失い、それを確認するために平良の引き取りを要請すること以外に考えられなくなっていたものと思われる。

継母は、実父である夫を愛すれば愛するほど、その夫が他の女に生ませた子どもを愛するよりは憎み、その存在の消滅さえ願うようになっていったのだろう。

継母との面会中の涙に濡れた顔と、気丈な物言いのアンバランスがそれを明確に語っていた。

4. 結語

以上、家族の再統合と親の希望や願いと現実についてほんの一側面を述べた。これまで光の子どもの家から家庭引き取りになった子どもたちへの後保護は、最短で2年、最長が16年にわたったこと、同じような家族や子どもは1ケース、ひとりとしてない。それぞれがそれぞれに違うのである。その違いを心しながら、最大限の尊敬の念をもって日常的に家族にかかわることが肝要であることを確認しておきたい。

キーワード：**隣る人となるための回復過程のシステム**

児童養護施設の子どもと家族関係へのかかわりは分離、崩壊後の病み傷ついた子どもや家族の心身などと隣る人となるための回復過程のシステムである。社会や家族における人間関係の質量を強化していくことが虐待問題解決の方法と考える。児童養護施設を利用した家族と信頼関係をつくり日常的にかかわりながら協力し、子どもたちが社会的自立を果たし、誰とでも隣る人となり、その一隅を照らす存在となる回復過程のシステムである。このシステムにリンクするのが後保護で、虐待発生の病理家族の再統合に必須の後保護は、最低2年～10年を超えるサポートが必要である。

特集
家族の再統合

再統合後の家族への支援

児童養護施設　三光塾　施設長　側垣一也（そばがき かずや）

1．はじめに

「子どもと家族」を取り巻く状況は、年々厳しいものになっている。その中でも最も深刻な課題である保護者や家族による子どもへの虐待は、現代の子育て家庭や保護者の養育不安や孤立した姿の現われだと考えることができる。なかには、一生懸命子育てを考え、苦しみ悩みながら結果的に子どもに手をあげることを防ぐことができなかった家族もある。「子育て」が、個別の家族のみに負わされた課題ではなく、社会全体で考える課題であり、「子育て」を支えてゆく有効な社会的なシステムを一日も早く作りあげることが、何よりも大切なことだいうことを示している。1947年の児童福祉法制定の時代から社会的養護の一角を担う児童養護施設に課せられた役割も大きく変化し、家庭養育の代替から、地域の家庭養育の補完サービスへ、そして現在は虐待を受けた子どもの保護、心の傷の回復への援助、自立支援のみならず、虐待を起こしてしまった家族の再統合と社会的自立への支援という役割まで担わなければならない時代になっている。ここでは、私たちの小さな取り組みを紹介しつつ、家族の再統合に向けての課題と再統合後の支援のあり方について考えてみたい。

2．児童養護施設三光塾の現状

三光塾は、定員40名の小さな施設で、兵庫県西宮市にある。周辺は都市型の住宅街である。近年、三光塾への子どもたちの入所ケースも、全国の児童養護施設と同じように大きく変化してきた。特に最近10年間をみると新規入所ケースの大半は虐待ケースであり、2004年4月現在入所児童の内70％は虐待を受けた子どもたちという状況になっている。2002年11月には、隣接する宝塚市に地域小規模児童養護施設「御殿山ひかりの家」を開設し、新たな地域において24時間電話相談やショートステイなども実施し地域の子育て支援サービスを展開しようと努力している。

先に述べたように、「子育て」を支える社会的なシステムの中で、児童養護施設は、単なる家庭養育の代替機能を果たすだけでなく、現代の困難な子育ての課題に真正面から取り組み、さまざまな課題を抱えた子どもたちが「安全で安心して生活できる」環境を整え、また、その家族とともに子どもたちの成長を支えるための働きを進めてゆくことが求められる。そのために、三光塾では「子育て支援のめあて」を定め、その理念に添って施設運営を行っているが、入所児童の約70％が被虐待児童という現在の状況は、子どもたちが毎日のように繰り返す激しい表現行動を受け止めるための苦悩と試行錯誤をくり返さざるを得ないのが現状である。それでも、私たちは以下のようなことを目標にあげ努力を続けている。

① 「子どもと家族に寄り添える施設」としての存在
② 地域における子育て支援に積極的な役割
③ 「子どもの権利擁護」の中心的役割を果たす

④　子どもの虐待の防止とネットワークづくり
⑤　子どもの自立・自助支援の充実を図る
⑥　グループホーム「御殿山ひかりの家」の運営

3.子どもと家族に寄り添う施設として

虐待を受けた子どもたちの入所の増加という変化に伴って、これまでの養育体制や職員の専門性のみでは対応できない状況が出てきた。虐待ケースは、保護者の存在そのものが中心的な課題であり、保護者と施設とのかかわりをどう適切に進めてゆくかが子どもたちの自立への大きな課題となることが見えてきた。また、1979年より施設内で開設していた学童保育所の存在も大きな影響を与えた。三光塾の地元小学校区の子どもたちを対象として、放課後の居場所として始めたのだが、身近な地域の中にも非常に不安定な状況で生活を営んでいる家族が少なからず存在し、適切なサポートがなされていないことが見えてきた。そこで、保護者との個人的な契約としてショートステイやトワイライトステイのようなサービスも実施してきた。

家族が家族として機能せず、家族間の課題、トラブルを家族の力で解決できない場合、虐待となって弱い立場である子どもにあらゆる暴力が向かう。そして、暴力を受ける子どものみが被害者ではなく、暴力でしか自らを表現できない親も苦しんでいることは言うまでもない。そのような経験を通して、私たちには、「三光塾が子どもを受け入れるということは、その家族も受け入れるということであり、施設として『子どもと家族に寄り添う』存在でありたい」という目標が生まれた。

「子どもと家族に寄り添う」ためには、施設内での子どものケアのみでなく、家族への積極的なサポートが重要な課題となる。それは、家族の自立の支援であり、家族として機能できるためのサポートである。さまざまな課題を、自分たちの力で、もしくは他者や社会制度・施策（支援）を活用して自らの生活を築き上げられるようになることである。これらのサポートは児童指導員、保育士の時間外の業務であり、日常業務にプラスされるものであった。しかしながら「子どもと家族に寄り添う」ために、そのプラスアルファの業務の必要性、重要性を認識し、職員としてファミリーソーシャルワーカー（以下ＦＳＷ）を配置した。

ＦＳＷに求められることは、子どもと保護者のこれまでの社会的な状況や思いの理解である。個々のケースの客観的理解は親子関係の再構築において必要なこととなる。つまり、子どもの立場を理解し、親に子どもの状況を伝え、親の立場を理解し、子どもにその状況を伝える。さらに、なぜ子どもが家族から離れ、施設で生活をするようになったのか、その意味や必要性、離れていても家族であることなどを、親と子の状況を見ながら、双方に理解できるように説明をする。子どもと保護者のパイプ役ともいえる存在である。また、地域の子育て支援も業務の一つである。子育て不安や虐待は社会的な課題となり、あらゆる地域で起こる可能性を持っている。そこへ児童養護施設が持つ子育ての専門的な部分を還元していく必要がある。これは、施設の社会化の一つであり、児童福祉への偏見を無くし理解を深め、親近感を形成し、福祉サービスを受けることへの壁を減らしていけるというメリットがある。地域の人間関係の希薄さからおこる孤立感や保守的な母親観などの間違ったプレッシャーによって潰されそうになっている感情などを吐き出し、受け止めてもらえる場所の提供である。そのために三光塾では地域の中で子育て不安への対応や子どもへの虐待、不適切なかかわりを防止するために、子ども未来財団からの都市家庭在宅支援事業の補助金を得て1996年秋に、24時間電話相談事業「HappyTalk＝ハッピートーク」を開設。1997年には、ＣＡＰ（Child Assault Prevention＝子どもを暴力から守る）プログラムを進めるために地域のボランティアや関係者等と「ＣＡ

Ｐにしのみや」を創設し、子ども自身が豊かに生きていけるよう援助するワークショップなどの活動も始めた。1999年３月に、地域の社会教育団体や保育士、弁護士、保健師、教員などと進めてきた研究会を発展させ、「阪神子どもの虐待防止ネットワーク“ほっと”」を設立して、地域の関係機関、個人のネットワークの構築を進めている。ＦＳＷの業務を整理してみると以下の通りである。

1）児童のケース記録の管理、自立支援計画の作成
2）「ハッピートーク」に来信した電話相談の受付、記録、統計資料の整理、関係機関との調整
3）児童相談所や指導員保育士などとともに定期的な家庭訪問を実施。家族の思いを受け止める作業
4）虐待防止についての資料収集、研究啓発活動
5）虐待に関する研修会の企画
6）虐待発見に関するマニュアル等の企画、作成
7）子どもと家族にかかわる多くの関係機関との連絡調整

これらの業務に加えて、今後の家族再生と支援を視野に入れ、保護者の研修プログラムの提供（コモンセンスペアレンティング、ＭＹＴＲＥＥプログラムなど）の準備も進めている。当然これらは、ＦＳＷだけではなく、施設職員の協力と子どもたちの家族や地域の理解、協力が必要であるのはいうまでもない。ＦＳＷは、2004年度より全国の児童養護施設で配置可能となったが、家族の再統合とその後の支援にとって重要で不可欠な存在であると考えている。

４．家族再統合の試みと再統合後の支援の課題

ＦＳＷを配置して８年を経過したが、家族の再統合への取り組みと家族統合後の支援については事例として提供できるケースはあまり多くはない。深刻な課題が多く再統合の可能性が低いケースが多いためであるが、現在、再統合後も継続してかかわりや相談、援助を実施しているケースは５ケース程度である。ここでは、積極的な支援が途中で終わった過去のケース事例を挙げて考えてみたい。プライバシー保護のために加工して提示する。

【ケース概要】

〔主訴〕母親からの身体的虐待〔性別〕男〔年齢〕入所時３歳　退所時６歳〔家族〕実父・実母・姉・本児・弟・祖母・叔父〔入所経路〕病院からの匿名の通報、警察の説得で緊急一時保護後入所〔家族関係〕母が本児を出産後体調を崩し父方祖母宅に同居。祖母は家族の中でも中心的な存在。しつけができないのは母親のせいだという考えがある。祖母は姉をかわいがり本児はいうことを聞かない子どもという認識。父は祖母の意見に従順。母は、祖母の支配下にあり、叱責をおそれて先取りして本児に体罰を加える。〔虐待状況〕本児が排尿便の自立ができない、などということからベランダに放置、食事を与えない、灸、たばこを押しつける。両手足を縛り物干しにつるす。風呂場で熱湯にかける。〔臨床症状〕手足指には火傷の傷痕、背中や股間にはケロイド状の痕。片足甲に３度の火傷。知的には普通域。感情の表出が不自然。〔虐待者〕母は高卒後働きながら保育専門学校に通学。父親から殴られた経験がある。知的には高いと思われるが無表情。状況により行動を統制できなく不的確な行動をすることがある。〔援助方針〕祖母宅を出て両親と子どもだけの家庭を形成できるように援助し、母に対する祖母の影響を軽減する。同時に父に対して子育ての協力を求め責任を自覚できるよう援助してゆく。母には、機会を見てカウンセリングの受診を勧め、自分自身の課題についての気づきを促す。〔入所時〕ケースワーカーと本児一人で入所。よくしゃべる。最初に出会った施設長にまとわりつき愛想を振りまく。抱き上げると体が極度に硬直する。夜驚。１週間後両親面会要求あるが拒否。〔１か月〕祖母および両親面会。体が硬直。不安定になる。母に面会の際には必ず父と同行するように条件を提示。父にも協力を依頼。両親は了承する。〔２か月〕月２回程度施設内保育の場面に母参加。最初は見学のみ。その後、母も保育に参加。他の子どもとともに本児も母に近づき一

緒に遊ぶ。〔8か月〕両親、祖母と数時間の外出。帰宅後、不安定。1泊の自宅への帰省開始。施設に戻った夜は泣く。両親にもその旨を伝える。ＦＳＷに母が自分の生い立ちや家庭でのしんどさを漏らすようになる。〔1年半〕幼稚園入園。月1回ペースで帰省。参観行事には両親の参加を求める。父の努力に対して評価。〔1年10か月〕夏休み1週間の帰省要求。帰省期間中にＦＳＷと保育士が家庭訪問、児童相談所のケースワーカーも別の日に家庭訪問することを条件に認める。帰省後不安定になる。家庭での父親の役割について施設長と父親が話し合う。〔2年3か月〕家族からの引き取り要求がより強まる。賛成できないが、引き取り後の援助体制を十分に形成すること、母と本児のカウンセリングとセラピー受診を条件に認める方向を出す。〔2年5か月〕月2回母と病院にセラピーのため通院。引き取りに向けて、施設、児童相談所、学校長・教員、市教育委員会、家庭児童相談員等と、経過観察の方法と定期的な連絡会の開催を打ち合わせ。学校を中心に見守り体制を形成。1か月後、小学校入学前に引き取り。母に対しては、子どもに対する自分の不適切なかかわりの認識と現在までの努力を認め、いつでも相談に応じること、父に対しては子どもの養育は母への協力が大切であることを再確認した。家庭児童相談員による定期的な家庭訪問を受け入れることを確認。入学後3か月目、学校水泳の参加を火傷痕を理由に母と祖母が拒否しているとの連絡が学校よりあり。父に連絡を取り事情を説明する。父は、責任を持って参加させることを約束。その後参加報告あり。〔秋の運動会〕ＦＳＷと担当保育士が運動会見学をかねて見に行く。家族も全員参加し母親にも甘えを見せている様子を確認。その後、年に数回本児から担当保育士に手紙が来る。学校のこと家族で遊びに行ったことなどが書かれている。学年の変わり目に関係者の打合会を実施することをＦＳＷより児童相談所に持ちかけるが、担当ケースワーカーや担任や校長が交代したことにより実現しない。運動会開催時に学校訪問することだけになる。

この事例は、ＦＳＷを配置して間もない頃でもあり、深刻なケースでありながら日常的なケースカンファレンスや関係機関の連携も十分ではなかった。特に引き取り後の見守り体制や家庭訪問が十分になされたかというと疑問である。子どもと家族の一番身近にいる施設側からの積極的な働きかけが必要であった。これらの反省を踏まえて、現在ではＦＳＷと子どもの担当者により引き取り前から定期的な家庭訪問や電話相談を実施し、あるいは個別のケースに関して、スーパーバイザーである精神科医師や臨床心理士、児童相談所ケースワーカー、学校教員、地域の児童委員、ボランティアなども含めたケースカンファレンスを実施し、引き取り後の子どもと家族援助への課題の整理と役割分担を検討しながらより積極的な家族支援を行うように努力を続けている。

5. おわりに

家族再統合支援と再統合後の家族支援はそれぞれ別のものではなく、子どもの入所時点から自立支援計画の中に位置づけられる必要がある。そして入所中に個別的な信頼関係の形成を施設のワーカーと家族がともにめざし、家庭復帰時に今後の相談方法や家庭訪問の方法を家族と合意する仲立ちの役割をＦＳＷが担う必要がある。もちろんそれは大人の側だけの論理ではなく「子どもの最善の利益」という基準が大前提である。わたしたちも試行錯誤を続けながら努力したいと願っている。

キーワード：**ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）**

2004年4月より児童養護施設および乳児院に配置することが可能になった。その役割は、施設入所児童と保護者の社会的な状況や感情の理解をもとに、保護者と子どものパイプ役を務めることである。どちらの立場にもなり、また、どちらの立場にもならず中立的な存在である必要がある。もう一つ重要なことは、子どもと家族を取り巻く社会的な組織や資源を有機的に結びつける役割である。これらを施設の指導員、保育士、セラピストとの協働作業として行う必要がある。

特集
家族の再統合

英国およびフランスの家族再統合の現状
―児童福祉制度との関係から

養子と里親を考える会　事務局長　菊池（きくち）　緑（みどり）

1．多い英仏の家庭外育成委託

家族を離れて施設や里親家庭で養護されている子どもは、英国でもフランスでも日本の２倍以上多くいます。英国では、1970年代から地方自治体の育成児童は、北アイルランドを例外として減少し、2002年度では75,000人、なかでも施設入所児童が減って10,200人、里親委託児童が45,000人です。それに養親認定家族への養子縁組準備委託を加えると、アイルランドを除いて８～９割が広義の里親委託。他方、施設入所はどの地方でも、問題行動を抱える思春期の子どもで、３～10人程度の小規模施設に入所していると言われます。[1]

フランスでも、県の児童福祉当局が養護する子どもは激減していますが、里親委託に減少傾向がみられます。1999年では、養護児童は111,400人、うち里親委託児童は59,000人、施設在所児童は52,400人です。ただし入所施設と里親の利用の仕方は柔軟で、里親に委託されている青少年が自立支援型施設に週日滞在し、週末や休暇に里親家庭に帰ることができます。また家庭復帰後の子どもと家族に緊張関係が強まれば、従前の里親に子どもを短期的に委託し、関係を調整することもできます。そうして子どもは、必要があれば21歳まで、施設と里親、あるいは実親と同じ里親の間を行き来しながら、困難な時期を乗り越えます。

2．行政決定と司法決定による委託

これらの家庭外委託は、保護者または青少年の申し出によって、父母または青少年の合意を得て行政的に決定される場合と、合意によらずに司法（裁判所）の決定で強制的に行われる場合があります。司法決定による家庭外委託は、フランスでは行政決定より驚くほど多く、2000年度のパリ県の児童福祉統計では家庭外保護の70％は司法決定によるものです。

英国では、大体60％が親による任意委託、40％が強制保護ですが、長期的ケアでは60％が強制保護で、虐待を受けた子どもが主であると言われます。[2]

行政決定による任意委託は、父母など法定保護者の合意と協力を得て行われるため、親権（英国では親責任と言われる）が全く制限されず、法定保護者はそれを自由に行使できます。したがって父母はいつでも子どもを引き取ることができますが、関係機関・支援団体のパートナーとして子どもの育成に協力することが義務づけられます。

裁判所の決定で家庭外に強制保護されるときは、子どもの宿泊を決定する親の権限（居所指定権）が制限されて子どもの保護が確保されますので、家庭復帰は、保護の必要がないと裁判所が認めない限り、許可されません。しかし、司法的保護の下にある子どもと家族の交流は、裁判所の制限がない限り、積極的に行われます。フランスでは、実親が250キロまでの距離に住んでいる場合、面会にかかる交通費が払戻されたり、交通手段を提供されます。にもかかわらず１年以上子どもと全く会おうとしない親に対

し、裁判所に子どもの遺棄宣告を申立てて子どもの養子縁組を合法的に可能にすることもできます（民法377条）。[3]

フランスでは、かつては任意保護も強制保護も措置期限が定められませんでした。その結果、親が子どもを引き取ると言わなければ、いつまでも保護された状態に置かれ、措置機関もそういう子どもを忘れ、実質的に親子関係を喪失する子どもが数多くいました。そういう子どもが心理や行動上の障害に陥る問題が注目され、精神医学的、社会的に大きな問題となりました。現在では法律によって、強制保護は２年を越えない期限、任意委託は１年を越えない期限で決定されます。期限内に家庭復帰できなければ、再審査後に同じ条件で更新されるか、新たな措置が決定されます。その場合、親の合意の有無で行政措置から強制措置へ、逆に強制委託から行政委託に切り替わります。再審査には、実親、子どもおよび子の育成にかかわった者の意見が聴かれます。

英仏では、親子関係のない子どもや決定的に家庭環境を失った子どもには、養子縁組が積極的に進められています。ただし、当事者が同意しなければ、年少の子どもには、近親者や長期里親への委託で、愛情と安定そして継続的育成環境が保障されます。英国では、地方当局のケアにある子どもの養子縁組準備委託が2000年に3,700件、フランスでも、県の児童福祉当局が受理した「国の被後見子」（養子縁組が合法的に可能）の養子縁組は1993年に1,355件ありました。日本では、2002年に要保護児童の特別養子縁組がわずか350件です。したがって、長期養護が多くならざるを得ないという状況にあります。

3．英国のケアプラン

英国では、1989年に新しい児童法が施行され、その期に保健省と教育省が共同でケアプランの書式モデルを公表しています。ケアプランは地方当局の立てる処遇計画ですが、書式には、処遇計画（the overall plan）を選択する部分があります。その選択肢として以下の項目が挙げられています。

□期限を限定したアセスメント
□在宅支援（家族維持サービス）
□１か月以内の家庭復帰
□６か月以内の家庭復帰
□結果的家族再統合（何か月以内を明記）
□親戚または友人との生活
□市町村における生活支援
□自立生活支援（Independent living）
□特別施設への委託（例、治療施設）
□長期里親委託（従前の実の家族へは戻さない）
□養子縁組
□一連の短期委託（Series of short term breaks）
□その他（明記のこと）

上記のいずれかを選択しますと、その理由、それに伴う仕事、鍵となる仕事、その仕事の責任者および日程を書く欄があり、それらが明確に文書化されます。

選択肢のなかで、「１か月（または６か月）以内の家庭復帰」は、家庭復帰の予定が明らかな委託。「結果的家族再統合」は、家庭復帰は不確実でもその目標をもって行う委託と考えられます。親の引き取りが不適当または不可能な場合は、他のいくつかの選択肢があります。すなわち、近親者や友人に子どもの引き取り手がいれば、「親戚または友人との生活」が選択されるでしょうし、それがない場合は、年長の子どもなら、「市町村における生活支援」や「自立生活」、年少の子どもなら「長期里親委託」や「養子縁組」が選択肢として挙げられています。施設は子どもの必要に応える機能をもつものが例示されています。

「一連の短期委託」とは、１年以内に４週間を越えない期間で短期的に同じ里親に120日を限度として活用される里親委託のことで、レスパイトケアを目的としていると言われます。[4]これは、先に述べたフランスの家庭復帰後の一時的委託と相通じるものが

あると思います。

こうして立てられた処遇計画は、実行のための調整に合意が得られると、見直しは法定の再審査まで変更できないと書式には書かれています。

2002年の里親委託規則によれば、委託後、最初の1年目は、委託1週間以内に、その後6週間以内に子どもの委託先を訪問します。2年目以降は、3か月間隔で委託状況をモニターし、里親への指導・支援を行います。地方当局が子どもの育成委託を民間の里親委託団体に委託するときは、社会福祉部が訪問し、委託状況をモニターします。こうして最長6か月間隔で再審査を行って、現行の委託が委託児童の最善の利益を保障しているかどうかを子どもと親および里親等関係者が検討し、委託の終結、変更あるいは措置の更新などを決定します。更新する場合は、同じ委託を最長でもう半年継続するかどうかが決定されます。[5]

このように英国では、ケアプランを立てる時から、あるいは6か月を越えない期限で再審査をして、パーマネンシー・プランに基づいて、年少児童には、早期に永続的家族を、年長児童には自立支援を行うために、ケアプランが立てられています。この永続的家族の中心は、実親の家庭であり、家族再統合に相当力が入れられていることがうかがわれます。

この書式モデルの欄外には、「ほぼ60%が6か月以内に実親の家庭に帰り、87%が5年以内に家庭に行く」と付記されています。この87%の家庭には、親戚や知人の家庭、長期専門里親または養親適格者の家庭が含まれると考えられます。

2003年の桐野由美子氏の聞き取り調査(ロンドン、ブリック市等)によれば、家庭復帰は、調査の結果から6週間以内で行うのが最も良いことが判り、現在では、調査対象のいずれの機関もその目的で努力していたということです。英国中央政府の教育福祉関連機関の2002年度の統計によれば、ケアにある子どもの平均措置期間は757日という短さで、予防的措置として育成委託が行われているのが分かります。

英国では、家庭復帰のケースワークは、ジューン・ソブン教授によれば、里親委託と同じ技術を用いればよいことが偶然に発見されたと言われています。彼女は、実態調査をもとに家庭復帰に関する分析と考察をその著書で詳述していますので、その翻訳[6]をぜひとも参考にしていただきたい。

4. フランスの委託終了に関する調査と理論

フランスでは、少し古い統計ですが、1991年のセビュラらの調査に里親委託終了の状況を分析したものがあります。これは23県の委託終結児童1,684件を対象としたもので、57.5%が家庭復帰、9.5%が措置変更、20%が満年、5.2%が養子縁組という結果を得ています。また同年9月～12月に委託解除された413件をさらに詳細に分析した結果、総じて里親委託は子どもを低年齢時（70%が7歳以下）に委託し、一時的な問題解決のために活用しているが、3分の1は委託解除まで8年以上の委託期間があり、それが18歳を越える場合もあると述べています。そして8年以上の委託では、その75%が同じ里親に委託されていることを明らかにしました。[7]

もう一つの研究に、精神科医で里親研究に優れた業績を残しているミリアム・ダヴィッドの調査があります。[8]彼女は、治療活動ファミリーセンター（CFAT）という団体で過去10年間に委託を終了した50人を調査し、委託終了に関する実務と理論を精神医学的観点から提唱しています。

この調査では、50人中36人（72%）が実親に引き取られ、5人が自立、9人が措置変更されています。実親に引き取られたケースの場合、委託期間4年以下が22件、4～8年が12件、8年以上が2件です。そして委託期間2年以下で親に引き取られた14件のうち10件が、その後、家庭に留まれなかったことを明らかにしました。M. ダヴィッドはその理由を考察して、それが幼児期に形成される親しい者（通常

は親）のイメージ（imagos parentales）と深く関係し、従前の保護者にそのイメージを抱けない子どもが、里親からそれを得るためには、２年以下では足りないのだろうと推論しています。このような心理的問題をもつ子どもの場合、家庭復帰は、まず子どもが里親家庭で安定した状態を得ていること、そして親自身が社会的、心理的に安定を得ていること、さらに親が子どもと定期的に交流のあることを目安として準備を始めるように奨めています。

さらに、家庭復帰の援助には、委託された子どもの成熟を認め、里親からの乳離れを手助けすることが重要であるとしています。里親と子どもの別れはその子の放棄でも親しい者の喪失でもないこと、その子どもと里親の心の奥深くにある別れの動揺を明らかにし、表現させ、互いに納得し、別れを惜しみ合うことを認めることが必要であると述べています。

家族再統合をいつから具体的に準備するのかということは、子どもと家族または親子関係の状態によって決められるべきで、予定や規則を厳守する委託終了には問題があり、とくに心理的、社会的問題を抱えた親子には、心理的フォローアップのない委託解除は危険であるとも警告しています。

Ｍ．ダヴィッドは、委託解除を“準備された委託解除”、“協議された委託解除”、“切断された委託解除”の３つのタイプに分けて問題を整理しています。“準備された委託解除”とは、子ども・実親および里親など関係者が子どもの家庭復帰のために協力関係を持ちながら準備を進めることができた場合。“切断された委託解除”とは、実親、里親および支援チームに対立した雰囲気のあるとき、突然、待ったなしに子どもが引き取られ、その後に関係者との関係が切断されてしまう場合。“協議された委託解除”とは、切断の恐れのあるとき、話し合いで引き取りを延期させ、家庭復帰の準備を行う場合です。実親家庭への子どもの定着率をこの３つのタイプでみると、“準備された委託解除”の場合がきわめて高いことが明らかにされました。

５．家庭復帰後の援助

委託期間が長ければ長いほど、子どもが親との新たな生活に馴れるにはさまざまな困難を伴います。子どもは別の生活習慣や価値観を身につけていますし、親は子どもの成長を見ていません。親の状態も十分安定していないということもあります。

フランスでは、措置機関が、委託解除時に、開放的在宅育成支援（ＡＥＭＯ）を措置することも、親の希望でそれを受けることもできます。この措置が決定されますと、ソーシャルワーカー（育成指導員、ソーシャルアシスタント、家事援助者）が家庭に来て、家族を援助し助言し支援します。心理的支援や心理療法も受けられます。[9]英国でも、在宅支援活動を行う地域のファミリーセンター等が同じような役割を担っているようです。そのような在宅支援が得られて、はじめて早期の家庭復帰を積極的に進めることができるのではないでしょうか。

注

(1)津崎哲雄「イギリスの里親制度」湯沢雍彦編著『里親制度の国際比較』p.２－３、2002年ミネルヴァ書房

(2)ジューン・ソブン「新世紀のイギリスのファミリー・プレイスメント」養子と里親を考える会編『新しい家族・42号』p.67、2003年

(3)Association le Fil d' Ariane avec Pierre Verdier, *Mon enfant est placé, j'ai des droits.* p.38

(4)許末恵「イギリスの里親制度」湯沢雍彦編著『里親制度の国際比較』p.36、ミネルヴァ書 2002年

(5)前掲の津崎著p.18

(6)ジューン・ソブン著、平田美智子・鈴木真理子訳『児童福祉のパーマネンシー』筒井書房 1998年

(7)Jean-Claude Cébula.et al.*Le Placement Familial de l'Aide Sociale à l'Enfance-Ē tude National(mai 1992-septembre 1993)* ,p.140,162-165. La Documentation Française,1994

(8)Myriam David, *LE PLACEMENT FAMILIAL - de la Pratique à la Théorie,* p.374-410, ESF édition 1994

(9)注３の前掲書p.31

キーワード：**家庭復帰の準備**

子どもの状態と家族の状態が安定しているとき、そして定期的に子どもと家族の面接が行われているとき、家庭復帰の準備を開始する。その準備には、子ども、実親、里親（養育者）それぞれに対し、別れと新しい環境への再適応を容易にするカウンセリングと物質的支援をする。社会的・心理的問題をもつ親子の場合は、心理的フォローアップを必要とする。

特集
家族の再統合

アメリカにおける家族再統合の現状

社会福祉学博士 ヘネシー 澄子（すみこ）

1．はじめに

現在のアメリカの児童福祉は1997年に施行された連邦政府の「養子縁組と安全な家族法」によって実践されている。各州はこの法律を基礎にして、自州の児童福祉法を改正する。そのため州ごとに児童福祉法が異なる。オレゴン・ユタ・ジョージャ・ワシントン州のように、実践の責任を州政府が取る州と、州が指導して実践を郡や市に任せる州とでは、サービスの形態が異なり、実状が把握しにくい。今回は連邦政府児童局や全米に跨る情報網を持つ米国児童福祉リーグなどの機関の報告を主に紹介する。また具体的なプログラムには、ある一部の州、市、または私立児童福祉機関で試験的に行ったものも含まれていることを、ご承知おきいただきたい。

2．児童の安全保障重視による家族分離政策（1974―1980年）

1960年度にジョンソン大統領の下で繰り広げられた「貧困との戦争」で、連邦政府は社会福祉プログラムに多大な予算を各州に配分し、結果、州や市の公的福祉機関の力が増大した。それまでは親の離婚・病気・失踪などの理由で、家庭で生活できない児童の養護は私立機関に任せられていたが、州が私立機関と契約し、私立機関は公的資金を貰う代わりに、監査されるという関係に移行した。これを決定的にしたのが連邦政府の「児童虐待防止法」（1974年施行）である。その内容は、児童虐待の通告を受ける公的窓口を各郡や市に設定すること、被虐待児の保護と親権の停止に児童・家庭裁判所が関与することなどであった。その意図は児童の安全保障であり、虐待する親は「加害者」として、児童を引き取る前提に「治療」を受けることを裁判所から命令された。多くの親は「治療に拒否的」で、「虐待の事実を認めず」、「親としての責任を取らない」などの理由で親権を剥奪され、結果として児童は里親宅に長期間預けられ、問題児は里親宅を転々とすることになった。

3．家族再統合政策の最盛期（1980―1997年）

この「家族分離」政策の反動として、「養子縁組支援と児童福祉法」が1980年に施行され、できうる限り家族の再統合を目指し、不可能なときは養子縁組を行い、児童が里親宅を転々とすることを予防するように州政府に命じた。さらに、児童が永続的関係のある家庭で育つ必要性を強調し、里親宅に委託後18か月以内に「永続計画」を裁判所に提出することを命じている。そのうえ、児童に関係ある職業につくものが通報を怠ることは罰則に値するとした。できうる限り家族を再統合するため、1980年代に各地で「家族保存プログラム」が実施された。家族を一緒にして置くほうが安上がりであるとして、これが1993年の「家族保存と支援法」に発展し、一時期「家族保存プログラム」に大きな予算が連邦政府から州政府に送られた。ここでは実親だけでなく、養子縁組をした親や里親（特に近親里親）なども支援の対象とされた。1980年から1997年までが、家族再統合政策の最盛期といえる。

しかし、「家族保存プログラム」の資金を受け取った機関への追求調査の結果、これはあまり効果がなく、家庭に留まった、または家庭復帰した児童が、プログラム終了後３年以内に、親から同様な虐待・放置を受け、５人に１人は親子分離していることが判明したのである。

4．再度児童の安全保障と永続性重視の政策（1997年～現在）

アメリカの立法の過程を見ると、時計の振り子のようで面白い。1997年に施行された現行法の「養子縁組と安全な家族法」には、またもや児童の「安全」の確保が最大の課題であり、児童が永続的に属することができる場を確保すること、児童の心身の健康（ウェル・ビーング）を保障することを目標にして、児童の健全な成長を助長すべしとある。これは前法の「できるだけ努力をして」実親からの分離を防止するという目的から反れている。具体的には、虐待の通報を受けてから事実調査を48時間以内に行い、家庭裁判所で親権停止の審査を行うこと。そして6か月ごとに親の再生の経過を裁判所で検討し、児童が家庭に復帰できるか診断し、もし望みが薄い場合は親権剥奪の準備に移ること。また児童が過去22か月のうち15か月家庭から分離されて暮らしているときは、親権を剥奪するなど、非常に細かく指示している。そのうえ、各州は児童虐待予防と防止のための5ヵ年計画を立て、毎年目標の達成度を連邦政府児童局に報告する。児童局は5年間に全州を監査し、統計的にも質的にも良い結果が出ている州は次の監査は5年後に、問題がある州は修正計画を提出して2年後にまた監査を受けるとしている。私の住むコロラド州は2002年に監査を受け、問題が多大にあると指摘され、州議会から予算をもらって現在修正中である。連邦政府からの監査を踏まえて、各州の児童福祉従事者たちが早期に親権剥奪を裁判所に申請し始めた結果、連邦政府児童局の統計によると、1999年3月には実親から完全に切り離されて（「フリーになる」と表現する）養子縁組を待つ児童が全米で11万7千人、これに対して1998年度に公的機関を通して養子縁組ができた児童はわずか3万6千人で、新しい社会問題を引き起こしているといえよう。

このように「実親家庭への再統合」は過去の課題であり、現在各州の福祉局児童・家庭課では、児童が永続的に属せる家庭で健全に育つことを目的としたプログラムづくりに取り組んでいる。永続的に属せる家庭には、もちろん実親も入っており、実親との愛着の絆を結ぶことが第一であるとされている。それらの一部を紹介する。

（1）愛着の絆作り－「健康な家族」「健康な出発」

これは1980年代に健康な家族運動として、各地の産院や児童福祉機関で始まったプログラムである。「要注意」の要素を持つ家庭（親が虐待・放置の生育歴をもつ、貧困、若年出産、ＤＶ、麻薬・飲酒常用の環境、未熟児・障害児など）に生まれた乳児と親に集中的に（最低週1回）援助を行うもので、家庭訪問して、抱き方・哺乳方法から乳幼児期の成長段階に沿った親のかかわり方を教える。児童が3歳になるまでこの援助が行われるので、その間に次子が生まれると、長子の嫉妬行為をどのように愛着行為に誘導するかなど、丁寧に指導する。指導員（ソーシャルワーカーか看護師）と家族間に信頼関係が生まれると、次は、両親の日常生活問題や幼少時に受けた心の傷の癒しが中心となる。健康な家庭を築くには、両親の心身の健康が先ず大切なので、カウンセリングや他の地域資源の利用などがプログラムの核となる。2003年から全州がこのプログラムを公的費用で実施している。この乳幼児期への投資（1家庭1年2千5百ドル）で非行や犯罪を予防でき（少年院1年1人5万ドル）、愛着の絆が結ばれた幸福な市民が増えるならば安いものだと州政府は言う。

（2）一般家庭の支援－地域家庭資源センター

ファミリー・リソース・センターと呼ばれ、特に貧困地帯に多く設置されている。地域によって異なるが、家族のどんな相談にも乗れる窓口、育児や家庭生活に必要な本や講演があり、無料で短時間児童を預かってくれる地域もある。ショッピングセンターなどに設置され、気軽に利用できる。このセンターは私立（ＮＰＯだが日本のＮＰＯより法人に近い）で、公的補助金と地域からの寄付でまかない、地域の代表者たちが理事となってその地域に合った家庭支援プログラムを作成・運営している。

（3）親子分離の予防－集中的家族保存プログラム

虐待通報があると、福祉局児童・家庭課では、先ず通報の事実性、児童の安全度と緊急性を検討する。児童の命に危険がなく、親の躾の仕方の問題であり、「怒りの処理」の方法が誤っているとみられると、家族崩壊を予防する目的で、通報後24時間以内に家庭保存チームによる集中的介入が行われる。チームは福祉局のソーシャルワーカーと地域の精神保健センターのスタッフで構成されることが多い。チーム毎2～4件という少ないケースロードで、週7日間24時間介入できる体制を整えている。週5～20時間の介入は家庭で行われ、育児方法、怒りの管理、夫婦問題の解決など多角的、教育的である。4～8週間の集中的介入で、家族関係が安定したら、地域精

神保健センターや前述のファミリー・リソース・センターから連続したサービスを受けることを前提に、チームの介入を終了する。

（4）児童の「永続的所属」を早める「平行計画」

児童の安全が実親家庭で保障できない場合、児童は一時保護所や短期里親宅に委託される。48時間以内に家庭裁判所に調査結果が提出され、実親、児童、福祉局のそれぞれの弁護士などが出席して法廷で争うアメリカらしい光景が展開される。これは児童の権利とともに、親の権利も守る大切な裁判で、調査官の結論が誤りであると判断されると、児童は親元に帰される。場合により、親は「集中的家族保存プログラム」を受けることを命じられる。虐待の事実が判明すると、親権は一時停止され、次の段階に移る。

もし実親が再教育などで1年以内に虐待しない親になれると判断された場合、児童は養育里親に委託される。この里親たちは、児童だけでなく実親も「養育」する訓練を受けている。裁判官は実親に「親となる教育」「怒りの管理」などの科目を6か月以内に修了すること、ソーシャルワーカーの監視のもとに児童と毎週接することなどを命ずる。面会場所は、最初は福祉局や学校などで、のちには里親宅への訪問が許される。6か月後の法廷で親子関係の成長が報告され、児童の安全が保障されると、家庭復帰の準備段階に入る。最初は1日昼間だけ家に帰り、徐々にその日数を増やしていく。このときに後述の「集中的家族再統合プログラム」が実施されることもある。裁判官から親権が返還されると、児童は実親の元に戻るが、「集中的家族保存プログラム」を受けるよう命じられることもある。

実親が複雑な社会問題を抱えていて、児童の早期家庭復帰が危ぶまれるときは、「平行計画」が実施される。コンカーレント・プランニングとか、エクスパーダイテッド・パーマネンシー・プランニングとも呼ばれ、高価なので、6歳以下の児童を対象とする州が多い。児童は養子縁組可能な里親宅や近親里親宅に委託され、実親には「集中的家族再統合プログラム」が実施される。「家族保存プログラム」に似ているが、両親の早期再生が中心で、72時間以内に家庭訪問を行い、親や育児環境の「要注意度」を鑑定する。プログラムスタッフは7日間24時間勤務体制で主に夜や週末に介入を行い、いろいろな地域資源（麻薬治療、DVカウンセリングなど）の利用を可能にする。両親がこのプログラムで立ち直りを見せると、2～4週間以内に児童を両親の元に返し、育児指導を行う。以後のプログラムは「家族保存プログラム」と同じである。ただ親が6か月以内に充分な成長を見せないと、12か月を待たずに親権剥奪の裁判が行われ、児童は里親と養子縁組をして「永続関係」に入る。近親（親の友人や児童の学校の先生なども含む）との養子縁組が多いが、実親の危険度が軽い場合、児童は実親の元で育ち、近親が児童の法的保証人となることもある。

（5）親子を一緒に養育する「家族里親プログラム」

シェアド・ファミリー・フォスター・ケアといって、若年出産をして近親の支援のない母親や、虐待・放置の成育歴をもつ実親が、児童と一緒に里親宅に平均3か月委託され、愛着を深める育児法、日常生活の問題解決法など、里親を役割モデルとして見習うプログラムである。親子分離をせず、集中的で、「家庭保存」や「家族再統合」のプログラムより安いので、各地で試験的に実施されている。

5. まとめ

これらの特徴は、先ず親子分離をせず、分離期間を最短限に止め、できるだけ親子一緒に治療すること、特に親の心の傷の癒しと問題解決方法の技術の習得に力を入れていることである。しかし現行法の問題は州に命令する項目が増えているのに、児童福祉の予算を年々減らしていることである。1996年の「社会福祉改革法」で、生活保護を受ける期間が生涯5年間と限定された。現在アメリカ経済の停滞で失業者やホームレスが増加し、貧困層が拡大している。貧困とネグレクトは正比例することがいろいろな研究で実証されている現在、この経済問題を解決しなければ、いかに素晴しいプログラムを作成しても、児童虐待・放置問題の解決にはいたらない。日本でも、一つのプログラム、例えば「家族再統合」だけに集中せず、愛着形成から、家庭保存、家族再統合、里親の使命の拡大など、多角的に計画すると同時に、一番根底となる経済問題の解決に力を注ぐ必要があると思う。

＊参考文献および参考ウェッブサイトは紙数の都合により省略しました。確認をご希望の方は、財団事務局までお問い合わせください。

編集後記

就学にも達していない子どもが著しい身体的虐待を受け、恐いから絶対に家には帰らない、お父さんにもお母さんにも会わないと言い張り保護された。その年齢で親を拒否しなければならない状況に長く置かれていたにもかかわらず、同室の子どもたちに仲間外れにされた時には「お母さんに会いたい」と泣いていた。保護所でいつもまとわりついてくる子どもが両親の面会の時にはまるで会ったこともないかのように職員を無視することは珍しくない。著しい虐待の存在を確かめ、子どもの意思を確かめて親子分離しているにもかかわらず、このように子どもにとって親の存在がいかに大きいか、本来可能ならば子どもは家庭で保護者のもとで暮らすことが自然なのだ、ということを思い知らされる。

ここ数年、諸々の理由から「家族再統合」が叫ばれるようになった。しかし西澤氏が触れているように、虐待を受けた子ども、虐待をした保護者に対する治療や支援への本格的な取り組みは今世紀に入ってからと歴史が浅く、国内外問わず研究も限られている。それでも、相澤氏が示したように、平成16年4月に「児童虐待防止法」の一部が改正され、家族の養育機能の強化や家族再統合の推進、虐待を受けた子どもだけでなく保護者の治療や指導の充実などが盛り込まれ、法的な後ろ盾も整い始めている。本邦でも児童虐待への対応は入り口からやっと出口へと目が向くようになったと言える。

今回原稿執筆を依頼するにあたって「うちは特に再統合について特別に何かをしているわけではないから」と、受け取り方によっては「特別に何かしたからといって再統合はどうにかなるものではない」と諭されるかのようにして、何人かの施設等の職員には執筆を辞退された。児童相談所の児童福祉司には児童福祉施設に子どもを入所させるとほっとしてしまう雰囲気があることも否定できない。「家族再統合」の困難さや複雑さは現場の誰もが痛感している。伊達氏や安川氏、平田氏など施設の現場でこれにあたっている先生方の論調がそれを如実に表している。

「家族再統合」の意味や定義に多くの執筆者が触れている事実からも、定義すら十分に共有されているとは言い難い現状があるといえる。それでも、子どもが家族を自分なりに整理し家族の一員としてある一定のかかわりを持ちつづけること、子どもにも保護者にも十分な社会的支援と治療が必要であること等の認識は共通しているように思える。

「家族再統合」はあくまでも、子どもとその家族のために行われることであり、目標値が設定され無理な家庭復帰が押し進められるようなことがあってはならない。それでも子どもにかかわる人々が常にこの可能性を意識して支援にあたることは大切である。治療や支援に十分触れられなかったとの反省をしつつ、この特集を通じて「家族再統合」への意識が高まり、治療や方法論の確立へ向けての一助となれば幸いと考える。

（担当編集委員　金井剛）

〔編集委員長〕
瀧口桂子（たきぐち けいこ）
前・東海大学健康科学部
社会福祉学科教授

〔編集委員〕
岩堂美智子（いわどう みちこ）
大阪市立大学大学院
生活科学研究科教授

金井剛（かない つよし）
横浜市中央児童相談所
医務担当課長

新保幸男（しんぽ ゆきお）
神奈川県立保健福祉大学
保健福祉学部
社会福祉学科助教授

伊達直利（だて なおとし）
旭児童ホーム施設長

森田喜治（もりた よしはる）
龍谷大学文学部
教育学専攻教授

池田マリ子（いけだ）
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略・五十音順）
編集事務局：井出厚子

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.57 2004-10　世界の児童と母性

年2回発行
2004年10月1日発行
編集・発行者
財団法人資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408　〒104-0061
ファクシミリ 03-3289-0314
URL:http://www.zaidan.shiseido.co.jp
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2－1－28

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

財団法人 資生堂社会福祉事業財団